

日本中・近世一揆史総合年表の作成

【 課題番号 60301046 】

昭和60～62年度文部省科学研究費補助金（総合研究(A)）

研究成果報告書

昭和 63 年 3 月

研究代表者

深 谷 克 己

(早稲田大学文学部教授)

は し が き

本報告書は、3年間の総合研究の成果の概要をまとめたものである。

以下、報告書を、Ⅰ. 研究の概要、Ⅱ. 一揆史年表作成上の諸問題、Ⅲ. コンピュータ利用上の問題点、Ⅳ. 一揆史年表の実例、Ⅴ. 総括、で構成する。

Ⅱ. 一揆史年表作成上の諸問題には、研究分担者全員が、3年間の総括を、各自の研究経験を踏まえて執筆することにした。そのため、年表作成の方法から共同作業の進め方、一揆史内容の認識に至るまで、執筆の角度にちがいが生じているが、多人数による総合研究の実態を率直に反映するものとしてそのまま収録した。

なお、付録として、過去3年間にわたり発行した『一揆史年表会報』をあわせて収載した。

1988年3月1日

研究代表者

深 谷 克 己

目 次

はしがき

I. 研究の概要		1
II. 一揆史年表作成上の諸問題		8
【中世の部】		
関東の戦国期の文書から	池上 裕子	9
式目四二条解釈の現段階	人間田 宣夫	12
享徳三年の赤穂郡郡中一揆について	馬田 綾子	17
一揆史年表と中世農民闘争史研究	木村 茂光	23
「年貢未進なき」逃散	斎藤 利男	26
山城の合力に関する史料から	高橋 敏子	33
反省として	千々和 到	40
日本史教育のなかの国人および国人一揆	外園 豊基	45
若狭徳政一揆と国中惣百姓組織について	松浦 義則	50
項目の立て方、表記の仕方について	山陰 加春夫	53
【近世の部】		
人民闘争史研究をめぐって	青木 美智男	58
年表作成から史料所在情報の体系化へ	安藤 正人	61
年表作成上の諸問題 ー打毀しの諸相ー	落合 延孝	64
一揆史年表作成のための史・資料ー越後・佐渡ほかー	佐藤 誠朗	67
盛岡藩における一揆 ー天保期を中心としてー	保坂 智	77
維新変革における土地均分要求	松田 之利	85
丹波・但馬両国の百姓一揆資料調査報告	三浦 俊明	88
一揆史年表作成における事実確認の問題点	三宅 紹宣	91
江戸・天明七年打毀し	山田 忠雄	94

III. コンピュータ利用上の問題点		96
ワープロのパソコン機能を利用した		
一揆史年表（中世）の作成事例	川島 茂裕	97
パソコンによる一揆史年表（近世）の		
データ処理について	斎藤 善之	108
IV. 一揆史年表の作成		124
中世一揆史年表作成要綱（案）		125
近世一揆史年表作成要綱（案）		127
一揆史年表の実例		137
V. 総括		144
中世	佐藤 和彦	144
近世	深谷 克己	153
附録『一揆史年表会報』		157
あとかき		

I . 研究の概要

(1) 研究種目・課題番号・研究課題

総合研究(A) 60301046

「日本中世・近世一揆史総合年表の作成」

(2) 研究組織

研究代表者

深谷 克己 早稲田大学文学部教授

研究分担者

人間田宣夫	東北大学教養部助教授
馬田 綾子	梅花女子大学文学部助教授
斎藤 利男	弘前大学教育学部助教授
佐藤 和彦	東京学芸大学教育学部教授
木村 茂光	東京学芸大学教育学部助教授
千々和 到	東京大学史料編纂所助教授
高橋 敏子	東京大学史料編纂所助手
外園 豊基	早稲田大学教育学部助教授
松浦 義則	福井大学教育学部助教授
山陰加春夫	高野山大学講師
池上 裕子	相模女子大学非常勤講師
青木美智男	日本福祉大学社会福祉学部教授
安藤 正人	国文学研究資料館・史料館助手

落合 延孝	群馬大学教養部助教授
佐藤 誠朗	新潟大学人文学部教授
保坂 智	国士館大学教養部講師
松田 之利	岐阜大学教養部教授
三浦 俊明	関西学院大学文学部教授
三宅 紹宣	広島大学学校教育学部助教授
山田 忠雄	慶応義塾大学付属志木高校教諭

(3) 研究経費

昭和60年度	9,600千円
昭和61年度	3,000千円
昭和62年度	1,800千円

(4) 研究発表

一揆史年表研究会

1、第1回全体会 昭和60年7月13～14日
於東京大学

<報告>「一揆史年表の構想と方法」

「年表作成における一揆データのコンピュータ処理方法」

2、近世史部会研究会 昭和60年10月26～27日
於水戸市

<報告>「東北・関東地方における一揆史料と年表作成上の諸問題」

- 3、中世史部会研究会 昭和60年12月7～9日
於京都市
＜報告＞「損免関係史料についての検討」
「一揆と風聞」
「長録・文正の土一揆についての検討」
『山城国一揆五百年』シンポジウムに参加・討論
- 4、近世史部会研究会 昭和60年12月21～22日
於静岡県伊豆長岡町
＜報告＞「中部・近畿地方における一揆史料と年表作成上の諸問題」
- 5、近世史部会研究会 昭和61年3月27～28日
於新潟大学
＜報告＞「中国・四国・九州地方における一揆史料と年表作成上の諸問題」
「コンピュータによる一揆史年表作成のデータ処理について」
- 6、中世史部会研究会 昭和61年4月25日～27日
於東京大学
＜報告＞「戦国期の境相論文書について」
「一揆史年表作成上の留意点」
- 7、中世史部会研究会 昭和61年7月19日～22日
於京都府立総合資料館・京都大学
＜報告＞「東寺百合文書にみえる一揆関係文書の調査」
「東寺領荘園における諸一揆」

8、 中世史部会研究会 昭和62年4月25日～26日
於東京大学

<報告> 「一揆史年表の諸類型」

「近世史年表との整合性について」

9、 近世史部会研究会 昭和62年7月4～5日
於東京大学

<報告> 「一揆史年表の具体例と作成上の問題点 — 三重
県・茨城県・福井県・岩手県の場合」

「コンピュータによるデータ処理の方法」

10、 中世史部会研究会 昭和62年8月24日～29日
於東京大学史料編纂所

<報告> 「一揆関係史料の検索について」

「一揆史年表作成上の諸問題」

「海賊・悪党・国人一揆等史料の取扱いについて」

(5) 研究目的

近年、日本史学では、政治史や文化史の研究のほかに、社会史や生活史などそれぞれの時代の民衆の生活や動きにも注目し、歴史像をより豊かなものにしようとしている。その研究動向のなかで、中世社会と近世社会における「一揆」と呼ばれる結集の様式と運動の形態は、日本封建社会における民衆の独特な結合の仕方として注目され、その時代を知るうえで重要な歴史事象であると指摘されている。そのような関心から、最近も『一揆』全5巻（東京大学出版会）をはじめとして戦後の一揆史研究を集大成するものや新たな視角と解釈で叙述するものが発表されている。

今後、一揆の結合様式や運動形態、その意識・思想などをより科学的に解明し、歴史のなかに正確に位置づけていくためには、一揆に関わる史料集や年表の刊行など基礎的で総合的な作業が必要であるが、この作業はきわめて立ち遅れている。とりわけ中世史については、まず全時期を通観できる一揆年表が必要とされている。近世史については、現在活用されている青木虹二編『百姓一揆総合年表』（三一書房）がすでに古くなったうえに多くの問題点も指摘されており、しかも小・中・高校の日本史教科書のほとんどがこの青木年表に準拠している点からいっても、新たなデータとより正確な記述を加えて現段階の研究段階に見合った作り変えが求められている。

本研究は、以上のような問題意識に立ち、新たな史資料の発見に努めながら研究をより発展させ、中世・近世を通じた網羅的で詳細な一揆史年表を作成することを目的とする。その作成と刊行は、一揆の年次的な通観と大量観察的な分析を可能にし、また網

網羅的な文献・史料目録を付すことを通じて今後の研究の進展のために良き手引きとなろう。

(6) 研究計画

一揆史年表の作成のためには、数千件にのぼる中世・近世の一揆を発掘・収集し、また数十万点の史料・文献を収集・整理し、その上で各一揆の内容を分析・検討し、その内容を共通する基準で事項ごとに原稿化し、それらを年次的・地域的に分類・整理しなければならない。

そのためには、

- (1). 既刊の研究書・地方史誌類・年表なども大いに参考にするが、あくまで原史料の収集を基本とし、網羅的に史料・文献に総当たりする。
- (2). それぞれが分担し、または共同調査を行なって、全国の一揆関係の史料・文献を網羅的に点検・確認し、カード化する。
- (3). この史料・文献にもとづき、各一揆ごとの内容を年表の事項ごとに叙述し、これもカード化する。
- (4). 上記カードは、作成されたものから逐次コンピュータに入力し、分類・整理を効率的に行なう。
- (5). 研究分担者相互の意見交換と調整のために、研究分担者を中心に研究協力者も加えて「一揆史年表研究会」を組織し、また「一揆史年表会報」を発行する。

(7) 研究経過

史料・文献の調査・収集は、初年度から第3年度にいたる期間にわたって各研究分担者がそれぞれの分担課題に応じて精力的に行ない、調査箇所は東京をはじめ京都・茨城・静岡・新潟・岡山・愛媛・福岡・福井・滋賀・熊本・青森・福島・和歌山など全国各地に及んだ。またこれに平行して、在京研究分担者は、若手研究者や大学院生らの協力も得て、国会図書館・国立公文書館・東大史料編纂所などにおいて共同調査を実施した。この結果、史料・文献の収集は、質量ともに大きく進展した。

調査の結果は、大量のコピー、マイクロフィルムに保存され、多量の史料カード・文献カードに記録・整理された。そして、このカードを逐次コンピューターに入力する作業も順調に進んだ。

これらの調査・整理の進展につれて、各分担研究者はそれぞれの分担課題についての分析を行なった。そして、その進行状況を報告し、問題点を検討するための研究会も数多く開催した。また、定期的な交流・意見交換の場として「一揆史年表会報」を第11号まで発行した。

これらの成果の上に立って、現在、各分担研究者が各一揆ごとの原稿の執筆に鋭意とりかかっている。原稿は一揆の年月日、地域、参加者、形態、経過、特徴、出典などの項目からなり、従来の年表類と比べて飛躍的に詳細なものになることは間違いない。そして、一揆件数は数千件を数え、その出典としての記録・史料は数十万点に及ぶ膨大なものになりそうである。

この研究成果に基づいて、将来遅くない時期に、『日本中・近世一揆史総合年表』を刊行し、広く人々の用に供したいと考えている。

II . 一揆史年表作成上の諸問題

ここでは、中世、近世にまたがる分担研究者全員の、それぞれの三年間の総括を掲載する。

一揆史年表作成のむずかしさを反映して、各自の問題関心は、一揆とはなにかという根底的な問題を追求するもの、一揆史料の調査について論述したもの、具体的な一揆にそくしての年表作成にたいする問題提起をおこなっているもの、年表の表記や作成の具体的な方法を考察するものなど、きわめて多岐にわたっている。しかし、そのどれもが、一揆史年表を作成する上で落とすことのできない問題であることは、この諸論稿が明らかにしている。

具体的な年表作成の作業においては、ここで提示されたさまざまな問題と提起が、重要な指針となることであろう。

関東の戦国期の文書から

池上 裕子

私の担当分の一つである戦国期の関東について問題点を記しておこう。

後北条領でも、年貢公事の未進・減免要求、徳政要求、代官の非分追求・改替要求、逃散、欠落など、この時代に他の地域で見られる多様な形態の農民闘争がすべて検出できる。しかし、畿内近国と比べたこの地域の特徴は、それらが大名（支城主も含む）発給文書の中に記されており、それ故、大名がそれらに対応してすでに決定した対策・命令の文言の中に、わずかに姿をみせるのみであるということである。農民の記した申状、訴状、起請文等は残っておらず、農民が自らの要求・自らの立場を自らの言葉で語ったものは皆無というべき状況にある。それ故、闘争がいつ始まったか、どのような手続き、作法をふんで行なわれたか、どのような階層がどのような役割を果たしたかを明らかにすることはきわめて困難である。

そのために、これまでの研究にもよくみられたように、ややもすれば、大名がどう対応したかという、大名を主語にした文体で表記する方が容易であり、そうしがちであるという問題がある。これは極力避けなければならない。とくにむずかしいのは欠落の扱いであろう。通常、欠落は個別的行われ、その場合には、一揆に含めることはできないが、「年表」に農民闘争はすべて採録するということになれば、研究史からみて重要な構成要素になる。後北条領では、欠落は大名の召返し命令の中に人名と欠落先が記されて現われる。

欠落の年月日が明らかでない場合には、文書発給年月日にかけて採ることになろうが、その場合にどう文章を書くか、検討しなければならない。また、欠落の年月が文書に記されている場合、その欠落年月にかけるのか、文書発給年月にかけるのかも、文章表現の問題と合わせて検討しなければならない。後者では、欠落者の立場から、欠落した年月にかける方がよいと思われるが、その時点で文書に記されている欠落先をめざして離村したとはいえないから、その点にも配慮しなければならない。

年貢公事の減免の決定は、百姓中（他に代官名が記される場合がある）宛に「就御侘言申上、当年貢諸公事、一廻御赦免畢」（武州古文書）のように記されることが多い。侘言を申上げるとは、具体的にどのような作法であったかは未だ明らかではないが、この場合にはともかくも百姓中が減免の要求をしたことは明白である。しかし、文書によっては、宛所が代官だけになっていたり、「侘言申上」という文言がなく、宛所には百姓中の前に数人の給人の名が並んでいる場合もある。周知の天文十九(1550)年四月一日令は、「國中諸郡就退転」公事赦免を決定したというものであるが、退転から赦免に至る過程で、百姓がどのような動きをとったかが文書からは全くわからない。また「退転」の語義についても確定してはいない。

風水旱損や戦乱その他を原因とする減免措置は、百姓等の要求がなく、大名が一方的に上から恩恵として下すものではありえないから、減免を認める文書が存在すれば、その前段階に百姓等の要求があったことを想定しなければならない。代官宛に減免の決定が通知されている場合には、大名に直接訴えたのは代官であり、百姓が大名権力の側に対し「申上」というような闘争形態をとらなかつ

たことを意味しているかもしれない。しかし、このような場合でも、百姓の側に減免要求がなく、従来通りの年貢等が納められるのであれば、代官が大名に対し減免を要求する必要がないのであるから、百姓が代官に対し減免を要求するという行為があったと想定すべきであろう。だが、その場合、減免額がすべて百姓の利益に帰すのか、代官がどのような利得を得るのかといった問題が現実にはあったはずである。だから、このような場合に「〇〇郷の百姓が〇〇貫の減免を勝ち取る」というような表現では、現実に生じたであろう事態を正確に表現したことにはならないであろう。

このように、一見単純に見える文書様式と文言ではあっても、そこから実体に迫り、それを年表にふさわしい文章に表現するという、何段階にもわたる作業を行わなければならないのである。そうした作業がこれからの課題として残されている。

式目四二条解釈の現段階

人間田 宣夫

1980年は、このテーマについての重要な研究成果があいついで発表され、研究のレベルが一挙に引きあげられるという画期的な年となった。

(A).黒田弘子「逃散・逃亡そして『去留』の自由」(『民衆史研究』第33号)は、逃散・逃亡・逃毀の三者のちがいを厳密に確定したうえで、式目四二条の解釈に及んでいる。この条文で問題とされているのは、百姓の逃散(集団的抗議行動)のみであり、逃亡(個別的な逃避行動)はふくまれないというその主張は、まことに明快そのものであった。

(B).安良城盛昭「式目四二条解釈と『移動の自由』」(大坂府立大学大学院総合科学研究科『文化学研究集録』2)は、この条文の裁判規範としての性格の確認のうえで、その末尾に記された「但、於去留者、宣任民意也」という、いわゆる「去留」自由の規定について説き及んでいる。これまでの研究史において、本文から切り離して恣意的にとりあつかわれることが多く、一人歩きの状態に置かれてきた但し書きのこの規定について、本文との論理的関連を明確にせよ、本文とのあいだに首尾一貫した解釈をせよ、というその主張には、まことに鋭いものがあつた。ただし、安良城説においては、逃散のもつ積極的な意味内容が理解されずに、条文で問題とされる百姓の行動は、個別的な逃亡に限られるという、旧来の通説的な解釈が、その前提をなしていた。その前提ならびにそれに起因する条

文解釈の具体的内容に、そのまま従うことはできない。

(C).柳原敏明「百姓の逃散と式目四二条」（1987年8月、中世史サマーセミナー報告）は、室町後期の法隆寺文書のなかから「逃毀」の用例をみいだして、「家ヲ開令逃亡」、すなわち「妻子を家に残さずして在所を離れる」という、その言葉の意味内容の読みとりに成功している。ただし、逃散と逃亡のちがいについては、黒田説と大きく異なるところがない。

これらの三説の積極面を、自分なりにうけとめて、式目四二条についての解釈をおこなうとするならば、おおよそ以下のようなうか。

「妻子を家に残して、交渉成立の春には遷住するという意志を明らかにしながら、集団的に在所を立ち退いている百姓らの交渉団体に対するいやがらせとして、妻子を抑留、資財を奪い取るという領主側の非法行為は許さない。交渉の双方の当事者が法廷で対決した際に、年貢・所当（前年分）の未済があれば、正当な逃散とはなりえず、逃毀ということになるので、その未済分は弁償しなければならぬ。もし未済分がなければ、正当な逃散であるから、没収の資財などは百姓らに返さなければならぬ。ただし、逃散して交渉にあたっている百姓ら本人の去留については、その意志に任せるべきである。交渉も成立しないうちに、無理に在所に連れ戻すというようなことがあってはならない」と。

左の解釈は、「逃散の作法」（人間田『百姓申状と起請文の世界』第一章）に記した八年以前の理解とは明らかに異なる。前稿においては、百姓の逃散（集団的逃避行動）に注目することはなしたものの、その観点を徹底させることができなかった。旧来の逃亡（個

別的逃避行動)の説を完全に払拭することができずに、両様の解釈の余地を残すという、あいまいな結果となってしまった。黒田氏の批判の通りである。

そのあいまいさのもたらした誤りの最たるものは、「去留の自由」についての理解であったろうか。その但し書きの規定を、百姓の個別的な移動の自由を保障したものとする、前稿の理解は完全に誤りであったといわざるをえない。四二条の本文が逃亡にかかわる法ではないとするならば、但し書きについても、その観点で一貫すべきであった。但し書きの部分のみを切り離して、そこから逃亡の是非、さらには個別的移動の是非についてまで論ずること、それは、明らかな誤りであった。本文との首尾一貫した解釈を、という安良城説の要請に照らしてみても、それは誤りであった。個別的移動の自由説から、さらに歩を進めて、「中世農民は領主を選ぶ権利さえ有していた」と記したことは(前稿)、筆の勢いとはいえ、あまりにも行き過ぎであったといわざるをえない。大山・網野・藤木などの諸氏によってかたちづくられてきた個別的移動の自由説は、それほどまでに、人を呪縛する魅力がそなわっていたということであろうか。

逃散の説で首尾一貫した態度をとということになれば、去留を任せられるべき「民意」とは、逃散の百姓そのものの意志ということにならざるをえない。妻子を家に残して、在所を立ち退きながら、年貢・公事の減免、非法代官の更迭などの交渉をおこない、幕府法廷で領主側と対決をしている百姓らの集団そのものの意志ということにならざるをえない。

しかるに、黒田説では、それを債務（年貢未済）によって、自由を奪われ、地頭の下人とされそうになった個別の百姓にかかわるものとされている。これでは、逃亡の説となんら変わるところがない。安良城説では、それを債務の肩がわりに、地頭館に抑留された百姓の妻子にかかわるものとされている。これでは首尾一貫の名目に反することになってしまうのではないか。本文において逃亡の説を採用した以上は、但し書きにおいても、逃亡の百姓、その本人の身柄を問題とするべきではなかったのか。柳原説による但し書き部分の解釈は、筆者のいまの立場にきわめて近いもののようにみえる。その詳細な内容について記した論文の公表が待ち望まれるところである。

式目四二条の但し書きに記された「去留の自由」とは、妻子を家に残して集団で在所を立ち退いて、領主側と係争中の逃散百姓の身柄にかかわるものであった。債務によって拘束をうけた個別の百姓の妻子の身柄にかかわるものではなかった。ましてや、地頭館に抑留された個別の百姓の身柄にかかわるものではありえなかった。

式目四二条にもみえるように、妻子を家に残す、あるいは家を保全することによって、遷住の意志をあらわすということは、逃散の作法の重要な一環であった。そして、同じくその作法の重要な一環としての「年貢の皆済」の具体的な内容は前年の秋の収穫に対するその皆済ということであった。これらの諸点についても、前稿においては不十分な記述に終わってしまった。そのために、多くの誤解を生ずることとなってしまった。たとえば、「年貢が払えるくらいならば、逃散の必要がない」などは（安良城）、その誤解の最たるものであったろうか。年貢を当年のそれと考えるならば、たしかに、

そういうことにもなろうか。これらの諸点について、より立ち入った論議の必要を痛感させられる次第である。ただし、今回はもう紙数が尽きた。別の機会にということにさせていただきたい。

最後に、逃毀について。黒田・安良城・柳原の三説ともに、それを百姓側の行為としていることに注意したい。それと地頭・領主側の行為とする笠松・網野などの諸説のなりちがたいことは、もはや明白といわざるをえない。前稿において、それを初めて百姓側の行為か、としたことの誤りでなかったことが、証明されたものというべきであろうか。ただし、逃毀を同じく百姓側の行為としながらも、その内容については、まさに各人各様のありさまである。

それについてのより立ち入った考察が、もとめられるべきところか。

享徳三年の赤穂郡郡中一揆 について

馬田 綾子

一揆史を考える際に注意を要する史料のひとつとして、年貢等の収支を記した散用状をあげることができる。史料自体が一揆と直接かかわって作成されたものでないだけに、一揆関係の記述を捜すのが困難であり、さらに一揆の経過や性格も記録されにくいからである。しかしそれゆえに、中世・近世一揆史総合年表の作業を進めるためには、散用状等に見られる一揆史料をどのように処理するか、という問題を避けて通ることはできないであろう。ここでは東寺領播磨国矢野庄の散用状を素材として、右の問題を考えることにしたい。矢野庄を取りあげたのは、散用状の中に守護関係の支出をまとめた「国下用」の項がたてられているほか、現地の情勢が比較的詳しく注記されているからである。さらに東寺領荘園に共通する特色として、寺内の議事録である引付の記事によって寺家の動向を知ることができ、散用状の記述を補強できることもあげられる。

矢野庄の享徳二(1453)年分の供僧方・学衆方の散用状(同三年三月 日付)は、通例に従って年貢・夏麦・大豆…の順で収支が計算されている。年貢の場合、

基準額 - (除分 + 庄立用) + 前年度までの未納分 - 当年の未納分

が実際の納入額で、そこから代官得分と守護関係の収支(国下用)がさしひかれる。これが寺家の実収入である。夏麦以下についても

同様の計算がなされ（国下用はない）、寺家の全収入額が決まる。それを銭に換算すると、供僧方は二二貫六二七文、学衆方は二一貫四八二文で、「京進御仕足之事」の項において運送額が日付と共に記される。

年貢等の運送は享徳二(1453)年十一月十六日から始まるが、翌年に入ると異なった注記がみられる。「貳百五十文 半分定 正月四日 郡代下見治部方へ礼」とあるのをはじめとして、寺家に運送されるべき年貢銭が郡代以下への支出に宛てられている。享徳三年正月から、この散用状が作成される三月までの間に、矢野庄において予期せぬ事態が起こっていたのである。

供僧方・学衆方の散用状から享徳三(1454)年正月以降の記事を拾ってみると表のようになる。

内訳のうち、郡代に対する正月の礼や節季の炭はこの年に限られたものではないが（「東寺百合文書」よ函134号・れ函89号）、それ以外の事柄は他の年には見られない。散用状の記載順序に従えば、現地で起こっていた何らかの状況に対して、守護山名持豊配下の赤穂郡郡代下見治部がまず発向し、その有様が二月十三日付の注進で寺家に伝えられたことになる。その一方で郡中一揆が結成され、諸本所に対して一献料（配符銭を含む）を要求した。しかし、下見某が因幡から上洛したことによって土一揆は鎮静化した、ということになろう。

矢野庄においてどのような事態が進行していたのかは、享徳二年分の引付が供僧方・学衆方ともに現存していないので明らかでない。ただ廿一口方評定引付の享徳三(1454)年二月十八日条には、次のような記事が載せられている。

金額 1)	内訳(供僧方) 2)	内訳(学衆方) 3)
頁 文		
.250	正月札、郡代下見治部	正月4日、郡代下見治部方へ礼
50	同方、中間	同方、中間
50	同方、ソウシヤ	同方、奏者
.250	郡代ヨリ地下はつかう事申時	自郡代地下可有発向由申間、其礼
.250	地下之趣注進時、路銭、2月13日	地下之趣注進路銭
1.500	郡中一揆一コン分本所へ懸申間、出之、	郡中一揆一献を本所へ懸申間、出之
20	はいふ2ヶ度分	配符銭、出之
.500	下見いなはより上落候て土一キシツメラルゝ時礼	下見方因幡より上落候て、土一揆被静候時之礼
.100	同方、ソウシヤ	同方、奏者
.100	同方、中間中	同方、中間
.150	郡代治部方札、同日	郡代治部方へ礼
.50	同方、ソウシヤ	同方、奏者
.50	同方、中間	同方、中間
.500	五郎四郎御使下向時、兩度分	五郎四郎御使ニ下向、路銭兩度分
.125	郡代方ヘスミ五荷代	炭五荷、郡代へ節季遣之、

註 1)矢野庄全体に関する事柄は、供僧方、学衆方から同額が支出される。

2)東寺百合文書函90号による。 3)東寺百合文書よ函135号による。

矢野庄ヨリ注進、赤穂郡々代尺師浦百姓等捕取、令誅戮、仍郷々者共令逃散、仍当庄百姓等少々(マ)

(「東寺百合文書」天地函31)

散用状にみられる二月十三日付の注進がこれにあたると思われるが、赤穂郡郡代が尺師浦(現在地未詳)に発向し、農民等を殺害したことをきっかけに、「郷々者共」すなわち矢野庄を含む周辺地域の農民達が逃散を行なったのである。守護山名氏による支配が強化されていくなかで、支配の末端を担う郡代と農民等との対立が深まっていることを考えに入れるならば、さきの事件がひきがねとなって郡中一揆が組織された可能性も想定できる。ただその場合でも、発向といういわば偶発的な事件をきっかけとした逃散と、諸本所に一献料を要求しうる恒常的な組織としての郡中一揆との間に、質的な差異を認めておかねばならないであろう。

この郡中一揆が存続した期間については、散用状に「下見方因幡より上洛候て、土一揆被静」と記されており、この土一揆が郡中一揆をさすのであれば、散用状が作成された三月までに解体したようにみえる。この下見方は因幡に在国していたと思われるので、赤穂郡郡代下見治部とは別人であろう。ただ因幡も播磨と同様に山名持豊の領国であったから、彼も山名持豊配下の人物であったに違いない。しかし、その下見方が上洛したことによって土一揆が静められたというのは、一体何を意味するのか。いったん上洛した後、赤穂郡へ発向したという可能性もないわけではないが、むしろ何らかの政治的決着がつけられたと見るべきではないだろうか。廿一口方評定引付の五月九日条には、

矢野庄ヨリ郡中土一揆蜂起事注進間(マ)

とあり、郡中一揆が再び活動をはじめたことが知られるが、そのことも、右の推測にたてば頷ける。しかし、これ以後、一揆の活動を示す記事は引付にも散用状にも見出すことはできない。

それでは郡中一揆の蜂起以後、矢野庄をめぐる状況はどのように変化していたであろうか。

享徳三年十一月二日、文安二(1445)年以来姿を隠していた赤松則尚が宥され、それに抗議した山名持豊が但馬下国と隠居を命じられるという事件が起った。赤松則尚はこの機会に乗り、十一月七日、播磨に入った。十一月十五日、「赤穂郡寺社本所領所關所年貢米」を白旗城へ納めよとの命令が出され(「東寺百合文書」天地函三一、廿一口方評定引付同年十一月二十三日条)、翌十六日には富田某が赤穂郡郡代に定められたことが知られる(「東寺百合文書」よ函一三七・れ函九二)。則尚勢は「国方」と呼ばれ、兵糧米を催促するなど守護に近い権限を行使するが、翌享徳四(1455)年閏四月、山名宗全(持豊)ら軍勢の進攻を受けて敗退、播磨は再び山名氏の支配に帰した。

以上が散用状と引付から知られる、享徳三年の赤穂郡をめぐる動きである。二日の、赤穂郡郡代下見治部の発向と広範囲な農民の逃散、郡中一揆の結成と下見某の上洛による鎮静化、郡中一揆の再度の蜂起、そして赤松則尚の下向と赤穂郡寺社本所領の年貢米の徴収(矢野庄の場合、収入額よりも国方への支出の方がはるかに多い。)いずれも赤穂郡を舞台とした動きであるが、これらがたんに同一地域で展開しただけなのか、あるいは内的な関連をもっていたのかによって、郡中一揆の評価は全く異なったものになる。郡中一揆の主体は逃散段階とどう異なっているのか、それが山名氏に対抗する性

格をもっていたのか否か、あるいは赤松則尚の入部の前提となりうるものなのか否か、という問題と関わってくるからである。そしてこれらの問題は一揆史はもとより、地域の政治史を考えるうえでも重要な問題となるであろう。

一揆史料を年表化しようとするとき、たとえ史料用語を「忠実」に用いるとしても、一揆そのものに対する評価をすることなしに作業を進めることは不可能である。また、年表化するうえで下された一揆に対する評価が、筆者の意向とは別に一人歩きしてしまう危険性もあろう。そのような問題を考えるひとつの素材として、享徳三年の赤穂郡郡中一揆の史料を取りあげてみた。

一揆史年表と

中世農民闘争史研究

木村 茂光

中世一揆史年表の作成過程における一番の問題は、やはり史料採集基準の不明確さであろう。勿論、このことは、すでにこの年表作成が開始される時点から指摘され、推測されていた問題点であり、だからこそ、その後の準備の過程で一貫して論議されてきたのである。そして、これらの論議を踏まえて、昨年春一応の作成を見たのであるが、その後八月の東京大学史料編纂所における集中史料検索の時においても、なお再び問題になっているということは、この問題には、我々メンバーの論議不足とか、具体的な作業不足というような作成過程における直接的な原因を越えた問題点も内包されていると考えられる。

その問題点として少なくとも指摘できるのは、これまでの中世農民闘争史研究のあり方の問題であろう。一九六七～八年頃より人民闘争史研究が提唱されて以後飛躍的に進展し、中世に限っても佐藤和彦氏の研究（『南北朝内乱史論』）や、近年の人間田宣夫氏の研究（『百姓申状と起請文の世界』）のような一応の達成を見るのであるが、農民闘争そのものの研究は依然立ち遅れの状況であることはいなめないであろう。

それは一揆研究によく現われていると思われる。例えば最近の代表的な論稿を見ると、「『一揆』とは…『一味神水』という手続きをとり、『一味同心』という連帯の心性をもつ人々の集団であった」

という勝俣鎮夫氏の規定（『一揆』）や、人間田氏の「逃散の作法」という論文名（前掲書）が明確に示しているように、近年の研究の方向は、「一揆」の闘争そのものの分析よりは、その集団の編成原理や闘争が正当性をもつための「作法」の解明に中心的な論点がおかれるようになってきているのである。現実社会の変化と研究の新しい課題の進展の中から生まれてきたこのような研究方向を否定するつもりは毛頭ないし、これらの研究が一揆研究を大きく前進させたことも間違いないところであるが、「中世＝一揆の時代」という表現が端的に示すように、これらの新しい研究の成果が逆に中世の多様な農民闘争を、その多様な形態や特質を明らかにすることよりは、すべてを「一揆」に流しこむ傾向を生み出してきていることも指摘できよう。

以前、鈴木良一氏が「訴訟逃散→強訴逃散→土一揆→国一揆」という農民闘争の発展過程を提唱し（『日本中世の農民問題』）、その後稲垣泰彦氏が批判的検討を加えたことは周知のことであるが（『日本中世社会史論』）、これらの発展過程の当否は別としても、農民闘争、一揆と言われる行動の中にわけいって、その形態や要求、敵対する対象の性格などの分析を通じてそれらを「腑分け」するとともに、その諸関係を明らかにすることは不可欠の作業ではないだろうか。

近年の農民闘争史研究や一揆史研究は鈴木氏や稲垣氏の研究にどれだけのものを付加えることができたであろうか。黒川直則氏や村田修三氏・峰岸純夫氏らの優れた研究はあるが、農民闘争の諸形態を明確にするという仕事までいたっていないというのが現状であろう。これまでの豊かな研究成果を踏まえた上で、農民闘争の諸形態

の解明とそれらの中に一揆を位置付ける作業の遅れ、これが一揆史年表作成に際して史料採択基準の曖昧さを生み出す原因の一つと言えるのではないだろうか。

だからといって、その研究を進めてから年表を作成しろと言うつもりはない。「腑分け」できるような、「腑分け」作業の基礎史料になるような一揆史年表を作成しなければならないと思うのである。具体的な作業を進めるにしたがい、まだまだ多くの問題点が出てくることは必定であろうが、今「腑分け」するのではなく、それを行なうための基礎作業であるという点を確認して、広く史料を採集する姿勢を保つことが現時点では重要ではないかと考えている。

「年貢未進なき」逃散

斎藤 利男

御成敗式目四二条の解釈において「年貢未進」の問題は重要なポイントをなす。四二条は、百姓の逃散に際し、領主がそれを「逃毀」と称して「妻子資財」抑留に及ぶことを、仁政に背く行為であると非難する。その上で抑留物の処置について、「年貢所当之未済」の有無を基準にして規定を行なうからである。また『蘆雪本御成敗式目抄』などの式目注釈書も、「逃毀」をチヨウキ、ニゲソコナイと読み、百姓が年貢所当を無沙汰して退散すること、「理ナキニ逃散スル」「百姓に過ある」ものだと説明していた。年貢を未進したまま「逃散」することが、作法にはずれた行為“逃散しそこない”とみられていたことは明らかである。

“年貢未進なきこと”を逃散の作法の重要な一つに位置付け、そこから式目四二条の解釈にあらたな局面を開いたのは人間田宣夫氏であった。しかしながら、“年貢を完納して逃散する”プロセスとは具体的にいかなるものであったか、人間田氏の論文「逃散の作法」（豊田武博士古稀記念『日本中世の政治と文化』）においては、この点についての分析・叙述がない。これは式目四二条を論じた他の中世史研究者の場合も全く同様であって、そこを安良城盛昭氏は厳しく批判する。「（B）説にたつ研究者は全て、抽象的に年貢を完済すればその『百姓』には『移動の自由』が保証されていると声高に論じているだけで、年貢の完済が何時どのようにして社会的に確認されて、『移動の自由』を望む一個人としての『百姓』にそれが

どのように保証されるのか、といった基本的な問題について、実証的な検討を全く行なっていない事実を知って本当に驚いた」（「式目四二条解釈と『移動の自由』」、大阪府立大学大学院総合科学研究科『文化学研究集録』2号）と。

最近発表された黒田弘子氏の論文「逃散・逃亡そして『去留』の自由」（『民衆史研究』33号）は、人間田氏の研究を積極的にうけつぎ、「逃散」と「逃亡」の違いを明らかにして、式目四二条についての論議を新たな段階に到達させた優れたものである。だが、氏が四二条における「年貢所当之未済」の問題を次のように解釈したのは、この条文をめぐる論議に新たな混乱を持ち込むものであった。黒田氏は言う。“地頭や預所の行なう年貢や公事などの賦課に対し、百姓は先例なき非法と訴え逃散する。合法的賦課とみる地頭は、未進とみなし、「逃毀」と称して、そのかたに妻子・資財を奪取する。訴えを受けた幕府は、両方を「召決」し、新儀非法か否かを判定する”。このような理解は妥当なものだろうか。まず第一に、問題となっているのは「年貢所当」であって「公事」ではない。第二に、そもそも法廷闘争は長引くのが通例であり、氏の論法で行くと、百姓は妻子・資財を相論解決までのかなりの期間抑留されることを承知して逃散したことになる。だが百姓＝生産者の行動として、そんな事があり得ただろうか。黒田氏のこうした解釈が生まれる背景には、“そもそも年貢・公事の収取に対し百姓は闘ったのだから、「年貢を完済して逃散」したのでは意味がないのではないか？”といった素朴な考えが存在するように思われるが、どうだろうか。

しかし「年貢を完済して逃散する」とは、それほど奇異なことだろうか。ここで我々が想起すべきは、平安時代後期の国衙領におけ

る収納システムを鮮やかに解明した大石直正氏の研究「平安時代の郡・郷の収納所・検田所について」（豊田武教授還暦記念会編『日本古代・中世史の地方的展開』）である。この大石氏の研究をうけ、人間田氏はすでに、当面問題となる鎌倉時代のシステムに関して、高野山領備後国太田荘を例に次のごとく述べていた。“八～九月から、それぞれの百姓名の負担すべき年貢額を決定記入した徴符を公文が発行し、それにもとづいて郡司・定使の呵責が行なわれるのが第一段階である。ついで、百姓は年貢をそれぞれ個々バラバラに弁済し、その都度、返抄を受けとる。そして、翌年六月、百姓等は庄政所に召しだされ返抄の算勘をうける。これによって個々の百姓の年貢の進・未進が明らかになり、未進の百姓に対する一連の処置が可能となる。これを「進未沙汰」という。……収納とは、このように、長期にわたる複雑な過程なのである”（「鎌倉前期に置ける領主的土地所有と『百姓』支配の特質」、歴史学研究別冊特集『歴史認識における人民闘争の視点』）。

事情はもはや明白であろう。その年の年貢の納期以前における「年貢未進なし」とは、“これから払う”のではなく、“前年までの年貢については完済している”ということなのだ。年貢の進・未進がはっきりするのは翌年の半ばなのだから、考えてみれば当然である。そして、大石、人間田両氏がいうように、収納が「長期にわたる複雑な過程」であって、「このような徴税制度のもとでは、返抄との照合による進未沙汰・結解作成なしには、未進の有無の判定・催促さえ行えない」のであってみれば、百姓が「未進なき逃散」をして「逃散の作法」にかなっているつもりでも、領主側が「少分之未進」を捜し出して「逃毀」（ニゲソコナイ）と称することは、そ

して百姓の訴訟闘争を“作法に外れたもの”と攻撃することは、容易に起こり得たと思われる。だからこそ、鎌倉幕府は、「逃毀」と称して行なう妻子・資財抑留を「仁政」に背く行為として否定したので（撫民の論理）。

ちなみに、人間田氏が「当年分の年貢について逃散以前に皆済」の実例としてあげた正和二、三(1313、4)年の伊予国弓削島荘百姓等の訴訟闘争は、次のような展開をたどっている。正和二(1313)年六月、百姓らは申状を提出し、非法代官承管の罷免を訴え、要求が通らなければ逃散に及ばざるを得ないと宣言した。このとき彼らは、①もともと年貢の未進のないこと、②当年の年貢を弁済した後に逃散すること、を強調した(塩170)。これだけみると、問題の焦点は「当年年貢の完済」にあるように思える。しかし、塩を年貢とする弓削島荘では、年貢収納は、一般の荘園よりはるかに早く、七月より沙汰を始め(塩179)、八～九月中に弁済し終えるのが先例であったという(塩176)。申状を出した六月は、ちょうど年貢の納期にさしかかる時期だったのである。しかも、条件の有利・不利はあるにしても、製塩作業というのは一年中可能なもので、事実この荘園では「タエナキ百姓等は焼出すに随い」塩を納めていたし(塩179)、代官の承管も“新儀を以て正月より七月中に至るまで責め取った”という(塩176)。こうした「塩の荘園」ゆえの特殊事情と、六月という時期的理由が、②の主張を百姓等にとらせたのであって、これを一般化することはできない。重要なのは、むしろ①の方である。

翌年の正和三(1314)年九月二十一日、弓削島荘百姓等はついに逃散にふみきった。時すでに、年貢塩の納期の終わりに近づいており、実際、塩はすでに「五俵十俵と」納入されていたし、八月以来、塩

を運ぶ運上船を用意すべしとの下知も出されていた（百姓等はこの下知に従わず逃散したのだが）。したがって、後になって「今年御年貢、済・未済事」が問題になるのは当然であった。十二月に行なわれた問注ではこの点が論点になり、奉行の問いに対し、百姓側は「返抄を持参せず」と言い、預所が「返抄なくんば、済・未済究決するあたわず」と攻撃するという、やりとりがなされている（塩一七九）。

農業生産を中心とする荘園（年貢が米であるかどうかに関わらず）をとってみれば、問題はきわめて明瞭である。ここでは秋の収穫期をこえていないことには、「当年年貢の未進」など全く問題にならないからである。一例をあげよう。大治元(1126)年、東寺領伊勢国大国荘では、洪水と天候不順によって凶作となった。例年通りの「年貢絹」を弁進せよとの領主側の命令に対し、田堵等は実検使の派遣を要求する。そしてついに、彼らは「（収穫前の）田を避け捨て、刈り納めず」と、おそらくは逃散を敢行した（『平安遺文』2088）。この場合、当事者間で「当年年貢の完済」が問題になりえないことは、説明の要もあるまい。具体例をもう一つ。寛元四(1247)年の二月ごろ、東大寺領伊賀国鞆田荘では、正検注が百姓等の抵抗にあつて中止されるという事件がおこった。このとき領主東大寺は張本百姓の処罰を策したが、これに対し百姓側は「一人も罪科あらば、耕作を捨て、逃脱せしむべく候」と逃散宣言を出し、東大寺の策謀を断念に追いこんだ（『鎌倉遺文』6633）。ここでも、仮に事態が発展し逃散に至ったとしても、そこで問題とされる「年貢所当の未済なし」が前年年貢のことであることは、疑問の余地がない。

以上述べたのは、大石、人間田氏が明らかにした事実を多少詳し

く展開したにすぎない。人間田氏は、こうした年貢収納のシステムについて以前から明らかにしていた。ただ氏は、論文「逃散の作法」のなかで具体的に叙述しなかつただけである（加えて、弓削島荘の場合のごとく誤解を招く説明をした）。それは人間田氏がこの問題を自明のことと考えたためであろう。だが、人間田論文以降「年貢未進なき逃散」が紛糾のタネになり、さまざまな解釈が発生するのは、この問題が決して自明でないことを示す。なぜ「年貢未進なき逃散」が理解しにくいのか。そこには前述のように、“要求闘争をするのに年貢を払うのが条件ならば、何のために闘いをするのかわからなくなる”といった、素朴だが一見もったもな「常識」が見え隠れしている。

しかし、それは不思議でも何でも無い。百姓申状にあらわれた中世民衆の闘いの要求項目を見よ。そこには領主・代官のあらゆる非法行為が列挙されている。単なる負担軽減だけでなく、荘園や村落の政治的・社会的慣行の侵害に関するものまで、実に多様である。また、「年貢」は領主階級による搾取の主要部分ではあっても、全てではない。近年の研究は、中世前期からすでに「作手」に基づくかなりの剰余が成立し、その権利は広く売買・集積されていたことを明らかにしている。領主－百姓関係は、「年貢所当」収取における経済的関係のみをもって単純化できるようなものではなかつた。そして、それは民衆の生産・生活の営みがくりひろげられた世界の、広がり豊かさ（経済的に「豊か」だというのではなく）、多様さのゆえなのである。「年貢未進なき逃散」の意味は、こうした「中世百姓の世界」全体の中においてこそ、はじめて正しく位置付けられるであろう。それは、我々が、「豊かさ」をともしれば「数の論

理」でのみ計る弱点を克服し、多面的で多様な「質」を問題にして、全体のありようを考えることでもある。

※なお、『日本塩業史大系』史料編 古代・中世（一）からの引用史料については、「塩」と略記し史料番号を付した。

山城の合力に関する史料から

高橋 敏子

中世一揆史年表作成のための史料搜索過程で、「東寺百合文書」中に、次の一通に代表されるような内容をもった一連の書状があるのに気付いた。

① 小寺方之儀心得申候、則申遣候、

上鳥羽御取合儀ニ付候て、鐘鳴候者、合力之事承候、甲斐々々式事者有間敷候へ共、心得申候、心中不可有疎略之儀候、恐々謹言、

六月九日

竹内刑部卿
為 縁（花押）

（折紙見返シ奥書）
「御返報」

（ツ函217号、京都府立総合資料館編『東寺百合文書目録』による、以下同じ、なお、この文書は、同目録では竹田為縁書状とされているが、竹内の誤りであろう）

このほかの書状を列举すると以下のようになる。

②六月九日 西村春口書状（ツ函216号）

③六月九日 藤林時定書状（ケ函252号）

④六月十日 藤林時口書状（ツ函218号）

⑤六月十日 中路末弘書状（ツ函219号）

⑥六月十日 東土川某書状（ツ函220号）

⑦六月十一日 石原正慶書状（ツ函221号）

⑧六月十一日 物集女光重書状（ツ函222号）

⑨六月十一日 中嶋光清書状（ツ函223号）

⑩六月十一日 革嶋泰宣書状（ケ函253号）

⑪六月口日 中路貞弘書状（ツ函228号）

これらは、文龜二(1502)年六月十四日付室町幕府奉行人連署奉書（つ函5(22)号および「東寺文書」射19-21）によれば、おそらく文龜二年に東寺と上鳥羽とが争った際の合力に関するものと考えられる。

以上の書状に関連していまひとつ取りあげたいのは、同じく文龜二年の植松莊評定引付にみえる、東寺領植松莊と吉祥院との草刈相論の記事である（追加19号）。次に、その必要部分をあげておく。

（三月廿五日）

一、去十九日、吉祥院之草刈、植松庄領知之内江猥入草刈之間、○～(在所ノ物出合)令打擲、墜剩鎌取之間、彼在所ヨリ及度々勢遣沙汰之、于今不落居、可為如何哉之間披露之處、寺領之間、涯分可有合力之旨衆議了、就中、所々江可有合力之由可申送云々、

（四月十一日）

一、去月廿一日ヨリ至當月八日毎日吉祥院ヨリ勢遣沙汰之、仍兩方手負以下以外也、雖、西院小和泉、飯村民部兩人中夫人仁入り事落居了、此趣披露之處ニ、尤神妙之至也、仍此間所々語テ方々江以雜掌能々可有御礼之由衆議了、

方々語ヒ在所事

、久我、刑部卿殿、此外小寺

、横小路、修理藤林

下鳥羽、修理亮

御厨屋	修理	、石井河内	同山城	、柳原衆
			修理	
、西九条		、七条衆	大嶋	、散所村
ホソ蔵	釘隠		和泉屋	、中堂寺
、八条衆				

桂衆 右在所皆々領状了、此内合点(、)正シク弓矢之時、
 此方江来向之衆也、為已後注之、皆々領状ノ状有之、
 右在所江悉公文所・両雜掌等礼ニ遣了、

(四月廿一日)

一、就今度植松庄取合之事、去月廿六日立願有之、
 鎮守 百部
 御影堂 千篇

仁王経、既属無為之間、立願果何比可有候哉之由披露之处ニ、
 陀う尼、

来月初可被果云々、此立願果了
 五月九日也、

引付の四月十一日条にみえる、合力を要請された「皆々」の「領状ノ状」の実例が、先の一連の書状といえるであろう。また、書状の差出者の中に引付の合力衆と一致するものがあり、①の竹内(久我家雜掌の一族であろうか)・小寺は久我莊に根拠をもち、藤林は横大路の者であったことがわかる。

さて、史料にみえる合力衆の大部分は、山城葛野郡、乙訓郡、紀伊郡辺の地侍衆である。⑨において、中嶋光清は、

⑨(前略)仍就其方喧嘩之儀候て、旁々之儀蒙仰、則披露至(致)候、

各々心得申候由にて候、

中嶋藤次郎(定清)殿

同 源六殿

同 与四郎殿

革嶋新五郎(泰宣)殿 折帑在

河嶋三郎左衛門尉殿

此外若衆皆々同道仕候て、定日を承候、可參候、(以下略)

と侍衆の東寺への合力の返事を取りまとめていること、⑥において東土川某(③との関連から考えるとおそらく竹田であろう)が、「物集女へも人を遣候て可申心中にて候へ共」といっているのに対し、⑧の物集女光重が、「昨日竹田方江合力之事承候」「委細猶竹田方可被申候」とうけていることなどから、これらの侍衆はいくつかのグループに分けられ、少なくとも革島荘一帯を中心とした連合(⑤⑨⑩⑪、伊勢氏被官人の連合とも考えられる、後述)と、東土川(竹田)、物集女などの乙訓郡の連合(⑥⑧)、そして横大路の一族中(③④)などが確認できるであろう。これらのつながりは、単に合力に関しての東寺との間の連絡網というような関係だけであろうか。革嶋氏を中心としたグループは、この期に至るまで伊勢氏被官人であり、彼らは被官人同士の協調を通じて相互に活動を保証しあっていたと考えられている(神田千里「戦国期における山城国革島氏の活動基盤」『史学雑誌』96-9)。また、物集女等が根拠としていた乙訓郡においては、長享元(1487)年、細川政元被官人が畠山義就方の關所地へ入部することに反対した国人衆の惣国の体制、明応七(1498)年、やはり細川政元の五分一済免除を求めた国の寄合の体

制など惣国の組織の歴史があり、それは、ここに至るまで保持されていたとみることにはできないであろうか。長享元(1487)年に惣国大儀として本所に出銭合力を要請した書状に連署し(を函312-(1)号)、明応七(1498)年に国の年老衆として諸本所からの礼物を要求していたのは、⑧の物集女光重その人であった(ソ函263・267号)。

ところで、京都近郊の地侍が東寺の要請に応じて合力にかけつけるというこの体制をどのように考えたらよいだろうか。たとえば、久世上下荘など寺領の地侍衆が、寺家被官人として給分を下され、荘の所務以下について寺家に忠節をつくすという関係を結んでいたことはよく知られているところである。また②において、「上鳥羽と申も皆々御との者之事にて候間、方々迷惑にて候」とあるところからみると、東寺領の拝師荘、女御田が散在していた上鳥羽にも寺家被官人がいたものと考えられる。これらから類推すると、ここにみえる合力衆も、合力などに関して忠節をつくすことなど、寺家と何らかの形の契約をむすんでいたのかもしれない。

荘園領主みずからが、このような在地の実力行使による解決を相論解決の有効な一手段としていた背景には、京郊の地域の次のような性格があったものと考えられる。すなわち、荘園の本所、領家が錯綜しており、荘の田畠も散在していた。また、村落と京都の間には公武様々な被官関係があり、たとえば史料にみえるところでは、竹内・小寺は久我家、石井は久条家、革嶋・郡の中路・西院の小和泉は伊勢氏、竹田は、⑥によればこの当時細川被官の山城守護代赤沢長経が守護所としていた榎島に参向していることから細川氏、それぞれの被官人という位置にあったと考えられる。藤林も、永正八(1511)年二月六日付室町幕府奉行人連署奉書(二函161号)において、

横大路に隣接した下三栖の藤林平三が畠山式部少輔順光被官であるといわれていることから、同じく畠山被官であった可能性がある。しかも、被官関係は兼帯の場合があったり、政治情勢により随時変わったりすることが考えられる。ゆえに、膝下でありながら、在地の相論については一荘園領主の裁判権のもとに解決することは困難であったと思われるのである。

それでは、この地域の均衡関係はどのように保持されていたのだろうか。勿論、幕府とその周辺の勢力についての考察や、先に述べた寺家被官人を組織するというような形での荘園領主のかかわり方の考察等は欠かせないが、しかし相論解決の主体が在地の側にあったことは否定できないであろう。そこで、均衡保持の具体的な事例を発掘することが必要となってくるが、ここにあげた史料を基にすれば、当面次のような点について追求していく必要があるだろう。東寺に対する合力体制の範囲は、両相論の場合でみる限りは、東寺や相論地を中心として半径5～6キロメートルの葛野・乙訓・紀伊郡にわたっているが、全体としてはどの程度の範囲をもつものであり、相論地や相論の性格によってどのようにかわったのか。地侍衆の合力要請に対する動向は全体としてどうだったのか、また喧嘩への武力参加のみでなく、植松荘の場合は地侍の仲裁により相論が落居していることを考えると、朝廷を含めた地侍衆の役割をどうとらえるのか。そして、地侍衆の背後にある村落の動向をどうみるか。⑦⑧⑨に「若者を可進候」「若衆皆々合力可申候」「若衆皆々同道仕候」とみえる若衆は、藤木久志氏のいう村落の武力の中心となった若衆というよりも、地侍の私的な武力を構成した一族所従と考えた方が妥当であろう。（同『戦国の作法』）。そうしてみると、こ

こにあげた史料からは、村落全体の動きがみえてこない。相論の当事者であった筈の村落は近郷とどのようにかかわっていたのか。等々。この地域からみた様々な点の究明が今後の課題である。

反省として

千々和 到

一揆史年表の研究会がはじまってからもう何年になるだろうか。科学研究費をもらうようになるずっと以前から、研究会は続けられていたから、もう六・七年になるのではないだろうか。その間、事務局スタッフの方々のご努力のおかげで、ずい分何度も会合がもたれてきたし、年に何回かは合宿もしてきた。そうした場で、年表刊行実現のためのさまざまな問題点が話われてきた。

私のような、会員の中ではいたって不真面目なメンバーは、その間に何度もサボりを決めこんできたのだから、問題点をあげてみろと言われても、あげてよいものやら、途方にくれてしまう。この報告書には、真面目に議論に参加し続けてきたメンバーの反省だけが掲載されればよいようにも思う。

しかし、メンバーの末席を汚すものとして、かえって不真面目だったのが故に見えていたように思えたことを一言だけ記録しておくことも、もしかすると、最後の義務かもしれない。真面目だった方々からは一層強く非難されるだろうが、そう考えて一言だけ記録させていただくことにする。

私にとって何よりも思いがけないことだったのは、議論の方向も、そして努力の方向も、いきなり一揆史年表の「分担刊行」の方向だけを向いていたことだった。議論はどれも、年表作成のノウハウをより精ちなものとする方向に向けられていた。この科研が終わればすぐ出版という大目標があるのだから、それはある意味で当然だっ

たし、私がうかつだったに過ぎないのだが、それにしてもとまどいは大きい。研究会での議論は、事項採集の範囲の確定や、年表作成上の文体・用語といった年表編集上の側面に集中していた。そして、その議論が終われば、分担が提示されて、あとは個々人の仕事に戻される、といった感じではなかったか。

それに反して私の期待した会合は、ワイワイと一緒に作業しながら、参加者全員で議論することのできる共同作業の場であった。しかし、こういうタイプの会合は、まったくもたれることはなかった。たしかに、ワイワイできる場はあった。だがそれは、今度は直接年表「刊行」に結びつかない調査行であった。スタッフの方々はみんな忙しいのだし、一揆についての蓄積も豊富なことから、このような子供じみた期待は持ったほうが悪かったのだろう。

だが、これまでに類書のない一揆史年表を作成するための研究会が、どのようにすぐれた清書原稿を作成するかを中心的課題としていてよかったのかという反省は、私だけのものではなかったように思う。この議論が必要だったことについて、私は疑問をもっていない。膨大なエネルギーと時間とを費やしたこの議論は、きっと将来は役に立つことだろう。でも、今の私は、この議論にどういう意味があるのかをまだまだ理解できる水準には達していない。たとえばなぜ採用基準のあい昧さにスタッフの方々がこだわるのか、私にはまだ理解ができない。採用基準などというものは、いくら精密にしようと思っても、史料に即して考えれば予測不可能な場合が多すぎるではないか。このようなものは、ある程度のあい昧なものさえあれば、あとは一緒に作業していれば、そこで議論してゆけばよいことではないだろうか。特に今回のような事業の場合、調査・採集に

ついでに経験の共有によって、成文化されない漠然とした合意がつくられてゆくほうが、はるかに有効なことが多そうに思うが間違っているだろうか。たとえ何頁にもわたる完べきな凡例を完成したとしても、それは果してなまの史料に直面したときに有効な武器になるだろうか。有能な作業者にとっては、たしかに完べきな凡例があるほうが能率的かもしれないが私のような愚鈍な者にとっては、共同作業の場で、直接史料にあたりながらひとつひとつ教えられ、議論しあいながら採否を決定してゆくほうがありがたいのである。こうした共同作業の、勉強の場が私はほしかったと思う。

ずっとこのようにしてほしいとは思わない。しかし、一揆史年表の全体が漠然としたイメージでも見えてくるまでは、少なくともそうしてほしかった。中世の一揆史年表の場合、その価値も困難さも、類書がないことにある。手本とできる仕事がないのだから、私たちはすべてのことを手探りでやってゆかねばならない。なかなか全体のイメージが見えてこないのである。手近な日本史年表の様ざまな例をみればすぐわかるように、それらは例外なく『史料綜覧』をもとにしている。単なる参考から、孫びき、丸写しまで、利用形態こそ様ざまだが、これなしにいまの日本史年表は考えることができないといってよいだろう。ところが、私たちのしようとしている事業は、これと比べてみれば、様々な日本史年表と同じものを一揆を対象としてつくろうとしているにもかかわらず、実際の作業としてはそうではなくて、いわば『史料綜覧』そのものを一揆を対象として作ってゆくようにしているに近いわけなのである。

なぜなら、一揆あるいは民衆史について考えてみると、不思議なことには、これまで、『史料綜覧』はもとより、史料の集成すら作ら

れてはいないからである。公刊された史料集がこれだけ多くなってきたのだから、どこかにあってもよさそうだが、不十分なものでさえ公表・公刊されているものとしては、こうしたものは皆無である。とすると、私たちの一揆史年表が実現するためには、当然一からの史料の集成、事例の収集が前提となる。年表の清書原稿の作成などはるかかなたにおいた、「不十分な」史料・事例の集成の完成が、まだ、一義的に重要なのではないだろうか。

そう考えると、これまでの私たちの事業の進め方は、いささか生真面目すぎはしなかったか。はじめての仕事なのだから、年表の公刊は公刊として、そのようなものの期日などきめずに、それまでにしておくべきことがたくさんあるように思えてならない。いま続けられている史料の集成は、まだ続けてゆくべきである。だが、それとともに、既発表の一揆関係の論文や著作などからの事項の検出がなされておかなければなるまい。鈴木良一氏や中村吉治氏らの仕事の中にあげられている農民運動の事例はまさか落ちはしないだろうが、地方史の諸論稿にあげられている事例は原史料の集成からでは脱落してしまう恐れがつよすぎる。もちろん、検出された事項の、史料に即しての追試も、どういう形にせよ行なわれなければならない。この作業だけからでも、メンバーの共有できるテスト版は作成しえたのではなかつたらうか。

あるいは公刊された史料集だけから作成されたテスト版の年表があってもよかつたのではないか。その場合に、テスト版は、もちろんある時代だけの、あるいはある地域だけの切り取りの「例」ではいけない。公表できないような不備なものでも、いちおう全ての時期を通したたたき台でなければ、検討の材料や参考としてあまり意

味はない。こうしたたたき台をめぐって、議論し、追加し、書き直してゆこうと思えば、共同作業の場はいくらでも持つことができたのではなかっただろうか。今からでも、遅くはないと思う。何度もテスト版をつくっていくつもりで、作業を続けてゆくわけにはいかないものだろうか。面白くはないだろうが、将来の公刊のためには、それも案外必要な過程ではなかっただろうか。

いまごろ何を、という進んだ作業をされている方も多いだろうが、私は今でも一番大切なのは、そうした共同作業を通しての、調査・採集についてのスタッフの経験の共有の意識的な追求であることに変わりはないと考えている。

日本史教育の中の国人

および国人一揆

外園 豊基

『高等学校学習指導要領解説 社会編』（文部省）をひもといてみると、第二節日本史の項で、一、科目の性格と目標、二、内容とその取扱い、三、学習指導の改善と指導計画の作成等の三つの柱がたてられている。そして、二の内容とその取扱いは、七つの大項目に分かれており、その中の一つとして「武家文化の形成と庶民文化の萌芽」という項目が掲げられている。さらにその中は、「武家社会の成立と文化の新気運」、「公武関係の推移と武家文化の成長」、「下剋上の社会と庶民文化」の三つの中項目に分けられている。大項目は、日本の歴史の流れを画す大きな時代区分を基盤に置き、その時代の文化的特色と時代的背景との関連を表現するものとしている。そしてそれぞれの大項目の中の中項目は、大項目の示す時代的範囲の中での各時期の特色を示す文化的事象と社会との関連を表すものと、大項目の時代全体を通しての文化的動向と社会の動向とを関連的に表わすものによって構成してある。（同書五三頁）。

三つの中項目のうち、小稿の関心としては、「下剋上の社会と庶民文化」があげられる。ここでは、「応仁の乱以降戦国期に入り、新しい社会の動きが農村や都市で活発にみられるなかで、庶民の文化が育っていったことを考察させる。その際、農村における惣の形成や、京都や堺などの都市において町民の自治がみられたことに注目させる。（中略）また、農民の地域的連帯が強まり、それが一揆

のような社会的動きとともに、新しい文化を創造し発展させる母胎ともなっていたことに着目させたい」と述べられている（同書60ページ）。したがって国人・国人一揆は、ここかあるいはその前段階において取り扱うべきであろう。

ところで国人・国人一揆は、教科書ではどのように取り上げられているのであろうか。手許にある高校の日本史教科書を数冊ひもといってみて、それに関する記述が、どの項目の中でなされているかをみるために、見出しの項目を拾い出してみた。

（南北朝）動乱のふかまり、守護大名の成長、惣村の発展、惣村と土一揆、一揆の時代、国一揆と一向一揆、土一揆と国一揆、惣と一揆、守護大名と国人一揆、下剋上の風潮、応仁の乱、応仁の乱と下剋上、下剋上の社会

右のごとく項目は多彩であるが、それぞれ工夫がこらされた記述がなされている。ほとんどの教科書が山城国一揆を取り上げており、その前後において国人一揆に言及している場合が多い。そこでは、山城国一揆を例にして国人一揆は反守護闘争であると述べているが、衆知のごとく、国人一揆は反守護闘争であると同時に、反農民闘争としての性格もあわせ有していることを忘れてはならない。また教科書によっては土一揆の説明はしているが、国人一揆についてはまったく言及していないものもある。その意味では、山城国一揆で国人一揆のすべてが理解できるかのような印象を与えているのは疑問である。なお、国人一揆は、中世後期において全国的に広範囲に存在したことが知られるのであるから、『学習指導要領』の大項目の

一つにあげられている「地域社会の歴史と文化」のなかで取り上げることも有効である。地域社会と密着した主題学習に、そろそろ国人・国人一揆が登場してもよいころと考えられる。

それはともかく、教科書のこのような記述は、「国人」を把握しにくいことに由来していると思われる。「国人」の記述スペースの関係もあろうが、こうした教科書の記述を見ると、教育現場の先生方の困惑を思わないではいけない。そこで、小稿においては、日本史教育のなかで国人を取り扱う視角なり手順とでもいうべきものを提示してみたい。

まず、指導上、国人の規定概念を明確にし、歴史用語として正しく理解する必要がある。筆者は、国人を、

南北朝・室町・戦国時代において活躍する武士で、その多くは
鎌倉時代の地頭の系譜を引く在地領主

と規定しておく。これに階級的視点を加えて、

国人は、その領域内の農民に対する支配力の未熟さのゆえに、守護大名の被官となってその権威・権力を背負う面と、農民支配や対上級権力との関係において利害を共にする国人が連帯して一揆を形成する面の、相矛盾する両面をもつもので、戦国時代になっても、この両面は程度の差こそあれ、失われることはなかった。

とでもまとめれば、一応、教科書の散漫な記述を引きとめることが

できるであろう。国人を指導する場合、この国人の置かれた階級的立場を確実に認識しておくことが肝要と思われる。

また、国人の活動的な歴史像を日本史教育の場に持ち込む一つ的手段として、具体的な地域を設定することが考えられる。山城国なり播磨国なり芸備地方なりと具体的な地域を取り上げて指導することは、国人を日本史教育のなかで観念化させ空洞化させない大切な方途なのである。しかしその際、執拗なまでに生徒たちに歴史地図上での確認を指導したり、教壇の前に大きな幅図の地理で使う地図を提示したりして、歴史的地域や歴史的地点の指導を忘却しない注意が必要である。例えば、山城国一揆が現在の京都市付近で起こったものと信じ込んでいた例があるが、山城国は現在の京都府には違いないが、一揆が起こった地域は、山城国が南方の大和国の方に大きく南下している、現在の京都府綴喜郡あたりを中心に発生したものである。歴史地図での確認指導の重要性が考えさせられよう。

次に、国人の指導で注意すべきことは、他の近接領域の歴史用語、もしくはそれを包含する概念との錯綜を、明瞭に識別して教え込むことの大切さであろう。まず、土豪と国人の異同・識別という問題がある。加えて、一向一揆も、門徒化された国人の一揆であったとされる説もあるとなると、一向一揆との関係にも指導上の見解が示されなければならないであろう。さらに「一揆」という現象が、単なる民衆を中心とした反抗形態ではなく、ある種の団結体を意味することにも留意する必要があるであろう。さまざまな角度からの究明を行えば、それはまた日本史教育での新しい課題となるであろう。その際、分析視角としての、国人領主層の所領支配形態を主とするか、国人一揆のような地域的連合を主とするかによって、指導の教材化

も異なってくるはずである。そのとき、生徒たちに既習事項である「惣」や「郷村」との関連を明確にしておかなければならない指導上の前提も存在しよう。また、民衆文化の開花期に活動した国人の、その文化の面をも視野に入れる必要があるが、文化荷担者としての国人の研究は残念ながらほとんどない。躍動する国人層のそれは、「集団の芸能」、「文化の地方普及」をはじめ当該期文化の各指導事項と深くかかわっていると思われるが、このことについては、他日を期したい。

なお、詳細は、平田嘉三・浅香勝輔・外園豊基・金子邦秀編著『日本史教育における造形と色彩』（教育出版）参照。

若狭徳政一揆と

国中惣百姓組織について

松浦 義則

中世北陸地域における一揆と言えば、何よりも加賀・越前の一向一揆が挙げられるが、それらを除くと一揆の事例は多くはない。そのなかで、武田氏支配下の若狭においては徳政をめぐる一揆が注目される。太良荘の史料から知られる正長・嘉吉・享徳の徳政一揆の状況については、既に網野善彦氏の『中世荘園の様相』に述べられている。こうした伝統を継承してか、戦国大名武田氏支配のもとでも徳政が行なわれており、享禄四(1531)年と天文二十(1551)年の徳政はよく知られている。

享禄四(1531)年の徳政は「羽賀寺年中行事」に「一、享禄四曆辛卯、三郡百姓等依有愁訴徳政行畢」と記されており、この年は二月に武田氏が近江に出兵したり、七月には日照りのため雨乞いがおこなわれたりしたことが同記録に見えており、こうした状況のなかで徳政令が出されたのである(羽賀寺文書二四号、『小浜市史』社寺文書編)。この徳政が実際におこなわれたことは、天文六(1537)年の熊谷龜寿の田地売券に、本物返として沽却していた地が「享禄年中之徳政」によって「勘落」されて自己のものになったとされていることから確めうる(西福寺文書三二号、同所収)。右の二つの史料からでは享禄四(1531)年の徳政令がいつ出されたものかは不明なのであるが、伊勢貞陸が記した「鳩拙抄」(『中世法制史料集』第二巻255頁)に徳政の対象となる物品やその約月を記した「徳政条

々」が収められており、その注に「若州ヨリ吉田三河守所望ニ付被注遣也、享禄四 九 十七」とあるのが参考となる。この注記によって武田氏は徳政令を出すにあたって幕府の基準や先例を尋ねたことが知られ、その回答が右の「徳政条々」であるから、武田氏の享禄四(1531)年の徳政令は少なくとも九月一七日以降に出されたものと判断される。

このように享禄四年徳政令の日付の上限を決めうるとすれば、次の文書との関連がつけられてくるように思う。

急度申候、今度國中惣百姓等御法之儀、武藤殿并山県殿為両奏者、上様へ御侘言申上候処、御分別にて昨日 [] 候間、御引替錢御持候て、早々可有御出浜（小浜）候、此外使ニ路錢可被遣候、恐々謹言

十月廿日

國中惣百姓中

宿ハ塩浜小路紙屋

にしかた
けんしやう太夫

中郡

九郎太夫入道

御方郡

□(豆)腐屋

ミこ
をとう殿 参

右の國中惣百姓触状は、若狭三方郡神子(ミ)浦（御賀尾浦）の大音(木)氏に伝えられたものである（大音文書二四二号、『若狭漁村史料』所収。一部写真版による）。文中の「御引替錢」とはどういうものか明らかにし得ないが、この文書は徳政令が出されたことを告げる触状と考えてまず誤りないと思う。武田氏の徳政令としては、

その内容を具体的に知ることのできる天文二十(1551)年十一月七日付の徳政札写が著名である(大音文書二四〇号、拾椎雑話)。右に引用した十月二十日の国中惣百姓触状をこの天文二十(1551)年十一月七日の徳政令に関するものとする、徳政令が出される十七日以前に触状が出されたこととなって矛盾するが、享禄四(1531)年九月十七日以降に出された徳政令を受けたものと解するとうまく接続するのである。しかもこの触状を享禄四年のものとする、触状に署名している「にしかた」=大飯郡、中郡=遠敷郡、御方郡=三方郡という若狭一国の三郡となって、先の「羽賀寺年中行事」にみえる「三郡百姓等」の愁訴にうまく符合する。

それにしても、三郡より代表者が一名宛出て、小浜の町の塩浜小路紙屋を徳政令獲得推進本部として活動し、徳政令が出されると国中の人々に連絡をするという組織あるいは体制ができていたことには、改めて驚かざるを得ない。ここに署名している人物についても研究不足でよくわからないし、郡を単位に惣百姓組織があったことも史料からは確かめられない。これらの点についてはまだ説明すべきことが多く、また先学の論を見落としていることを恐れるが、とりあえず一揆の組織の一事例ともなればと願って、未熟な報告としたい。

項目の立て方、表記の仕方 について

— 名手荘・丹生屋村堀・用水争論の場合 —

山陰 加春夫

一九八七年四月の中世編集会議において、『一揆史年表・中世編』の項目の立て方および表記の仕方について、次のような点が留意点として挙げられた。

- 〔ア〕一連の事項のどこまでを一件とするか、
- 〔イ〕異なる地域で同時発生した一揆を〈関連〉すると判断するか、別件とするか、
- 〔ウ〕主語、主体を明記すること、
- 〔エ〕史料の単なる現代語訳であってはならない、等々。

いずれも本年表の生命線ともいふべき重要な留意点である。本稿では、このうち特に〔ア〕〔ウ〕の留意点について、遅々とした作業のなかで考えたことを記すことにしたい。取り上げる事例は、史料上、仁治元(1240)年から応仁元(1467)年までの約二百三十年間に亘って断続的に争われた、紀伊国高野山領名手荘・粉河寺領丹生屋村堀・用水争論である。

さて初めに、当該相論を素材として、前掲〔ア〕の留意点について検討しよう。この際に参考となるのは、小山靖憲の次のような指摘である。

この相論の原因については「用水の争奪で一貫している」が、相論の特質については「段階的な変化が看取できる」 — まず

莊園領主間の争いとして現象」し、建長二(1250)年の官宣旨による裁許以降、「村落間の相論という性格がしだいに前面に押し出されてくる」一、

というような〔同著『中世村落と莊園絵図』（東京大学出版会、1987年）第六章「中世村落の展開と用水・塚相論」〕。

この相論を当該地域の政治的諸画期（権力の在り方の変化等）によって段階区分するという方法も考えられなくはない。しかし、本年表の性格を考慮するならば、あくまでも先ず当該相論自体の特質の変化にもとづいた段階区分がなされるべきであろう（むろんこの二つの段階区分が無関係ではありえないが）。つまり、小山の「上級領主間相論から村落間相論へ」というシェーマを基本的に継承しつつ、紛争の主体・組織、目的、行動様式等の質的变化に応じた段階区分が先ず行なわれるべきであると考えるのである。

右のような考え方に立ち（特に現地での紛争の主体・組織の質的变化に重点をおいて）、この相論の段階区分を試みると、私見では次の五段階に分かつことが可能であると思量する。

- (1) 仁治元(1240)年 ～ 建長二(1250)年。
- (2) 建長三(1251)年 ～ 文永五(1268)年。
- (3) 康永四(1345)年 ～ 明德四(1393)年。
- (4) 永享五(1433)年 ～ 同 六(1434)年。
- (5) 応仁元(1467)年。

つまり、この約二百三十年間に亙る断続的な相論は、(1)～(5)の五件からなる紛争として立項すべきであると考えられる。

次に、当該相論を素材として、前掲〔ウ〕の留意点について考察

しよう。

この場合も前述した小山の指摘を参照しつつ考えるならば、前掲（１）～（５）の五件からなる紛争それぞれの目的そのものに質的な変移はみられず、むしろ紛争の主体・組織、行動様式等にこそ段階的な変化が看取できる、ということができよう。つまりこの相論の場合、五件からなる紛争それぞれの主体・組織、行動様式等を年表上にどのように明記するか、が最も重要なポイントになると考えられるのである。

ところで、五件からなる紛争それぞれの主体・組織、行動様式等は史料上にどのように表現されているのであろうか。以下、各段階の現地での紛争の主体・組織に関する表現についてのみ例示的に記してみよう（不備ながら、史料名は省略）。

（１）仁治元（1240）年～建長二（1250）年段階。

「金剛峯寺使并彼（名手）庄官等」、「彼（名手）庄官等、…率数百騎勢」、「名手庄民」。

「領家（粉河寺）寺家使并当（丹生屋）村地頭代等」、「粉河寺僧徒数十人、…引率百姓」。

（２）建長三（1251）年～文永五（1268）年段階。

「名手莊百姓等（住民等、悪党等、庄民等、住人、沙汰人百姓等）数百人」、「彼（名手）庄民等、随其（金剛峯寺僧徒等、同寺悪僧智眼等）蜂起之趣、致此濫吹之企」。

（３）康永四（1345）年～明德四（1393）年段階。

「丹生屋村与名手庄、依用水事、及合戦」。

「（高野山）蓮上院惣仙房（*）、善惣房、…」、「高野山衆徒惣仙房、同寺領同国名手庄公文源蔵人入道等」、「（高野山領紀伊国

頼淵莊下司景教)、名手井論御発向(高野山「衆徒一同発向」)之時、同致忠節、蒙疵候…」。

(4) 永享五(1433)年～同六(1434)年段階。

「名手庄、…任雅意、一同可令押領之(由)張行」、「名手庄之競望」。

「高野与粉河用水相論、自高野可令発向粉河由風聞」、「今度之儀、依用水相論、自高野可令発向粉河支度処、雜説出来、衆徒・守護方内談シテ行人ヲ可治罰之由、行人等伝聞ニ依テ、俄ニ衆徒・行人可及弓矢了(**)」。

(5) 応仁元(1467)年段階。

「名手と丹生屋水論之上、名手より丹生屋を焼払、…粉河軍勢野上(名手莊野上村)を焼払」。

「(名手莊)野上九郎左衛門籠城して、切畠・野上・江川・静川衆、加勢田・後田・麻生津衆加勢ス、…合戦之处、高野衆名手之合力ニ下ルと聞て…」。

「粉河寺方旗頭大伴三右衛門を初め、丹生屋・猪垣・池田衆、中村・志野・下丹生屋・長田・上田井・松井・井田・東村・藤崎并ニ荒見・杉原衆、粉河町衆、川原共ニ加勢し、…合戦の処、高野衆名手之合力ニ下ルと聞て、丹生屋方へ根来衆…長田ニ陣取…」。

例示した箇所だけでは不十分であるが、それでも、(1)～(5)の各段階の史料にみえる現地での紛争の主体・組織に関する表現が、〔莊園領主主導型の相論から村落間、地域権力間の相論へ〕という相論の特質の段階的な推移に応じて、変化していていることは看取できよう。では、これら史料上の主体・組織に関する種々の表現を、段階毎にどのように集約して年表上に明記するか。〔エ〕の留

意点にも関わる課題となる。

(*) 蓮上院惣仙房（高野山衆徒）。実名は頼暹。彼は、名手荘西村を生地とし、同地に蟠居した宇野氏の家を生家とした可能性の高い人物で、同荘公文源蔵入道とは同族であったと考えられる〔拙稿「蓮上院頼暹とその生家」（『密教文化』155、1986年）参照〕。高野山は、康永四年の当該相論の解決のための「衆徒一同発向」に際して、同地出身の頼暹を中心人物として据え、他方、頼暹は、この起用に答えることで、宇野一族に代々課せられていた使命（水無川から取水する用水の確保）を果たそうとした。年表には、以上のような点も、何らかの形で簡潔に記すべきであろう。

(**) この永享五(1433)年の高野山の内部分裂は、正長の土一揆に勢いを得た行人の「無窮之訴訟」を原因とするという史料もある〔なお、黒田弘子『中世惣村史の構造』（吉川弘文館、1985年）第一部第二章「中世後期における高野山権力と農民闘争」参照〕。とすれば、この行人の反乱事件は、年表の当該相論の項目内だけに収まるのではなく、正長の土一揆の項目内にも記すか、はたまた独立項目としても立てるか、いずれにしても重出措置が必要となろう。この点、〔イ〕の留意点にも関わる課題である。

人民闘争史研究をめぐって

青木 美智男

戦後歴史学の研究史を問題にするさい、研究の一時期を画した人民闘争史研究は、かならず検討の対象とされる重要な研究動向なので、すでにその意義をめぐってすぐれた報告や紹介が出されている。たとえば、早くは中村政則の「現代民主主義と歴史学」（『講座日本史』10、東京大学出版会、1971年）があり、さらに土井正興の「人民闘争史研究の課題と方法」（『現代歴史学の成果と課題』1、青木書店、1974年）、浜林正夫の「人民闘争史と民衆史・社会史の方法」（『現代歴史学の成果と課題Ⅱ』1、青木書店、1982年）など、包括的な位置づけと批判がなされている。

戦後のわが国における歴史学研究のなかで、人民闘争史という観点が大きくクローズアップされたのは、1960年代の半ばから70年代の半ばで、それ以後は国家論・国家史へと研究の視点が傾斜していったと整理してよいと思う。

さまざまな論争は行なわれたが、ともあれ人民の諸闘争にかんする研究は、時代を問わず実証的にも理論的にも急速な高まりをみせた。その点では、1950年代とは比較にならない成果が蓄積されるにいたった。しかもそれは、家永教科書裁判における「歴史を支える人々」をめぐる国側証人との論争ともからんで、歴史教育にもおよんだ。

人民闘争史の研究成果を一言でいえば、変革期の歴史像を描くとき、人民諸階層が歴史の変革にどのようにかかわったかということ

をとらえるのにすぐれた分析方法を提示したといえる。

その点を近世史研究について見ておけば、人民闘争史研究は、林基の「宝暦—天明期の社会情勢」にその典型が示されたといつてよい。林は、レーニンの革命情勢論に依拠して、人民諸階層のたたかいが政治的動揺から変革を生みだす道程を幕藩制の解体過程において具体的に論証しようとした。それは、人民諸階層のたたかいがどのように反対派を形成して政治的な情勢変化を生みだし、権力内部に矛盾を惹起して、革命情勢への条件をつくりだすか、ということを基軸にした新たな時代区分論を提起した点で画期的であった。

以上のような観点から林が提起した革命情勢論をより深化させ、反動的維新像に対置できる人民的な歴史像を創造しようと模索したのが佐々木潤之介である。前出の1966年の歴史学研究会臨時大会（「近代日本と歴史学の課題」）における佐々木の報告「維新変革の現代的視点」（『歴史学研究』332号、1967年3月）がそれである。佐々木はこのなかで、まず第一に、日本型の階級分解の特殊性による変革主体（半プロレタリアート層）を明らかにし、その上に日本型の革命情勢論としての「世直し状況論」を構築した。佐々木の功績は、戦前羽仁五郎がアジア的なるがゆえに「人民大衆」のたたかいにしか変革を求めえないという観点を、戦後近世史研究が明らかにした日本型のブルジョア的発展による農民層分解論の成果に依拠して、人民のいかなる階層が変革主体たりえたかということを示した点にある。いうなれば、戦前の社会経済史的研究の成果を政治的次元に具体的に組み入れ、下からの維新の実像を描いてみせようとしたのである。

以上のような研究状況に影響されて多くの分野で、さまざまな運

動史研究が本格的に前進し、人民の諸闘争にかんする分析がさまざまな面で発掘されるようになり、『日本民衆の歴史』などという講座が刊行できるようになった。また、こうした人民諸階層が歴史の発展を担ったという観点の確立が、沖縄やアイヌ史の研究、さらに女性史研究にも反映し、従属的な歴史像を転換させ、あらたな歴史像を描くよりどころとなったといってもよい。

ただし、いま人民闘争史は研究の主流ではない。それは時代に対応しきれない理論的不十分さと狭隘さゆえである。人民闘争史は、階級概念ではとらえきれない諸階層のさまざまなたたかいを歴史に位置づけることに力を入れたとすれば、研究方法でも、さまざまな諸闘争を豊かに位置づけ、変革へのトータルな歴史像を創造する理論や方法が模索されてきてよかったとおしまれる。

今回の一揆史年表作成の事業が、そういう視野の広がりや方法の深まりにつながることを切望する。

年表作成から

史料所在情報の体系化へ

安藤 正人

学問分野の違いを問わず、研究の基礎となる史料や文献についての情報を、いかに効率よく、かつ的確に収集し処理するかは、研究の死命を決するといってもいいほど重要な作業である。今日、こうした学術情報の量は、研究者の個人的努力ではとうていカバーしきれないほど膨大なものになっており、さまざまな分野で、情報の収集・提供を行なう情報サービス機関の設立とデータベースの作成がすすめられている。

人文科学の場合でも、たとえば国立博物館の美術資料情報センター、国文学研究資料館の国文学データ・ベース・オンラインサービス、京都大学人文科学研究所を中心とする東洋学研究支援データベースなどにみられるように、この動きは急速である。国立大学共同利用機関として設立された学術情報センターも、人文科学の分野における研究文献などの二次情報を中心とした学術情報システムの開発に積極的であるときく。

しかし、歴史学（日本史）の分野をみると、国立歴史民俗博物館が歴史資料の情報センター的機能を掲げて、活動を始めてはいるものの、他分野と比べると、全国的規模で資料情報や文献情報を蓄積・共有し、これを研究に生かしていこうという動きはきわめて鈍いように感じられる。

近世史研究の場合についていうと、他の学問分野に比べ、一次資

料（つまり古文書その他の記録類）に依存する度合が研究作業の中でかなり高い位置を占めるにも関わらず、その保存と活用の状況はお寒いかぎりである。文書館や史料館がだんだん整備され、史料集の発行も盛んに行なわれて、史料に関する情報の普及は進んできてはいるが、これは全体からみるとほとんど九牛の一毛にすぎまい。学会として、もっと積極的に、古文書その他の記録類に関する情報を体系化、共有化するためのプログラムを考えなければ、歴史研究は、史料利用という最も基本的なところからどンドンタコツボ化し、ひとりよがりの学問になってしまうのでないかという気がする（ここでいう、古文書その他の記録類に関する情報を体系化、共有化するためのプログラムとは、具体的には地域文書館の設立や民間所在史料登録制度の導入などによる史料そのものの保存・公開体制の整備を基礎とし、その全国的ネットワークの上に、史料所在情報をデータベース化し利用に供することを任務とする情報センターを置く、という構図を、目標として念頭に置いている。もちろん、その実現の鍵は、史料の保存と管理、および史料情報の体系化のための研究と実務を担当する専門家＝アーキビストの育成である）。

私は、今回の百姓一揆年表の作成は、上に述べたような史料所在情報の体系化に向けてのひとつの試みとして位置づけられると思っている。年表の記述だけでなく、各一揆に直接関係する一次資料情報を網羅的に収集し、目録化あるいはデータベース化しようという意図を持っているからである。百姓一揆研究の展望を考えると、長期的にはおそらく年表そのものよりも、こうした作業の方により大きな重要性があるのではないかと考える。

ただ一言いっておきたいのは、百姓一揆のようにある特定の主題

に関する史料を、それぞれの史料が属している（あるいは属していた）文書群の中から抜き出し、それだけで独自のデータベースを構成することには、史料学上、無視できない大きな問題があるという点である。いかなる史料も、それが属している（あるいは属していた）文書群と切り離して正確に理解することはできないからである。したがって、理想的には、主題別の史料所在情報の集約（全国的な目録やデータベースの作成）に先行して、全国の文書記録史料についての情報を、文書群ごとに収集し体系化する作業が行なわれなければならないと考える。百姓一揆史年表の作成や百姓一揆史料のデータベース化の作業が、むしろそうした声を高めるきっかけになればよいと願っている。

年表作成上の諸問題

— 打毀しの諸相 —

落合 延孝

百姓一揆や騒動の際に、百姓が取る行動様式の一つに打毀しがある。百姓一揆の典型は、打毀しを伴う強訴である。すでに、貞享三(1686)年の信濃松本藩の「嘉助」騒動では、米屋等の城下商人が打毀しを受けている。打毀しの理由を見ると、宝暦十一(1761)年の上田一揆の場合、「お上へ内通し注進専として」「役目を權威に甚だ押領致し百姓をば乞食同様の挨拶いたし」と、お上に通じる者、役目を權威にして百姓に權威がましき態度をとる理由で打毀しを受けている。十八世紀前半頃までの百姓一揆の中での打毀しは、主に幕藩権力の収奪強化策に加担した商人を対象とするものが多い。高利貸等の身元宜敷者への打毀しは、十八世紀後半頃から多くなる。

「打毀し」という社会的制裁の持つ意味について、ここで考察してみたい。打毀しを村制裁の一つとして取るということは、日本の村社会の中においては中世以来の慣習としてある。近世社会に入っても、放火・盗み・博奕の犯罪者に対する村制裁として行なわれていた。出羽国村山郡山家村の年欠議定に、「右之もの家内不殘村払二いたし家ほこし(マ)申す」(『山形県史』資料編18、P454~455)とあり、放火犯人の家族を村払いにし、さらに家を焼き払うことを取り決めている。文化十五(1818)年の越後国蒲原郡熊出村の盗みの議定では、「所追放家屋鋪之義ハ其節打潰シ可申極メ之事」と定め、村追放される盗人の家は打毀しを受ける。寛文九(1669)年河内國小

山村の村議定では、「少ニてもはくち打申候か又ハ宿仕者御座候ハハ、其村中ハ御こぼち被成」とあり、博奕宿か博奕を打った者への村制裁として打毀しを取り決めている。このように放火・盗み・博奕の犯罪者に対する打毀しという村制裁は、その成員の共同体における生活基盤を破壊し、共同体から放逐するために行なわれた。

一揆や騒動における打毀しは、百姓の中に強い正当性の観念がなければ行なわれない。例えば、慶応四(1868)年上州の世直し騒動の場合、次のような正当化の論理がある。「為世直シ之町在ニ不限物持質屋糸商人酒屋穀屋等之類打破候」(『国府村誌』)、「在々ニ於て私欲深き者多く有之、貧農之難渋ニ相成候故、私欲之者共を打毀し、後生の懲しにし、貧民を救わん為の世直しに候」(中島明「世直しの論理」『群馬文化』179・180号)とある。物持質屋糸商人酒屋穀屋等の「私欲之者」を打毀しすることは、「貧民」を救済するために正当化される。領主といえども、肯定せざるを得なかった。一般に打毀しは、百姓や町人によって行なわれるが、領主によって行なわれる場合もあった。七日市藩の御用商人への打毀しは、次のように実際に行なわれた。「其より段々七日市迄登り同所丸一屋ハ欠合、丸一は領主にて引潰し、夫婦之者共縄帯にて町ざかいにてたたきはなしに相成り、門は闕所致す事」(『甘楽町史』)と、藩側が商人の家を打毀し所払いをしているのである。

このように、打毀しは、正当な理由があれば、領主といえども承認せざるを得なかった。しかし、正当な理由がなく打毀しをした場合にはどうなるであろうか。「此度伊惣治方江対し、村々之者打拳乱妨致候段、聊之意味合も無之ニ右躰之始末ニ及候段、今更申披も無之」(『群馬県史』資料編12)と、打毀しに参加した利根郡永井

村外十二ヶ村が、小惣代伊惣治を正当な理由なく打毀したことを詫
び、名胡桃五ヶ村に対し「打毀繕料」として五百両差し出すことに
した。正当な理由なくして打毀しをした場合には、打毀しに参加し
た村々が損害賠償したのである。

近世前期頃まで打毀しは放火・盗み・博奕の村制裁としてあった
が、十八世紀以後主に百姓一揆や騒動等の社会的制裁のみに限定さ
れるようになる。しかしながら、正当な理由があるかぎり、領主も
含めて万人に承認された社会的制裁の方法であった。

一揆史年表作成のための

史・資料

— 越後・佐渡ほか —

佐藤 誠朗

I. 県史・市町村史の一揆関係史料・文献

(『一揆』全5巻、東京大学出版会、に紹介されていないもの)

- 『新潟県史』資料編 6.近世一(1981刊)(上越編)
P759~P783・享保六~十年、頸城質地騒動、史料1~31
- 『新潟県史』資料編 7.近世二(1981刊)(中越編)
P3~P30・慶長五~六年、越後一揆、史料1~70
P827・正徳三年、与茂七騒動写
P836・文化十一年四月、村松領百姓騒動につき中之島組注進書
P838・天保五年二月、栃尾郷騒立につき飛脚便にて届書
- 『新潟県史』資料編 8.近世三(1980刊)(下越編)
P809~P853・宝永七~正徳元年、村上四万石領八ヶ組騒動
P854~P862・元文二年十月、新発田預地村山組騒動
P896~P897・村松全藩一揆
P898~P902・文化十一年、五泉町打ちこわし
P903~P928・文化十~十二年、蒲原・岩船郡一揆
- 『新潟県史』資料編 9.近世四(1981刊)(佐渡編)
P845~P887・寛延一揆と明和一揆
- 『新潟県史』資料編12.近世七(1984刊)(幕末編)
P55~P59・天保十一~十二年、三方領地替(訴願・参考まで)

- P827～P831・文政十三年、新瀉町騒動
- P832～P844・天保八年、魚沼郡騒動（私は、妻有郷騒動と呼ぶことにした）
- P845～P876・天保八年、生田万の乱
- P877～P897・天保九年、佐渡一国騒動
- P898～P907・嘉永六年、栃尾町騒動とその影響
- P908～P936・慶応元年、直江津今町騒動
- P937～P950・慶応二年、寺泊町・十日町・水原町・堀之内村の騒動
- 『新潟県史』資料編13.近代一(1980刊)(明治維新編一)
- P861～P863・P868～P888・明治二年、信濃川分水工事にともなう騒動の記録
- P928～P1032・明治二～四年、民衆運動
- 明治二年九月、糸魚川式分判贖金騒動
- 明治三年三月、蒲原郡富永村外二十一ヶ村騒動
- 明治三年七月、古志郡栃尾郷騒動
- (参考)明治二年十月～三年七月、小千谷県設置訴願
- 『新潟県史』資料編14.近代二(1983刊)(明治維新編二)
- P129～P169・明治五年大河津分水反対一揆
- P435～P493・明治八年～十四年・地租改正反対運動(訴願・参考まで)
- 『中条町史』資料編・第三巻・近世下(1985刊)
- P691～P713・文化十一年、蒲原・岩船両郡騒動
- P714～P733・元文元年～天保三年、紫雲寺瀧新田小作人騒動
- 『津南町史』資料編上巻(1984刊)

P773～P792・天保期の百姓一揆（妻有郷騒動については『津南町史』に掲載されている多数の文書をほぼ残らずコピーした。）

P878～P886・慶応四年四月～明治元年十一月・世直しの動き

Ⅱ. 大日本維新史料稿本の一揆関係史料（(数字)は稿本の番号）

(2565)・慶応二年五月二十八日、江戸打ちこわし

(2577)・慶応二年六月十三日、武州一揆

(2602)・慶応二年六月二十八日、信達一揆

(2988)・慶応三年十月、ええじゃないか

(2999)・慶応三年十一月十三日、徳丸原上地住民蜂起

・慶応三年十一月十三日、京都町奉行、ええじゃないか
禁止

(2629)・慶応二年七月二十一日、石州農民騒動

(2635)・慶応二年七月二十五日、羽前東根村騒動

(2658)・慶応二年八月十五日、小倉藩農民騒動

(2667)・慶応二年八月十一日、浜田農民騒動

(2687)・慶応二年八月二十一日、川越藩武州一揆の巨魁十二名
逮捕

(2690)・慶応二年八月二十八日、松本藩農民騒動

(2775)・慶応二年十一月二十四日、津山藩一揆

(2781)・慶応二年十二月二日、尼崎藩、竜野藩一揆、杵築藩一
揆

(2783)・慶応二年十二月七日、生野銀山百姓一揆

・慶応二年十二月八日、赤穂藩農民騒動

- (2822)・慶応三年二月一日、下野御前ヶ原騒動
- (2826)・慶応三年二月五日、亀山藩一揆
- (2941)・慶応三年八月、駒場野調練場農民騒動
- (3207)・明治元年二月二五日、摂・播旧幕領農民騒擾
- (3233)・明治元年三月八日、上州一揆
- (3239)・明治元年三月十一日、武・上・野・信の騒動
- (3255)・明治元年三月二十日、武州川口村農民蜂起
- (3519)・明治元年七月三日、旗本遠藤領（郡上郡）農民騒動
- (3788)・明治元年十二月十四日、浜田領騒擾につき津山藩上申
- (3853)・明治二年三月十四日、高山県騒動
- (3930)・明治二年七月八日、岡藩農民騒動
- (3932)・明治二年七月十六日、笠松県下人民騒擾
- (3973)・明治二年十月三日、甲斐八代山梨二郡騒動
- (3979)・明治二年十月二十二日、高崎藩一揆
- (3988)・明治二年十一月五日、忍藩騒動
- (3995)・明治二年十一月二十九日、篠山藩騒動
- (3997)・明治二年十一月、鶴田藩騒動
- (4008)・明治二年十二月、高遠藩農民騒擾
- (4014)・明治三年一月十四日、浜田県下騒動
- (4062)・明治三年六月九日、烏山藩農民騒動
- (4077)・明治三年七月二十四日、栃尾騒動
- (4087)・明治三年八月二十八日、小諸藩騒動
- (4099)・明治三年九月二十六日、彦根藩農民騒擾
- (4102)・明治三年十月七日、尼崎藩農民騒動
- (4103)・明治三年十一月二十五日、松代藩騒動

- (4132)・明治三年十二月二日、松代藩騒動
- (4133)・明治三年十二月五日、府内藩騒動
- (4137)・明治三年十二月五日、登米県一揆
- ・明治三年十二月十六日、若松県一揆
 - ・明治三年十二月十七日、松代一揆処理
 - ・明治三年十二月十七日、須坂一揆
 - ・明治三年十二月十八日、日田騒動鎮圧
- (4138)・明治三年十二月十九日、中野県一揆
- (4142)・明治三年十二月二十四日、中野県一揆鎮圧
- (4144)・明治三年十二月二十六日、松川藩騒動
- (4146)・明治三年十二月二十八日、中野県下騒擾
- ・明治三年十二月、伊那県管下三河国騒擾
- (4165)・明治四年二月、福島伊達郡騒動
- (4174)・明治四年三月二十八日、三河・菊間藩下一向宗騒動

Ⅲ. 東京大学史料編纂所所蔵の一揆関係史料

- ①「日田県変動手続」（明治三年十一月の日田県騒動）
- ②「四条家文書」（同前ほか越後など）
- ③「野田豁通日誌」（胆沢・登米・福島県騒動など）
- ④「松代藩騒動一件」（『信濃史料叢書』19は誤植あり）
- ⑤「山岸家雜留」九、十三（大山騒動関係）
- ⑥「夢之浮橋」一～十四（江戸打ちこわしなど）
- ⑦「新聞書」三（慶応元年より、大坂打ちこわし、武州一揆）
- ⑧「新聞書」四（慶応二年九月、江戸打ちこわしなど）
- ⑨「新聞書」五止（万延～慶応、武州一揆、江戸打ちこわし、倉

敷騒動、ええじゃないかなど)

- ⑩「見聞日録」三(兵庫打ちこわし)
- ⑪「見聞日録」四(難波打ちこわし)
- ⑫「見聞日録」十一、十二、十三(ええじゃないか)
- ⑬「珍聞事記」三上(慶応二年、江戸打ちこわし)
- ⑭「越後水原陣屋諸用留」四止(文化十一年一揆)

IV. 公文録(MFとCH所持)

- ①松代藩之部 附録一～六(明治三年、松代騒動など)

V. 新潟県史編さん室(所蔵CH)

(1).法務図書館文書

○三島郡大和田村百姓平次郎の件(明治三年七月、「寺泊騒動」
新発見)

○古志郡梅野俣村百姓藤七の件(明治三年七月、藤七騒動)

※いずれも「明治四年 諸県口書」所収

(2).『新潟県史編さん収集資料目録』第一集(1983)

P46.A06-A2・延宝七年、越後騒動関係綱国書状(岡山県津山市
安藤家所蔵)

P89.A5-K1・文政七年、義民春日騒動(柏崎市立図書館蔵)

P231.A47-F19・慶応四年、鹿峠組・長沢組一起騒動之巻(下田
村藤田家蔵)

(3).『新潟県史編さん収集資料目録』第二集(1985)

P95.A1-N12・年不詳、越後騒動一件引付(新潟大学蔵)

P124.A3-JY16・明和五年、今町騒動一件口上書(上越市公民館)

八千代浦分館蔵)

P189.A13-T1・正徳元年、申渡之覚(村上領八拾五ヶ村の惣百姓
越訴の事)(燕市公民館)

(4).近代史関係収集資料一覧

○マイクロフィルム(Mと略す)関係N0.1

P133・文化十一年五月、湊騒動記・年不詳、越後騒動記(二宮
家蔵)

P157・明治五年三月十三日ヨリ、大川津一件書留(中央高校蔵、
桂家文書)

P168・明治二年、贖金不通用ニ付式分判騒動一件(糸魚川市池
原家蔵)

P171・文政三年、黒川騒動御役所申渡書、他五通(加賀ノ井文
書)

P211・天保騒動記録、寛延直訴事件顛末上・下、明和事件に関
する書類

P212・天保九年、善兵衛訴状・義民に関する書類写、佐州村々
名主百姓共去々午冬江戸表江願出訴状之趣吟味之條申上
候書付(佐渡・金井町図書館蔵)

○M.N02

P32・慶応二年、柏崎御役所へ湯之谷十四ヶ村より生糸蚕種一件
伺願書写(桜井家文書)

○M.N03

P139・明治二年、田中九右衛門日記(二分金騒動関係3点)(
能生町・伊藤家文書)

○SSフィルム.N06

- P9・明治元年、柏崎県分離運動嘆願書、ほか（小千谷市、岩下家文書）
- P19・嘉永六年、長岡御領栃尾町其外騒動（立教大学・加治川筋文書）
- P19・安永八年、社倉一件留書帳（同上）
- P21・元治元年、江戸願一条控（立教大学・田崎家文書）
- P111・天保七年、甲州騒動一件書・大坂騒動一件（吉川町・八木家文書）
- P138・慶応二年、（信達・武州両一揆情報控）（広神村・関矢家文書）
- P170・天保九年、佐州騒立一件二付御渡海入用并両町両郡割分帳（出雲崎町・敦賀屋文書）
- P196・明治三年、信濃川分水事件日記（立教大学・小柳家文書）
- P197・（明治五年、大河津分水一件）（同上）
- P250・明治二年、糸魚川市中打毀二付御領所_レ被為有御出役（糸魚川市史編さん室）

○ S S . N O . 7

- P10・卯十月、黒川騒動関係、5点（糸魚川市・小林家文書）
- P50・慶応四年五月二十九日、徒党御見舞覚一件（巻町・笛木家）
- P51・明治三年、栃尾組々百姓騒立二付願意書類（見附市・山田家文書）
- P76・天保八年三月、（大塩平八郎他、手配等）（小木町・佐藤家文書）
- P133・明治五年、大河津事件廻状写（大室村・田崎家文書）
- P199・明治五年、大河津事件廻状（立教大学・田崎家文書）

○ S S .N011

- P55・明治五年、旧会津藩渡辺梯輔外一名、不軌ヲ謀ルノ魁トナリ、放火シ、官吏ヲ殺害、金子松蔵外六名、兇徒聚衆ノ徒ニテ人ヲ剽傷或ハ強訴ヲ企テシノ件（新潟県同）（法務図書館所蔵）

(5).近世史関係収集資料一覧

○ S S .N02

- P93・天保七年、村中騒立一件始終留書（巻町浦浜・遠藤ノリ家文書）

- P124・享保八～九年、質地騒動関係、5点（新井市大濁・豊岡了一家文書）

- P147・丑五月、船打ちこわし一件（国立史料館・田口家文書）

- P229・天保九年、騒立一件雑用金皆済ニ付、御届書下書（国立史料館・村山家文書）

- P275・文化十一年、騒動一件諸万雑割合帳、ほか5点（荒川町下鍛冶・大矢寅蔵家文書）

- P276・文化十一年、（騒動進路図・カラー）（荒川町佐々木・金子清家文書）

○ S S .N03

- P34・文化十年・濟口証文（上条打ちこわし）（加茂市・市川浩一郎家文書）

- P95・明和四年、強訴徒党ニ付御吟味答書（両津市・海老助治家文書）

○ S S .N04

P51・天保七年、甲州一揆並柏崎騒動一件（東京大学史料編纂所
・溝口家文書）

P136・天保九年、於天保九年各村の村勢（天保一揆報告書）
（佐渡農高・橋鶴堂文庫）

○ S S .N05

P41・天保十一年、（三方領地替関係史料）（鶴岡市・郷土資料
館文書）

○ S S .N06

P20・天保八年、（生田万の乱関係口上書）（寺泊公民館・五十
嵐定子家文書）

P42・慶長五年九月十一日、（遺民一揆関係書状）（上越市・平
野団三家文書）

P51・嘉永七年、徒党一件心得書（中之島組百姓徒党の企）（新
発田市立図書館文書）

P60・明治二十五年写、天保八酉年以来国騒記及人民備考参照
（水原博物館文書）

P123・天保八年、魚沼郡騒立一件、ほか7点（津南町、保坂幸
正家文書）

P127・文久元年、松之山辺ゝ大平村迄騒立候一件、ほか9点
（浦川原町顕聖寺、石田琢二家文書）

P148・慶応二年、黒水村小作騒動記事（抄）（加茂市黒水・山
崎徳佐家文書）

P152・天保九年、天保九年百姓騒立（金井町立図書館文書）

盛岡藩における一揆

— 天保期を中心として —

保坂 智

年表を作成する過程で留意すべき諸点について、中間的なまとめをしておきたい。その場合私の担当のすべてについて見ることは、紙数の関係上不可能であるから、盛岡藩の天保期に限定して考えたい。盛岡藩は全国有数の一揆多発地帯であり、とくに天保期は深刻な飢饉の進行とあいまって、一揆・打ちこわしが多数発生している。その概略は青木年表式に数え上げた略年表を文末に付しておいたので参照されたい。

I. 研究史と史料上の問題点

盛岡藩の一揆研究は、故森嘉兵衛氏の『南部藩百姓一揆の研究』を中心とした精力的な研究により、その概略の掌握は容易である。史料的には、『南部藩雑書』を始めとした南部家史料が残されていること、また和算学者横川良助が『内史略』や『飢饉考』という記録を編纂し、そのなかで多くの一揆についての記述が見られる。とくに天保期は横川の活動した時代であり、その史料は十分に活用しうるものである。藩政史料や知識人の記録にはことかかない。しかし、地方史料については発掘が遅れている。とくに本年表作成にあたり、たよりにすべき自治体史については、刊行が少なく、また『岩手県史』の南部藩編に典型的に見られるように、一揆についての記述は少ないし、史料の翻刻もないものが多い。その中で『北上市

史』は、大量の地方文書をふくむ史料編を作成し、一揆史料も多数公開しており、重要な基本史料集となっている。

Ⅱ. 一揆の波及性と一件の確定

天保期の盛岡藩の一揆は、同時多発的に一揆・打ちこわしが展開する。それらの一揆は相互に影響し合っており、また同一の一揆・打ちこわしの諸段階と解釈した方がよいことも多い。年表の執筆と編集にあたっては、それらの諸闘争の相互関連が判明するようにすることが必要である。それは同時に一件の一揆・打ちこわしを確定することに通じる。付表はあくまでも先行研究である青木年表方式で作成したが、当然このような原則に立てば、再検討が必要となる。たとえば付表N〇11,15,19は郡山下町に発生した一揆が日詰町に波及したものであり、同一のこと件といえる。N〇16,18,21については、18,21は明らかに波及した闘争であるから同一のものに含めることは当然として、問題は16である。八日町と馬町というように町も異なっているし、明確な波及を証明する史料は存在しないが、盛岡城下という同一基盤で起きた連続闘争として1件として含めたい。

一揆では天保七年から八年にかけて、北上川流域の諸村で連続的に発生している。N〇45から63迄がそれである。このうちN〇57,60,62などは、福岡・宮古・野田の各通で発生しており、地域的にも遠く、北上川の一揆との連係を積極的に説明しえないから、それぞれ独立の一揆として扱う。問題となるのは天保七年八月・十一月・天保八年一月の三つのまとまりである。この一揆は天保七年八月に不穏状況を形成したが、大規模な強訴を形成することなく一時収束し、十一月になり盛岡へ北上川流域の各村が連続的に強訴すること

になる。そこでは要求が提出され、藩は要求の検討を約束して一揆を解散させるのであるが、認められずにふたたび一揆を起こした百姓達は、仙台藩へと逃散するのである。大きく見ればこれらは一連の動きであるから一件の一揆に含めることも出来るが、少なくとも天保七年十一月には一揆は解散しているから、この両者は区分したほうがよいとおもわれる。八月段階の一揆は強訴に結びつかず一時的に収束するものであり、十一月一揆の前提として含めることとしたい。なおN〇59は、地域的には一連の強訴と同一地域に発生し、明らかに影響を受けたものであるが、要求も知行に関わるものであり、構成メンバーも知行所百姓のみにより構成されているから、知行所単位の独立した一揆として区別しておくことが必要であると考え、独立した一件とする。

Ⅲ. 藩有林不法入山闘争について

盛岡藩の天保期に特有な闘争形態として藩有林不法入山闘争がある。これは飢饉による生活困窮からのがれる為に、留山である藩有林に立入り、不法に山林を伐採する行為である。通常の状態では、このような行為は個別的な違法行為としてとらえられるから、当然一揆年表には掲載されない。しかしこの期の闘争は、数十名という集団を構成して不法に入山しており、背後に徒党が形成されていることを推測させる。またN〇36の強訴が、「御救山」すなわち藩有林開放を要求として徒党が形成されたことからみて、この期の百姓達のもっとも基本的要求の一つであったことからしても、たんなる犯罪として解決するのではなく、百姓達の闘争として採り上げることが必要であり、特有な形態の一揆として年表に加えることとする。

【天保期南部藩諸闘争年表】

- 1 天保01、02、01 盛岡城下 米屋二軒打ちこわし 森嘉兵衛『盛岡市史』近世上2-449、公事抄
- 2 天保01、05、21 野田通松倉鉄山 鉄山労働者城下へ強訴を試み、岩泉町で説得される。扶持米滞反対。森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』243、森嘉兵衛『日本僻地の史的研究』下467
- 3 天保03、06、04 上田通東中野村 藩有林不法侵入 南部藩雑書
- 4 天保03、12、08 八幡通大瀬川・北湯口・小瀬川村など 凶作、蜂起、要求など不明、大勢出訴 南部藩雑書、森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』265
- 5 天保04、01、06 N〇4の再発
- 6 天保04、03、06 野田通田野畑村ほか 不穏、役金銭月延べ、塩釜役銭月延べ、仕付種大豆要求 森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』263
- 7 天保04、03頃 花輪通花輪町 同心宅へ火付 森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』276、毛馬内郷土史稿42
- 8 天保04、07、09 花輪通上の郷 五百余人、穀物払い下げを要求、代官所へ強訴。森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』276、毛馬内郷土史稿42
- 9 天保04、08、01 雫石通雫石町 七十人余、富裕者へおしかけ米銭要求、森嘉兵衛『盛岡市史』近世上2-452、雫石歳代日記（雫石町誌資料）2-196
- 10 天保04、08、03 雫石通岩持村 N〇9の波及、四十四人富裕者へおしかけ米銭要求、雫石歳代日記（雫石町誌資料）2-196
- 11 天保04、08、14 日詰通郡山下町 五一六十人、日詰町におしかけ施米要求、森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』267、森嘉兵衛『盛岡市史』近世上2-453、紫波町史1-1167
- 12 天保04、08、15 大迫通大迫町 数十人、米屋一軒打ちこわし、南部藩雑書、森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』267
- 13 天保04、08、16 安俵通土沢町、十二ヶ村など 払い米要求、集会、説得解散、南部藩雑書、森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』269
- 14 天保04、08、19 安俵通土沢町、十二ヶ村など N〇13の再発
- 15 天保04、08、22 日詰通日詰町 N〇14の再発、八百人余、米屋十六軒打ちこわし 森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』268、森嘉兵衛『盛岡市史』近世上2

- 453、飢饉考（大東文化大学『経済論集』11-155、紫波町史1-1167
- 16 天保04、08、23 盛岡城下八日町 米屋二軒打ちこわし 森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』271、森嘉兵衛『盛岡市史』近世上2-454、飢饉考（大東文化大学『経済論集』11-155
- 17 天保04、08、23 大槌通大槌町、吉利吉利村、片岸村など 米価高騰・針鉄高値・布海苔買上・漁船役銭・産物買い入れに抗議し、周辺漁民大槌町へ乱入、米屋など打ちこわし 南部藩雑書、森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』271、森嘉兵衛『盛岡市史』近世上2-454、大槌町史上-643
- 18 天保04、08、24 盛岡城下馬町 米屋打ちこわし 森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』271、森嘉兵衛『盛岡市史』近世上2-454
- 19 天保04、08、24 日詰通日詰町 NO14の再発、三軒打ちこわし 森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』268、森嘉兵衛『盛岡市史』近世上2-453、飢饉考（大東文化大学『経済論集』11-155、紫波町史1-1168
- 20 天保04、08、27 万丁目通万丁目村 米買占めの豪農一軒打ちこわし 森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』269
- 21 天保04、08、27 盛岡城下馬町 24日の再発、米屋4軒打ちこわし 南部藩雑書
- 22 天保04、09、03 毛馬内通毛馬内町など 四一五百人、中以上の者四十軒程打ちこわし 森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』276、毛馬内郷土史稿42
- 23 天保04、09、07 飯岡通猪去・上鹿妻・上飯岡・太田村 数百人、藩有林不法侵入 朝暎に額づく124
- 24 天保04、09、12 大迫通達曾部・塚沢・下宮守村 四一五百人、塩流通円滑化・土蔵封印反対・囲麦払い下げなど要求、強訴、途中役人の説得で解散 森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』274
- 25 天保04、09、15 厨川通下厨川村 藩有林不法侵入、高札を打ち破り、山奉行へ開山を訴える 南部藩雑書
- 26 天保04、09、16 沼宮内通沼宮内町 穀留解除に反対し屯集の張札 飢饉考（大東文化大学『経済論集』11-261
- 27 天保04、09、16 伝法寺通小屋敷村 数十人、藩有林不法侵入 南部藩雑書
- 28 天保04、09、30 三戸通久慈町・川守田村 救恤米を商人買占め、盛岡出荷を阻止するために打ちこわし 南部藩雑書、森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』

- 273、森嘉兵衛『日本僻地の史的研究』下1194
- 29 天保04、10、20 沼宮内通五日市村 沼宮内御蔵の盛岡回送に反対し大勢屯集
飢饉考（大東文化大学『経済論集』11-262
- 30 天保04、11、16 大槌通甲子・釜石・箱崎・小槌・吉里吉里・下山田・飯岡・
折笠村 年貢減免、愁訴 大槌町史上-649
- 31 天保04、11、27 大迫通達曾部村 9月12日の再発、蔵改め強行反対、年貢
上納延期 森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』275
- 32 天保04、11 日詰通日詰町・郡山下町 米騒動 紫波町史1-1168
- 33 天保04、12、08 花輪通花輪町・土深井・大里・小豆沢・夏井・三ヶ田・鏡田
・谷地田村 数百人、代官所まで強訴、粃・大豆上納御免、指導者御境古人・
村肝煎 南部藩雑書、森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』276
- 34 天保04、12 長岡通赤沢村 藩有林不法侵入、数十人山肝煎・山守の警備を破
る 南部藩雑書、森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』276
- 35 天保05、01、18 雫石通篠ヶ森・長山・雫石村 数十人、穀物無心のため豪農
宅へ押しかける 南部藩雑書、森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』279、森嘉兵
衛『盛岡市史』近世上2-455、雫石歳代日記（雫石町誌資料）2-197
- 36 天保05、01、19 五戸通七崎・志戸岸・浅水村 御救山に事よせ集会、数百人
代官所まで強訴 南部藩雑書、森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』281
- 37 天保05、01 上田通江柄村など 数十人、藩有林不法侵入、南部藩雑書
- 39 天保05、03、05 野田通下戸鎖村 不穏 森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』
297、森嘉兵衛『日本僻地の史的研究』下1202
- 40 天保05、03、27 野田通宇部・下野田村 老名・組頭代官所へ出訴 森嘉兵衛
『南部藩百姓一揆の研究』297、森嘉兵衛『日本僻地の史的研究』下1202
- 41 天保05、12、28 雫石通雫石町 町の制札文言けずりとる 雫石歳代日記（雫
石町誌資料）2-79
- 42 天保06、07、10 大槌通下山田・船越・大沢・上山田村 米屋米不売、大勢集
会 南部藩雑書
- 43 天保06、10 厨川通 非番代官宅へ訴願、年貢減免要求 飢饉考（大東文化大
学『経済論集』11-214
- 44 天保07、03、26 遠野通佐比内村 金上侍の百姓身分時の伝馬役不勤を追求、
借財破棄・施金要求 天保七年佐比内代官所日記

- 45 天保07、05、15 遠野通佐比内村 再発 天保七年佐比内代官所日記
- 46 天保07、08、15 安俵通土沢村周辺 土沢町商人の塩買占めに反対し集会 北上市史3-363、森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』303
- 47 天保07、08、18 高木通更木・嶋村 米価高騰、集会 南部藩雑書、北上市史3-464
- 48 天保07、11、08 日詰・長岡通 七百人、盛岡へ強訴 北上市史3-471
- 49 天保07、11、08 野田通田野畑村 肝煎罷免を要求、岩泉町給人宅へ出訴 森嘉兵衛『日本僻地の史的研究』下1208
- 50 天保07、11、19 大迫通大迫町・亀ヶ森村など 穀改め役人の廻村に抗議、城下近くまで強訴、二一三千人、諸役錢軽減・仕付糶貸付・錢札正錢同様通用・借財年賦・買米反対など 頭取知行所肝煎 南部藩雑書、森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』299、内史略（『岩手史叢』4-51、北上市史3-464、大迫通覚書、北家御次留帳
- 51 天保07、11、21 日詰通 前の影響、二一三百人、城下近くまで強訴 内史略（『岩手史叢』4-515、北上市史3-482、大迫通覚書
- 52 天保07、11、21 野田通沼袋・田野畑村など 岩泉町まで強訴 森嘉兵衛『日本僻地の史的研究』下1205
- 53 天保07、11、25 安俵・高木通ほか 数千人、城下中の橋まで強訴、途中説得役人と衝突し同心一名を殺害 南部藩雑書、森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』303、内史略（『岩手史叢』4-516、北上市史3-478
- 54 天保07、11、28 二子・万丁目通 前項一揆の影響で集会 内史略（『岩手史叢』4-529、北上市史3-503
- 55 天保07、11、29 黒沢尻通横川目・立川目村 数十人、豪農宅へ押し入り飲食強要 内史略（『岩手史叢』4-530、北上市史3-505
- 56 天保07、12、08 八幡通 強訴未遂 北上市史3-516
- 57 天保07、12、08 福岡通女鹿村ほか 数百人、臨時代官へ訴願の為一戸町へ押し寄せる。同町検断・商人宅打ちこわし 南部藩雑書、森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』302、飢饉考（大東文化大学『経済論集』11-245、内史略（『岩手史叢』4-528、北上市史3-505
- 58 天保07、12初旬 二子通 数百人、花巻町へ強訴、代官罷免要求 北上市史3-483

- 59 天保07、12、16 八幡通八重畑・黒岩村など 南部右近知行所百姓八十名余、給人の非違・年貢減免を求め城下給人屋敷へ向け強訴 南部藩雑書、森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』307、内史略（『岩手史叢』4-527、北上市史3-477
- 60 天保07、12 野田通 五一六百人、上田通門村まで強訴、代官説諭で解散 南部藩雑書、内史略（『岩手史叢』4-527
- 61 天保07、12 花輪通 代官所へ愁訴 内史略（『岩手史叢』4-527
- 62 天保07、12、09 宮古通豊間根村など 数百人、宮古代官所へ強訴 大槌町史上-664、内史略（『岩手史叢』4-527、俊作日記
- 63 天保08、01、09 八幡・寺林・安俵・高木・二子・万丁目・鬼柳・黒沢尻通 11月の闘争の再発、仙台藩へ逃散 南部藩雑書、森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』314、内史略（『岩手史叢』4-535、北上市史3-525、花巻史談1号
- 64 天保08、01、14 高木通更木村 旧肝煎・現肝煎宅へ乱入、下綴横領、肝煎役長期勤務、田畑横領を問題とする 北上市史3-624
- 65 天保08、04、17 高木通浮田・平沢・中内村など 数十人、逃散未遂 北上市史3-626
- 66 天保08、04、17 高木通立花・黒岩村 一月九日の逃散の影響で不穏 北上市史3-486
- 67 天保08、04、18 黒沢尻通横川目村 昨年十二月の再発、村役人宅二軒打ちこわし 南部藩雑書、森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』312
- 68 天保08、01、21 日詰通 八戸領上平沢村の豪商宅へ借財年賦要求のために屯集 紫波町史1-1169
- 69 天保08、01 毛馬内通 元花巻町人、肝煎宅を廻り一揆を呼びかける 南部藩雑書
- 70 天保08、02、09 黒沢尻通横川目村 一月一八日の再発、村役人非分追求 南部藩雑書、森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』312、北上市史3-621
- 71 天保09、02、09 沼宮内通渋民村 武士土着反対、土着を認めた肝煎宅へ押しかける 森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』392

維新変革における

土地均分要求

松田 之利

幕末期に各地で発生した世直し一揆でよくみられる質物や質地の取戻しは、没落しつつある貧農や半プロ層の、小生産者への回帰願望を示すものといわれている。また、豪農・商を打ちこわして家財や帳簿類などを破棄する行為には、富の不公平是正の要求がこめられているとされる。

たとえば、一八六八年に上州で発生した西牧騒動では「上州新町近在悪徒無頼」の者たちが「世均」と唱えて農民を誘引した（『長野県史』近代史料編一）。

世直しの要求として出されてきた土地均分は、明治に入るとより実現の可能性のあることと信じられて、広く人々にうわさされるようになっていった（佐々木潤之介『世直し』）。

その例をいくつかあげてみよう。

(1).美濃国方縣郡洞村の豪農松井八澄は、一八七〇年九月ごろに、「農家に持る田畑を多きも少なきも平均して一家に高十石とさだめらるべし」「其多く持たる八十石を残して其余ハ上ミに買とりて田畑もたぬものに作らせたまふ」といったうわさが話題になったと、その著「降符怪話」に記している（『岐阜県史』史料編近代二）。

このうわさで注目されることは、土地の十石平均化が、「地主上ミより貢をうすくしたまへども作るものより多くとる」か、あるいは「地主ハ多くとらねども猶強くとるごとく、作るものゝいひなし

て未進もいでき争論しげくおこる」という、小作騒動の激増に対応してとられる処置であると理解されていることである。うわさを、この地方の小作騒動の多いという実情と結びつけてとらえたのであろう。

(2).秋田県秋田郡新関村の豪農菅原源八は、一八七一年の著「自演自笑」の中で、「或は田地を多分ある者より引上平均するの、御高を何石に平均する、鋤延田地も御引上、侍方を在方に下して帰農になる」などの風聞がとびかい、人々がそれに戸惑っているとしている。同じような記述は一八七二年の著述にも出てくるのだが、土地均分や土地引上げが、武士の帰農との関連でうわさになっていることが(1)と違う点である。

(3).一八七一年八月の武一騒動後の十一月の広島県の布告は次のようであった。(『広島県史』近代現代史料編Ⅰ)。

米銀貸借徳政并田畑山林等御取上げ、人別え平均御渡相成候杯、
近頃世上ニおゐて流言いたし候趣、甚以無謂事

貸借徳政と土地均分という、まさに世直しの要求が、あの武一騒動の後うわさとして流されていたことが注目される。

(4).一八七二年五月の、額田県の布告によると、この年の秋には「出来作悉御取上ケ」といううわさが流れて、施肥もせず稲作を放置している者が少なからずいるとして、県がそれを戒めている。なおこのような流言が流れた理由として、県は新県設置早々による趣意不徹底をあげていることが注目される(『安城市史』)。

(5).一八七二年十月に小田県庁が出した「無謂ノ流言」をいませめた説論の中に、「或ハ田畑家並平均ノ妄説ニ惑ヒ」とある(『広島県史』近代現代史料編Ⅰ)。

(6).再び美濃国は厚美郡佐波村の旧村役人で地券掛り、地主の青木久兵衛は、「諸事日記帳」の一八七三年四月のところで、壬申地券のための調査中に、政府は地券調べで農民に安い地代金を申告させて、その値段で土地を買い上げようとしているとの張札が北方町に出されたこと、それを信じて村人は地価を決めかねて、ついには村社に「御闈」で伺を立てるなどしたこと、そして彼のところに「村方高持共不殘地代金増呉候様ニ申參候間、両三日相認候帳面も間合不申候」というありさまであったことなどを記している（『青木久兵衛日記(抄)』三）。

地租改正は、政府の農民からの土地買い上げ手段だとのうわさが、信憑性あるものとして流布していたこと、買上げをきらって「高持共」は地代金を上げるなど、いろいろと画策したことなどが注目される。

以上あげたこのようなうわさは、世直しや小作闘争の高揚の中から生みだされたものであることは、例(1)・(3)からも確かめられる。

そして、戊辰戦争期、廃藩置県という政治的変動の時期、地租改正という文字通り土地制度変革の法令が出された時期、というそれぞれの画期にあたる時期に高まり広まっているように思われる。

そのことは、民衆の多くは戊辰戦争や廃藩置県や地租改正に際して、土地改革の実現を新政府に期待したということをしめしているだろう。

一揆史年表は、事件として起こった一揆をデータとして取り上げるわけだが、このような背景を調べるにつれ、それを年表項目として記録する工夫の必要を痛感している。

丹波・但馬両国の

百姓一揆資料調査報告

三浦 俊明

一九八七年十二月二十三日から二十四日にかけて、兵庫県の東北部にあたる旧丹波国・但馬国の百姓一揆関係史料の調査を行なった。

調査は、丹波国関係については篠山町立本郷図書館において、但馬国関係は豊岡市立郷土資料館内の豊岡市史編集室にて、関係資料の検索とそのコピー作業という形で進めた。その結果、収集した資料とそれについて感じたことを以下に記して調査報告書としたい。

一、篠山町立本郷図書館にて収集した資料

- 1、「多紀郡篠山藩の百姓一揆」（麻田麻次郎編、昭和十一年発行、謄写版本、175頁）。

この資料は、元和七(1621)年・享保元(1716)年・明和八(1771)年・安永二(1773)年・明治二(1869)年（同年の三田藩の百姓一揆についても記載あり）の篠山藩領内一揆について記している。

- 2、「篠山城記」（写真版、元和六(1620)年百姓騒動関係の記事あり）。

- 3、「丹波国篠山藩百姓一揆史料集、其ノ一」（岡光夫編、昭和三十二年発行、謄写版本、36頁）。

この資料には、篠山藩百姓一揆年表が付されている。その他、寛延元(1748)年・同二(1749)年・安永三(1774)年・万延元(1860)年・明治二(1869)年の百姓一揆のものが収められている。

- 4、「明治二年強訴訟二千(マ)スル書類」（昭和七年、謄写版本、

23頁)。

- 5、「万延元年惑乱一件、天」(篠山地方史研究会編、謄写版本)。
- 6、『増訂丹波史年表』(松井拳堂著、昭和二十五年発行、同六十二年復刻)。

二、豊岡市史編集室にて収集した資料

- 1、「但馬国百姓一揆略記」(安田清編、昭和四十一年完稿、同四十九年謄写版本出版、145頁)。

この資料には、但馬国百姓一揆年表が付されている。その他、元和七(1621)年から大正七(1918)年にわたる二十五件の一揆について論述されている。

- 2、「三宅家古文書目録一覽」(三宅秀隆編、昭和四十六年、謄写版本)。

附録に「但馬一揆と三宅文書」があり、元和七(1621)年から大正七(1918)年にわたる越訴・愁訴・強訴・打ちこわし・暴動・不穏・挙兵、など四十六件が年表化されている。

- 3、「義民木村勝右衛門」(西村英一編、昭和三十九年、謄写版本、133頁)
- 4、『豊岡市史』上巻(昭和五十六年)・『出石町史』第一巻(昭和五十九年)・『山東町史』(昭和五十九年)・『美方町史』(昭和五十五年)・『日高町史』上巻(昭和五十一年)・『浜坂町史』(昭和四十二年)の百姓一揆関係記述部分。
- 5、『但馬史研究』八号・九号所収の但馬百姓一揆関係論文。

以上が今回の調査で収集した資料である。丹波・但馬地方は比較的百姓一揆・騒動の多いところであり、その研究も終戦前、後を通してわりあい盛んに行なわれているという印象が強い。とくに一の1・3、二の1はそれぞれの地域の百姓一揆等を網羅したうえでの研究であり、貴重な成果と言ってよい。これをもとにして一の6、二の4・5などの市史・町史・年表・研究雑誌なども発行されているが、基本的な研究書である前者が謄写版本のため、発行部数も少なく、そのため広く活用される機会が少ないのは残念である。

今回の調査では、中央の学会誌に掲載されている関係論文は割愛した。これについては別に補うが、それにしても各地域には、百姓一揆研究に情熱を注ぐ研究者が数多く存在し、それぞれ立派な成果をあげておられることに、改めて感銘を受けた次第である。

一揆史年表作成における 事実確認の問題点

三宅 紹宣

一揆史年表の基礎を成すのは、一揆事実の確定作業であることはいうまでもあるまい。しかし事実の確定というのは、とりわけ一揆のような複雑な社会現象の場合、思うほど容易ではない。ここでは事実の確定にあたって遭遇した一揆参加人数、一揆の主体、一揆の要求書など、いくつかの問題について考えてみたい。

(1). 一揆参加人数

一揆の参加人数が、諸史料により数字が異なっていることは、しばしばみられるものである。たとえば、長州藩天保二年一揆の場合、「長州騒動書付」の凡十三万人や、『浮世の有様』の「頂上には一揆十万に余り」という数字がよく利用される。しかしこの数字の根拠となったものは何であろうか。周知のように、この一揆は、一挙に全藩域に波及したのではなく、はじめ三田尻・小郡・山口・徳地宰判で打ちこわした後、一旦終息し、その後各地で、地域の矛盾をも背景にしながらほぼ郡単位で展開している。したがって一時期に十数万人蜂起という状況は考えがたい。この一揆参加人数の最大値については、藩庁史料の中に興味深い推計値が残されている。すなわち、初期の一揆展開地域の四宰判の男子人口を合計して五万八千九百三十五人、このうち三分一を病者幼少とみてこれを除き、残った三万九千二百九十人を一揆参加者の最大値とみている。実際は、村役人層は

打ちこわし対象になったり、鎮静工作にあたって参加していないから、この数字は更に低くなる。これらの作業のみられることは、権力側のよりリアルな認識と対応ぶりをうかがわせるものがある。そして、われわれは史料にあらわれる参加人数をついそのまま受けとめてしまいがちであるが、今一度当時の状況において吟味してみることの必要性を痛感させられる。

(2).一揆の主体

一揆の主体、特に指導層については、主として一揆の罪科書によって分析しているが、それとて権力側がとりまとめたものであって、どこまでが真実であるかという疑問は常につきまとう。一揆の取調べと罪状認知の過程は、長州藩天保二年一揆の場合、かなり詳細に判明する。特に支藩の徳山藩の場合、直接取調べのやりとりを記録したとみられる史料が残っている。この史料は、逮捕者各人ごとにまとめられ、取調官の尋問とそれに対する一揆参加者の解答がのせられており、拷問しつつ自白を迫っていく過程もそのままリアルにとらえられている。最後には、本人の爪印が押されていて、まことに生々しい史料である。これに対し、本藩の長州藩の罪科記録はかなりまとまっており、口書は宰判ごと、罪科は刑量ごとに整理されており、罪状記述についても常套語が多い。これはつまり、取調べの記録をもとに、長州藩がとりまとめて作文し、罪科を確定させたものであり、拷問等の取調状況からみて、どこまでが真実であるかは常に疑問が残る。一揆の主体については、ほとんどの場合、権力側の史料に頼らざるを得ないのであるが、一揆主体の行動の確定は、「裁判のやり直し」ともいえる困難な分析作業を必要とし、更なる

史料のつきあわせによって慎重な検討を積重ねていくことが要請されよう。

(3).一揆の要求書

一揆の要求書は、一揆の性格をさぐる上でまず分析される基本的な一揆史料である。しかし、長州藩天保二年一揆の場合、これまで分析に用いられてきた要求書は、藩側が一揆鎮静工作のために、上から命じて提出させたものである。したがって、そこには諸階層の要求がそのまま混在しており、数百という要求項目を整理していくと、たとえば、米の移出の許可を求める要求と、米の移出に反対するような全く相反する要求がみられることがある。この場合、一揆の実践過程においては、米の買占を糾弾して米屋を打ちこわしているのであるから、どちらが一揆主体側の要求であるかは明らかであろう。しかし、一揆の経過と照らし合わせて吟味せずに要求書のみで一揆の性格を割出していくと、全く事実と異なった一揆像が作られていく危険性をはらんでいる。われわれは、要求書すなわち一揆側の作成と思いきみがちであるが、要求書の取りまとめの諸段階には様々な問題がからんできており、要求書の分析は、常に一揆の経過とつきあわせながら検討していかなければならないであろう。

以上思いつくままに述べてみたが、一揆の研究には、様々な確定していかなければならない問題を残している。したがって幾種類もの史料のつきあわせを積重ねることによって、少しでも真実に近付けていくことが必要とされよう。そして、これこそが年表作成に課せられた使命であろう。

江戸・天明七年打毀し

山田 忠雄

筆者担当の武蔵国の部のうち、江戸では、享保、天明、天保、慶応の各期に都市打毀しが発生している。件数こそ多くはないが、いずれも近世において、一揆・打毀しの高揚期であったことはあらためて指摘するまでもない。

このうち、天明の打毀しについて若干コメントしたい。

天明度の打毀しは、江戸打毀しでは最大規模のものであり、都市打毀しのなかでも最大のものであった。天明七年五月二十日夜、江戸赤坂に発生した打毀し＝米一揆は、翌二十一日には御府内各地に波及し、二十二～二十三日にはピークに達し、二十四～二十六日のあいだ、町奉行所・火附盜賊改加役によって取鎮められ、二十七日にはほぼ鎮静化した。

ところで、天明七(1867)年は、天明飢饉の末期だったとはいえ、同年春には江戸市中の米は、完全に払底し、米価・諸物価ともに暴騰、市中の下層民とくに「其日を暮兼る」極貧者のなかには、餓死・投身するものが出るありさまだった。しかも前年(天明六年)の関東大洪水は、江戸市中でも寛保以来の大洪水だった。天明六、七年は飢饉だけでなく、火事・天候不順・洪水が重なり、人々は世情不安におののいたのである。そのうえ、天明六年八月、十代将軍家治の病死とともに、老中田沼意次は老中を解任され、クーデター同然に幕閣から追放されて、幕府権力は空白に近い政治状況だった。天明度の江戸打毀しは、もちろん幕藩制解体過程の起点のなかに位

置づけられるが、まさに幕藩制の政治的・経済的・社会的諸矛盾を集中的に表現したものと、歴史的に意義づけられよう。

天明度の江戸打毀しの経緯については、他の時期の江戸における諸打毀しにくらべて、史料と研究の蓄積が多く、それだけ詳細に説明されているといえよう。近年の成果だけでも、『東京百年史』第一巻、南和男『幕末江戸社会の研究』、竹内誠「寛政～化政期江戸における諸階層の動向」『江戸町人の研究』第一巻、山田忠雄『一揆打毀しの運動構造』、岩田浩太郎「都市打ちこわしの論理構造」『歴史学研究』547号、などの諸研究がある。また、『東京市史稿』産業篇第三十・第三十一、は天明江戸打毀し関係史料の集大成と称してもよい。同書によって、未刊・未紹介史料を含む、ほぼあらゆる関連史料は収録された。若干の収録洩れがあっても、今後よほどでないかぎり一級史料の新発見・発掘は容易でないほど、充実した史料集となっている。

なお、1987年7月5日は、陽暦に換算すると、天明七年五月二十日の二百年目に当たるので、この日を記念して、「天明江戸打ちこわし二百年記念集会」が、東京・明治大学で開催されたことは、天明江戸打毀し関連記事の特記事項であろう。

Ⅲ．コンピュータ利用の方法

本節では、コンピュータ（パソコン・ワープロ）を利用して、一揆史年表を作成する具体的方法について述べる。

ワープロの

パソコン機能を利用した

一揆史年表（中世）の作成事例

川島 茂裕

年表を作成しようとする場合、これまでは、通常、図書館カードなど、カード形式の用紙を利用してきた。一枚に、一件の内容を書き込み、年次順に並べ換えて整理・編集し、原稿用紙に清書して書き込むという方法である。ところが、最近では、パソコンを利用した方法がとられてきている。こうしたパソコンを利用した年表作成の事例については、別の論者が近世の部分为例にとりながら述べている。

近世史研究者の間では、年表をはじめ、検地帳などの分析にパソコンが既に導入され、近代・現代の経済史専攻者等も、データを大量に処理する場合は、パソコンが不可欠である。中世史の場合、様式が統一した古文書の分析などの事例を除いて、まだパソコンの利用率は高くないようである。パソコンを利用しなくとも、データの量が限られているので、従来の作業で十分だからであろう。年表作成にあたっては、そのデータの数量からいって特にパソコンを利用するまでもなく、ワープロのパソコン機能を利用すれば十分である。

そこで、ここでは、ワープロを利用した一揆史年表の作成の一事例について述べる。ただし、これは、ビジネスクラスのワープロを駆使している読者にとっては、さほどとりたてて新しいことではないだろう。しかし、高級機を文章作成に利用はしていても、そのパ

ソコン機能を利用しているということは意外に聞くことがない。一揆史年表の中世の分担者の間では、いまのところこのような方法をとっているのは、筆者だけであるとのことである。このような意味でも、ワープロのパソコン機能を利用した一揆史年表の作成の一方法を紹介したい。

<付記>

- (1).「ワープロのパソコン機能を利用した一揆史年表（中世）の作成事例」といっても、ワープロに統一した規格がとれておらず、また、その方向もない現在、すべての機種を念頭におきながら、説明することは不可能である。したがって、ここでは、筆者が利用している、富士通のOASYS100Lによる方法に限定される。しかし、ここで述べる方法は、富士通のOASYS100の各機種と共通であるし、また、他社の製品にも同様の機能が付属しており、基本的な操作法は変わらないと思われる。
- (2).ここでは、年表作成の方法を紹介するが、基本的なワープロの稼働方法については、特に記さない。各マニュアルを参照していただきたい。

I. 年表作成の基本方法

①表の作成

(1).年表の形式

パソコンの場合は、入力した画面がそのまま印字される訳ではない。しかし、ワープロの長所は、入力した画面の形式が、そのまま

印刷されて出てくることである。したがって、入力する形式をはじめに十分検討しておく必要がある。そういうこともあって、すでに内容の形式は、一揆史年表の中世の分担者の間では、原稿用紙に書く場合に加えて、ワープロでうちだす場合を統一している。（『一揆史年表 会報』第8号、1987年6月23日付）。そこで、その形式にしたがって画面を構成することになる。まず、その形式を掲げる。

西暦	和暦	月	日	記 事
1487	文明17	8	10	<p>大和・河内・山城の馬借が一揆して蜂起する（年不詳、大日本史料により当年に比定）</p> <p>8・10 大和一国の馬借等が、河内・山城の馬借とともに蜂起して、興福寺に徳政を要求する。堤栄綱は、法隆寺に警戒を命ずるとともに、徳政発布を進言する（法隆寺文書）。</p> <p>8・12 堤栄綱、かさねて法隆寺に徳政令を掲げることを進言する（同前）。</p> <p>8・13 奈良辺の馬借成敗のため、羽井が奈良に赴く</p> <p>（以下略）</p>

そして、これには、次のような注意書きが付されている。

「*ワープロ使用の場合は、A4タテ、一行40字（ケイ線も一字分）で統一してください。

*原則として一項目一枚で打ち出してください。（紙を大幅に消費しますが、整理の都合上ご協力ください。）

*関連項目は、網文より一字下げで、日付ごとに改行してください。」

以上のような形式にしたがった、筆者の分担部分の一部を掲げる（別表参照）。

(2).行数（記事内容量）の設定

形式設定の際、問題となるのは、一件の記事に何行分を充てるかである。

前掲の統一様式の注意書きでは、「原則として一項目一枚で打ち出してください。（紙を大幅に消費しますが、整理の都合上ご協力ください。）」とある。これは、同じ時期を史料群毎に何人かで分担していることもあるためであり、整理・編集上の便宜を考慮したからである。しかし、筆者は、平安時代を一人で担当することになっており、一項目を一枚で打ち出す必要はない。そこで、基本的な形式は遵守しつつ、行数設定を検討してみた。

行数は基本的には自由に設定することができる。しかし、内容によってひとつひとつの行数が変わると、ソート（並べ換え）に際してワープロのパソコン機能を利用できなくなる。したがって、その入力前に、一記事の内容量＝行数、すなわち、表の形式を統一しておく必要がある。結論から言えば、一記事 5行とした。その理由は、

次の通りである。

第一に、本機種では、15行以内でないと、ソート（並べ換え）ができないからである。したがって、この制約から、最大限が設定される。

第二に、15行以下なら、何行でも可能だが、小さすぎると入力文字数が少なくなり、一つの枠に納まらない場合が続出する（この場合の対策については後述）。したがって、1～2行では、到底不可能で、数行は必要である。

第三に、逆に、枠が大きすぎる場合は、余白が多く出てもったいない。それにもまして、ページ数が増えてしまう。この場合やっかないのは、一文書の容量を越えることである。そうなれば、ソート（並べ換え）が一回の作業ではできず、手間がかかるので、注意を要する（この場合の対策についても後述）。

以上の点を考慮し、一ページに5記事（項目）とした。こうすれば、全体のページ数からその記字数も容易に把握できるからである。

(3). 印字のためのデータ

このような行数設定の結果、必要な罫線の行数に、表の上段の内容の説明の行数を加えると、38行必要となる。そこで、ワープロの印刷の際の行数設定を自動で行なった結果、一ページの行間隔は、6.4ミリと割り出してきた。この場合の上端の余白は、30ミリとした。筆者の所有している熱転写プリンターで印刷する場合、上部余白は、10ミリから印字が可能であるが、ワイヤードットプリンターの自動給紙機能を利用する場合、22ミリ以上なければならぬ。ワイヤードットプリンターに連結する可能性も考慮したからである。

ついでに、印刷のための他のデータも記しておく。左端余白12ミリ、文字間隔 3.8ミリである。以上のデータで、A4判の用紙のほぼ中央に印字ができるはずである。

(4).表の登録

表の形式が決まったら、通例ならば、早速入力ということになるのだが、次の作業で、一番大切なのは、図形登録の機能を利用して、その表を登録することである。ワープロのパソコン機能を利用した検索機能を利用する場合、先にも述べたように、一ページ毎の表の形式を統一しておかなければ、ソート（並べ換え）ができない。同時に、いちいち新しい一ページが必要になる毎に、新しい表を作成していたのでは、時間がかかる。そこで、この機能を利用するわけである。

②作業の方法

以上の作業が終了した後は、図形登録の機能で、登録した表を呼び出して、通常の場合の図書館カードなどに記入していくのと同様に、アット・ランダムに史料が見つかる度に、その表の中に記入していけばよい。（前にもふれたように、この作業でひとつの記事の内容が多い場合、また、大量に、データが蓄積されてきた場合、いくつか問題点が現われるが、この対策については後述）。

③並べ換え

このような入力が終了したら、つまり、整理・編集の段階となったら、あるいは、その一定の段階でワープロのソート（並べ換え）

の機能を利用して、その作業をマニュアルにしたがって実行する。これによって、図書館カードなどを利用した場合には、年次順に整理・編集する作業をおこなうという手間もなく、また、この作業後の追加も自在である。

II. 作成上の制約とその解決方法について

①問題の発生

図書館カードによって年表の基礎データを蓄積しようとする場合も、一枚のカードに書ききれなくなると、裏に書いたり、それでも足りなくなると、別の一枚を用意して、離ればなれにならないように、ホチキスで止めたりすることもある。さらに、予備のカードのストックが切れてしまったり、カードボックスが一杯になってしまって、あわてて買い足さなければならなくなることもある。

パソコンやワープロを利用する場合も、ほぼ同様の欠点がある。したがって、ここでは、ワープロに比較的固有な作業上の制約と、その解決方法を明らかにしておく。

②一記事の文字数（内容）が多く、

一つの枠に入りきらない場合

一つの記事の項目（枠）の文字容量は、27字×5行＝135字であるから、記事の内容がそれ以上にわたることもある。カードの場合は、今述べたように、裏に書いたり、二枚目に書き足す。カードと同様に、ワープロで年表を作成する場合も、それと同じように、その同じ年月日を記入した二つの枠に入れる。それでも入らない場合は、三つというように、増やしていく（別表参照）。そして、(1)、(2)、

(3)などのように、各自の番号を付しておく。そうしておけば、ワープロのパソコン機能を利用して、ソート（並べ換え）の作業を行なった際、たとえばページが離れた項目（枠）に記入しても、隣合わせに並んでくる。

③フロッピィ内で一文書の容量を越える

大量の項目（ページ数）がある場合

筆者の所有しているOASYS100Lで使用しているフロッピィの場合、他に何も登録している文書がない場合、一文書に、24ページまで収容可能である。したがって、各ページに5項目入っているから、 $5 \times 24 = 120$ 項目まで収めることができる。しかし、それを越えると、「作成限界」または、「残り文書量がないので作成はできません」という表示が現われる。

この場合は、文書を二つに分割して、二文書とする。ただし、アット・ランダムに分けると、後の検索やソート（並べ換え）に不便であるから、ソートを行なった後に、時代の前後に分ける。筆者の場合、このような事態を想定し、国司苛政上訴闘争と、住人等解闘争と、大別して二時期に分割したので、その区分となる1050年で二つに分け、初めから別の文書に入力していった。

④一フロッピィの容量を越える場合

しかし、この場合にも、一フロッピィに入力できる容量に限界ができる。本機種の場合、全体の記入可能な行数は、一行の文字数が40字として1892行である(48ページ)。残りの行数が少なくなるにしたがって、「作成限界」または、「残り文書量がないので作成はで

【別表：ワープロの入力形式】

西暦	和暦	月	日	記 事
988	永延2	11	8	尾張国郡司百姓らが、国守・藤原元命の非法を訴える <ul style="list-style-type: none"> ・永祚1.2.5、元命の尾張国守解任が決められる ・永祚1.4.5、元命の後任に藤原文信が任じられる 日本略記・百鍊抄・小右記
1019	寛仁3	6	19 ①	丹波国氷上郡の百姓が、陽明門において24箇条の愁状を提出する <ul style="list-style-type: none"> ・同年同月20日、国守藤原頼任が彼らを騎馬で追補しようとしたため、頼任の身柄が拘束される ・同年同月21日、道長・頼通の勘当によって、頼任が陳弁する。一方、検非違使が放呼した者10余人を拘留する
1019	寛仁3	6	19 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・同年7月2日、百姓等、重ねて愁訴する ・同年同月7日、実資、道長にとりなす。 ・同年同月9日、愁訴が受理され、百姓等の帰国が命令され頼任の勘当が許される ・同年同月11日、頼任が任国に下向する ・同年8月15日、頼任が州民に京都の自宅の垣を改築させる
1019	寛仁3	6	19 ③	<ul style="list-style-type: none"> ・同年9月22日、丹波国の百姓等数百人が、陽明門において頼任の善状を提出する 小右記・日本略記・左経記
1028	長元1	7	24	但馬国百姓10余人が夜間に、関白・藤原頼道宅の門外で国守の苛政にたえかね、逃散することを放言する 小右記

きません」という表示が現われる。この場合には、別のフロッピィに「フロッピィ間文書複写」をしていく。現在までのところ、筆者の場合、一フロッピィに全項目が収容され、このような問題は起こっていない。このような一フロッピィの容量を越える段階では、ほとんどソート（並べ換え）を利用する意味を失うので、ワープロの限界であろう。

おわりに

これまで、ビジネスクラスのワープロの年表作成にあたっての利用方法について述べてきた。それでは、普及率の高い、卓上型のパーソナルワープロを利用できないものだろうか。筆者がサテライト機として利用しているOASYS LITE F-ROM8を念頭におきながら、このような点への思いつきを延べ、本稿の結びにかえたい。

卓上型のパーソナルワープロの利用といっても、3.5インチフロッピィなど、文書の記憶装置がない場合は、単純な日本語タイプライターであるから、利用方法は、清書以外にはない。したがって、フロッピィなど、文書記憶装置を持っていることが最低の条件である。

その条件を満たした上でも、一番の困難点は、一文書あたりの文字の収容量が少ないことである。（一行40字として150行）。したがって、これまで述べてきた、ソート（並べ換え）の機能を持っていても、ほとんど意味を持たないのである。

しかし、図書館カードのような小項目の記入に徹すれば、一文書に、数枚分のカードの入力が可能であり、全部で62文書まで、行数

に換算すれば5752行まで 1枚のフロッピィに収容できる。これは、5インチフロッピィを使用する OASYS100Lよりも大きい容量である。したがって、ソート（並べ換え）の利用は最初からあきらめて、図書館カードの代替として入力すれば、紙よりも整理スペースが少なくてすむという利点もある。

このように、考えてくれば、卓上型のパーソナルワープロでも、データベースとして十分利用が可能であるという結論にいきつく次第である。

パソコンによる 一揆史年表（近世）の データ処理について

斎藤 善之

I. パソコンによる情報処理と歴史学研究

近年のコンピュータの急速な普及（かつ低価格化）にともない、歴史学研究においても、コンピュータ（パソコン）を研究に利用しようとする試みが、行われるようになりつつある。とはいえ、他の分野に較べれば、まだまだ十分に活用されているとはいいがたいのが現状であろう。それは主として、歴史学（日本史）の研究方法が、それぞれの研究者が独自に有する固有の問題関心・分析視角と、そこから導かれたその研究者の歴史認識を重視するとともに、史料の読み込みにおいても、きわめて多様かつ大量の史料を比較検討し、あるいは組合せ組立てることによって、結論を導き出すという、歴史学の学問的な研究方法上の本質に規定されている。したがって、コンピュータが得意とする仕事は、一定の決められた手順（作業）を、まちがいなく高速でくりかえし実行するという点に特質があるが、歴史学の学問的本質は、極端に言えば独自の発想・着想に基づき、固有の史料の読み込みをおこなう、といういわばきわめて「人間的な」営為なのであって、それをコンピュータに代位させることは容易ではないのである。

このような歴史研究において、コンピュータを導入しうる局面が

あるとすれば、主として史料の検索、並べ換えの作業の局面であろう。この作業は、中世の論者も指摘しているように、従来はカードによって行なわれてきた。歴史研究者であれば、誰もが経験するであろうこのカードの作成・整理・検索・並べ換えといった作業は、時間のかかる単純作業であり、カード化作業に特有の意義を認める立場もあるだろうが、一般的には「もう少しなんとかできないものか。」と思われることが多かったのである。

パソコンは、その局面に関していえば、きわめて有能な道具である。市販のカード型ソフト、あるいはデータベースとよばれるソフトシリーズは、従来のカード化作業を、キーボードとディスプレイ（テレビ画面）に移しかえたもので、操作に慣れればカードを扱うのと同じ感覚で作業がおこなえる。

そして、パソコンにカード化作業を代替させることによって生ずる利点には、次のようなものが考えられる。

第一に、検索が圧倒的に早く、しかも正確になるということである。従来、カードによる検索は、一枚ずつめくって、必要なカードを抜き出していかなければならなかったが、パソコンでは、検索に必要なキーワード（数字でも、記号でも、単語・熟語・文章でも）さえ設定し、検索の命令を出してやれば、あとはパソコンが、自動的に指定した範囲からキーワードを含む「カード」をもれなく抜き出して、またたくまに画面やプリンタにうちだしてくれる。

第二に、検索と同様、並べ替えも簡単におこなえる。これも、並べ替え（ソート）に必要なキーワード（数字、語句は五十音順）を指定し、命令すればよい。もちろん、検索とソートを同時に行なうこともできる（すなわち、一定の条件に当てはまるものを、並べ替

えて打ち出す)。

第三に、検索や並べ替えにおいて、大量のデータをきわめて短時間に処理できることである。もちろんパソコンの処理容量の上限に近づくほどのデータであれば、処理に数時間かかるということもあり得るが、その場合でも、最初に命令を出してやれば、あとは機械が動いているだけであり、他方それほどの情報をもしカード作業でおこなうとすれば、それに要する人手と労力はかなりなものになる。

第四に、パソコンに入力された情報は、きわめて小さく収まるということである。単純な試算でも、5インチフロッピーディスク(14センチ四方の薄いディスク)一枚で、図書館カードであれば、5,000枚分くらいのデータが収納できる。このことは、データの収納スペースの大幅な節約となるし、また大量のデータを容易に持ち運びできるということにもなる。

第五に、データの複製(コピー)が容易におこなえることである。従来のカードでは、複数の並べ替えが必要な場合、それだけのカードのコピーを作成しなければならなかった。パソコンの場合は、データの複製は、命令ひとつで簡単におこなえるので、多様な検索・並べ替えの実行もきわめて簡単にできるのである。

第六に、入力されたデータの多様な利用が可能になるということである。すなわち、パソコンでは、それぞれ特長をもった多種多様なソフト(市販のソフト=アプリケーション・ソフトという)を入れ換えて使用できるが、それらの基本的なOS(OPERATING SYSTEM)が共通の場合は、違うソフトの間でもデータのやりとりができる。したがって、データベースに入力されているデータから、必要な検

索・並べ替えをほどこしたもののだけを、ワープロのソフトに読み込んで、データベースではできないような、凝った書式で印刷するということも容易にできるのである。

いっぽう、パソコンがカードに較べて、不利な点はといえば、次のような点があげられる。

第一に、データの入力に手間がかかることである。現在、データの入力手段は、ほとんどがキーボードによるものであるが、一般には手書きにくらべて時間がかかる。また、さらに大きな欠点は、現在のパソコンは持ち運びできる大きさ（重さ）でないため、カードのように図書館などにもちこみ、その場ですぐさま書き留めることができないことである。したがって、いちどカードに書き留めたうえで、パソコンが据え付けてある場所まで持ち帰り、改めて入力しなおさなければならない。これは、二度手間となり、パソコンの有利性を著しく損なっている。この欠点に対処すべく、最近になって持ち運びできる大きさ（アタッシュケース大）のパソコン（ラップトップ・パソコン）が市販されるようになった。このラップトップ・パソコンは、据置型のパソコンとソフトを共有し、したがってデータも互換性がある。今後このラップトップが、入力機として普及すれば、上記の欠点はかなり改善されるものと思われる。

第二には、より本質的な問題であるが、パソコンによる、検索・並べ替えの便利さの代償とでもいうべき側面があることである。カードを一枚ずつ検索することは、多大なる労力を要する作業ではあるが、カードを丹念にめくる間に、われわれは求めていたものではない情報にもたえずぶつかり、ときにそこから、研究上のインスピレーション（発想・着想）がもたらされるという経験をしたことが

なかったろうか。パソコンは、当初求めていた情報は確実に与えてはくれるが、求めざる情報との偶然にみちた出会いの機会が失われるという面があることも事実なのである。

以上、パソコンによる処理データの、有効性と限界について考えてみたのであるが、一揆史年表作成という試みは、労力のかなりの部分がカードの作成・整理に割かれること、そして、最終的にはそのカードを年号順に並べ替えることなど、指摘したパソコンによる情報処理の特質になじむ部分がきわめて多い。以上の点からも、一揆史年表の作成において、パソコンをもちいた情報処理をおこなうことは有効であるばかりでなく、歴史学研究におけるパソコン利用の方法的検討をおこなう格好の素材になりうると考えるのである。

II. 基本概念

(1). 処理データの量と特質

一揆史年表の作成（近世編）にあたって処理すべき情報は、一揆についてふれている「史料」・「文献」についてのデータと、それら「史料」・「文献」とから抽出された、一件ごとの一揆のデータ（一揆史年表の記述の基礎となるもの）である。近世部会では、これらの情報をそれぞれ、文献カード、史料カード、原稿（一揆）カードに区分し、収録をすすめている。それぞれのカードの様式は、例のようなものである。

【文献カード】

一揆文献目録カード

執筆者	
論文名	
掲載誌名 (書名)	
発行所	
発表年月	
再録	

【史料カード】

年					
国	一揆年表史料カード				
史料	名称				
	数量	冊	通	作成年	年
	作成者				
内容	所在	県	市	町	村
	取録文				
容	年月日	年			
	地域	国	部	所領	藩代
	作名				
データベース	史料	<input type="checkbox"/> 原史料 <input type="checkbox"/> 写真・コピー <input type="checkbox"/> 筆写原稿 <input type="checkbox"/> 収録文献 <input type="checkbox"/> / 所蔵 ()			
	目録	<input type="checkbox"/>			
	文献	<input type="checkbox"/>			
備考					
	記入者		記入日	年	月 日

文献カードは、一揆に関する「論文」・「文献」についてのデータを収録するもので、執筆者・論文名・書名・発行所・発行年月・再録・注記の項目からなる。このカードは、最終的には20,000枚くらいになるものと考えている。

史料カードは、一揆に関する「史料」についてのデータを収録するもので、名称・数量・作成年・作成者・所在・収録文献・内容・データソース・備考の項目からなる。このカードは、最終的には30,000枚くらいになると考えている。

さらに原稿（一揆）カードは、『一揆年表』の内容をなす原稿となるもので、時期（始期・始期西暦年・終期）・地域（都道府県・旧国・郡・支配領主・村）通称・参加者・指導者・対象と形態・要求・経過・結果・伝承・特記の項目からなる。大きな一揆でカード二～三枚、中小の一揆でカード一枚程度の記述をおこなうとして、合計で5,000枚くらい（一揆件数じたいは、最終的には3,000件くらいか）になるものとみている。

こうした量の情報を、コンピュータで運用・処理しようとする、単純な計算で、文献カードが20,000枚として約10メガバイト、史料カードが30,000枚として約15メガバイト、原稿カードが5,000枚として、約20メガバイト（「バイト」はコンピュータによる記憶容量の基礎単位。8ビット・ディस्क1枚で約1メガバイトである。）、合計で45～50メガバイトもの記憶量进行处理する必要があることになる。

(2).ハードウェアの構成

以上のような量の情報を余裕をもって操作するためには、オフィスコンピュータ（オフ・コン）クラスのハードウェアが必要である

が、本研究ではパーソナルコンピュータ（パソコン）を、最大限に拡張して使用することとした。パソコンを選択した理由は、予算の制約もあるが、より積極的な理由として、市販ソフト（アプリケーション・ソフト）の種類が多いこと、かつ、本研究で作成したパソコンデータが今後一般的にひろく利用できるようになることが想定されるため、個人的に同機種を購入することが价格的に可能なものにしたことである。（パソコンを個人的に導入する動きは、研究メンバーを中心にすでに現実化している）。そのような意味で、今後の汎用性・拡張性が期待できること、および、50メガバイトという記憶量は、パソコンが扱う情報量としては、かなり限界にちかいデータ量ではあるが、情報量の増大にともないハードディスク等の外部記憶装置をフルに設置すれば、必ずしも操作できない情報量ではないと判断し、パソコンの導入を決定したのである。

この研究に使用する具体的な機種は、上述の条件から、以下のものに決定した。

〔ハードウエア〕

本体	NEC	PC9801 VM0	（本体メモリ640キロバイト）
ディスプレイ	NEC	PCKD851	（高解像度・14インチ）
外部記憶装置	NEC	8インチ・フロッピーディスク・ドライブ	
	緑電子	ハードディスク	（メモリ20メガバイト）
プリンタ	NEC	PCPR201H	（24ドット）

〔ソフトウェア〕

ワープロソフト	シヤストシステム社	「一太郎」
データベースソフト	ビコーシステム社	「RBASE4000」

なお将来、「一揆史年表」完成時においては、一揆史年表に掲載したデータを生のまま、データベースとしてフロッピーディスクで供給しうる可能性が考えられるので、メンバーでコンピュータ（パソコン）の購入を考えておられる方は、参考にされたい。

Ⅲ. 「一揆史年表作成システム」（データベース「NENPYOU」）の作成

(1). データベースの構築

一揆史年表の作成に使用するデータベースソフトとは、データを概念的にはカードないしファイルのような形で管理（記録・訂正・条件検索・並べ替え・印刷など）するソフトである。我々が選定したのは「RBASE 4000」というソフトであるが、このソフトを選んだ理由は以下のような条件による。第一に、一揆のデータは漢字まじりの比較的長い文章（一揆の経過など）を含むことで、これについては、一件（ファイル一枚）当り最大1500字（漢字 750字）まで入力できること。さらに、ワープロソフト「一太郎」を入力プロセッサとして組み込むことが可能で、これにより、特殊な漢字を含む文章の入力が容易にできることである。第二に、入力できるデータの容量はほとんど無限（25億レコード）で、しかも検索・並べ換えが同種の他のソフトに較べて高速であること。したがって、データの総容量と処理速度は、むしろ使用するハードウェアに規定される。第三に、自己のデータベースの構築（定義）が容易にできること。一レコード（一件）の容量は1,500バイトで、ここに最大400まで項目を設定できる。この制限の中で、必要な項目と、その項目ごとの字数を定義してやれば、目的にあった自己のデータベースができるわけ

である。

本研究では、数次にわたり改訂を重ねた結果、以下のような「ファイル」構成（定義）が最も有効であるという結論を得るにいたった。

「ファイル」は、「文献・史料」（BUNKEN）と「一揆」（IKKI）と二種類に分けて作成する。一件当たり1500字のファイルに、一揆と文献・史料の両方のデータを納めるのは無理であるし、一件の一揆でも文献・史料は複数存在することが多いからである。それぞれのファイルに入力すべきデータの項目と字数は以下のように決定した。

【一揆ファイル】

リレーション名 : IKKI
検索パスワード : 無
変更パスワード : 無

#	属性名	タイプ	長さ	Key
1	CODE	TEXT	14 文字	
2	SIKI	TEXT	18 文字	
3	AGE	TEXT	10 文字	
4	SYUKI	TEXT	18 文字	
5	KEN	TEXT	12 文字	
6	KOKU	TEXT	18 文字	
7	GUN	TEXT	42 文字	
8	RYOU	TEXT	48 文字	
9	SON	TEXT	160 文字	
10	TUSYOU	TEXT	24 文字	
11	SANKA	TEXT	68 文字	
12	SIDOU	TEXT	52 文字	
13	TAI・KEI	TEXT	92 文字	
14	YOUKYU	TEXT	148 文字	
15	KEIKA	TEXT	388 文字	
16	KEKKA	TEXT	148 文字	
17	DENSYOU	TEXT	68 文字	
18	TOKKI	TEXT	68 文字	
19	BIKOU	TEXT	30 文字	
20	MK	TEXT	2 文字	

【文献・史料ファイル】

リレーション名 : BUNKEN
検索パスワード : 無
変更パスワード : 無

#	属性名	タイプ	長さ	Key
1	CODE	TEXT	14 文字	
2	CHOSYA	TEXT	40 文字	
3	C.KANA	TEXT	10 文字	
4	SYOMEI	TEXT	68 文字	
5	S.KANA	TEXT	10 文字	
6	SYUTTEN	TEXT	68 文字	
7	HAKKOU	TEXT	30 文字	
8	H.NEN	TEXT	10 文字	
9	AGE	TEXT	10 文字	
10	SYOZOU	TEXT	40 文字	
11	CHUKI	TEXT	68 文字	

以上のような構成の二つのファイルにそれぞれ一揆や文献・史料の情報を入力していくわけである。

さらにこの二つのファイルには、最終的には同じ一揆の文献ファイルと一揆ファイルを結合させるために「一揆コード」(CODE)と呼ぶ、両ファイル共通の、一揆ごとの管理番号を設定した。この一揆コードは、一揆の発生日を番号化したもので、年表化の際にはこの番号を昇順に並べ替え(ソート)てやれば、それがそのまま年表の配列順番になるというものである。例えば、慶長14年10月10日は、コード番号 6090100100-13A となる。コード番号の作成原則は、以下のとおりである。

例 6090100100（慶長14年10月10日）の場合

609（最初の3桁）＝1609年（西暦1609年の4桁部分（千の単位）を除いたもの）。601～877で表示される。千の単位は、近世の場合は共通なので必要ない。

0（次の1桁）＝年号の不確定表現（年頃、年間、年不詳など）を処理するための判断桁。確定される場合0。

10（次の2桁）＝10月。01～12で表示。

0（次の1桁）＝月の未確定表現（月頃、春夏秋冬など）および閏月を処理する判断桁。確定されれば0。

10（次の2桁）＝10日。01～30で表示。

0（次の1桁）＝日の未確定表現（日頃、上旬など）を処理する判断桁。確定される場合0。

(2). データの入力と出力

つぎに、実際にパソコンに入力する場合、実際にどのような操作をするのかについて述べる。入力に際しては、まず入力すべき項目を一画面に適当に配置した一定の入力形式（入力画面）をあらかじめ作成しておく。そして、実際の入力に当たっては、

- ① データベースソフトを立ちあげ、I K K I ファイルをオープンする。
- ② 定義済みの入力形式 F O R M I K K I を画面上に呼び出す。
- ③ ワープロソフト一太郎を呼び出し、カーソルの移動にしたがって、一項目ごとに所定のデータを書き込んでゆく。
- ④ 一画面（一摺一件分）の入力が終わったら、Aのキーを押して、その画面のデータをデータファイルに入力する。

⑤無記入の入力画面に戻るので、つぎのデータの書き込みをおこなっていく。

以上の手順で、次々とデータを入力していくわけである。また、経過の項目などのデータが一枚の画面（ファイル）に書ききれないときには、画面に書き込んだ前の入力情報を消さないで（画面に残したままで）データファイルに入力し（このときは、AのかわりにRのキーを押す）、次に異なる項目・部分だけを上書き（オーバーライト）してやる。そのようにして同じ一揆の二枚目、三枚目のファイルが簡単に入力できるわけである（出力するときには、コードが同じであれば入力した順番で出てくる）。

入力の形式（画面）は、文献ファイルと一揆ファイルの二種類である。実際にデータを入力したものを例としてあげておく。

(3).データの出力

出力は、基本的には画面上とプリンター印刷とがある。ともに、ファイル一件の全項目・任意の項目を自由に検索・並べ換えで打ち出すことができる。また、検索・並べ換えの条件は同時に15まで重複して設定できるので、例えば1680年代の、幕領の、強訴ないしは越訴で、連判状が存在する一揆を、年代順に並べて打ち出す、というようなことが可能である。

ただし、実際の年表作成においては、全情報を年代順で並べ換えた後、そのデータをそっくりワープロソフト「一太郎」に移動（リンク）させ、ワープロ上で印刷原版を作成することになる。その手順を実際に行なって作成した、具体例は、次の章に掲載したので参照されたい。

文献データの入力例

【 文献/史料の入力・訂正・削除 】

コード : 6020100100-13A

著者/作成者: 益子公明
フリガナ : マシコキミアキ

書名/史料名: 「生瀬乱再考」
フリガナ : ナマセランサイコウ

出典/刊本名: 『大子町史研究』8号

発行所/所在:

発行/作成年: 昭和55年 西暦(1980)

所蔵機関:

注 記:

史料データの入力例

【 文献/史料の入力・訂正・削除 】

コード : 7490100140-13A

著者/作成者: 高橋左助(牧野藩士、寺社町奉行)
フリガナ : タカハシサスケ

書名/史料名: 「常陸国茨城郡山外村々徒党願筋吟味一件并御仕置調書」
フリガナ : ヒタチノクニイハラ

出典/刊本名: 「聞訴礎石集」第6巻(写本、全14巻、内5巻欠本)

発行所/所在: 『茨城県史料』近世社会経済編1

発行/作成年: 宝暦期か 西暦()

所蔵機関: 茨城県歴史館

注 記: 「聞訴礎石集」は、元禄期から宝暦3年迄の訴訟関係記録

一揆データの入力例

【 一揆データの入力・訂正・削除 】

コード : 7900020040-13A
 始期 : 寛政2年2月4日 (1790) 通称 :
 地域/県 : 茨城県 国 : 常陸国 終期 :
 領 : 旗本本堂領 郡 : 新治郡
 /中平/下平/上佐谷/下佐谷/上稲吉/下稲吉/下土田/成井/高倉/栗田/雪の入/ 村 : 上平
 堀之内/東野寺/ほか
 参加 : 旗本本堂領百姓
 指導 : 上佐谷村名主・東野村平六ら(前)/下佐谷村治左衛門(後)
 対象・形態 : 旗本本堂家江戸屋敷に越訴(未遂)/老中松平定信に駕籠訴

要求(原因) : 検見役人不正排除、年貢減免、御用金賦課・加助郷扱金・高一石につき米2
 升の返米の停止、
 経過 : 寛政1年12月、凶作のため年貢減免を要求し、指導者らが江戸へ出訴しよう
 としたが、他の名主らの説得により引き返した。しかし、翌2年1月28日に頭取と目された
 5人が逮捕されたため、下佐谷村治右衛門を頭取に江戸に登り、2月4日、7箇条の訴状を以
 老中松平定信に駕籠訴をおこなった。訴状は松倉肥前守に下げ渡され、14日に村役人に対
 し申渡がなされた。
 結果 : 百姓らの要求はある程度認められる。また、指導者は、徒党強訴ではなかつ
 たとして赦免。
 伝承 :
 特記 : 寛政改革中により宥免措置がとられたといわれる。
 備考 : NO.

IV. 一揆史年表の作成

中・近世一揆史年表作成要綱

ここに示す中世・近世それぞれの一揆史年表作成要綱は、年表に何を（採用基準）、どのように採録するのか（採用形態）、どのように表現するのか（表記）、といった点についての、「原則」を示すものである。

中世の要綱（マニュアル）は、1987年4月におこなわれた、中世編集会議の結果まとまったものである。

近世の要綱（マニュアル）は、1986年3月（一年目）に、試案として提起されたマニュアル（一次案）がもととなり、その後の具体的作業を経るなかで修正・改訂を加えられ、1987年7月の研究会で近世のメンバーの承認を得た改訂版である。

ただし、両要綱ともに、現時点での成果ではあるが、今後さらに研究・作業を進めていくなかで、常に検証され、改良を続けてゆくべきものであって、これがかならずしも最終版（決定版）というものではないことを断わっておきたい。

現在、中世・近世ともに、それぞれの要綱に準拠しつつ、一揆史年表作成の具体的作業を進めている。

中世一揆史年表作成の要綱（案）

I. スタイル

(1). 内容上関連のつくものには綱文をたて、関連項目を列記する。

* 一連の事項のどこまでを一件とするか、異なる地域で同時発生した一揆を〈関連〉すると判断するか、別件とするか、に担当者の評価の仕方が表現されることに留意。

* 一点の史料で一項目がたつものは、綱文なしでそのままとする。

(2). 綱文は、主語、主体に“が”“を”等を明記すること（並列に読みまちがえられないように）。

【文例】大和惣国百姓が法隆寺に徳政令を要求する

* 史料の現代語訳ではない（史料に忠実にすべき場合も当然あるが）ことに留意。

* 出典は、当面略さず明記する（但し、平安・鎌倉遺文は、「平1125号」スタイルとする）。

II. 採録マニュアル

(1). 採録期間 十世紀末百姓等解文～慶長五(1600)年まで採録。

(2). 採用・不採用の原則

* 基準軸 ○被支配階層 ←→ ×支配階層
○一揆的結合 ←→ ×個別的闘争
○対権力闘争 ←→ ×水平的争論

* 被支配階層・一揆的結合・対権力闘争の三条件を満たすものはすべて採録する。

*史料上、“悪党”“海賊”／“郡中惣”／“国人一揆”とな
っているけれども、条件をみたすものは採録。

*三条件のすべてはみたしていなくても、次のものは採録（も
しくは後で討論）する。列参強訴／堺争論

*エゾ反乱は採録する。

*個別の欠落などの闘争も、日時等がわかる場合は、あとで討
論することとして pick up しておく。あとで削除すること
は可能だが、補足することは困難であることを考慮して、基
準に照らして、曖昧なものは広めにpick up しておいて、あ
とで討論する。

(3).軍記物・文学作品を史料としてどう扱うか

*全国的なものは、以下のものにほぼ限定できよう。

『平家』・『源平』／『太平記』・『梅松論』／『応仁記』
／『明德記』・『嘉吉記』／『信長公記』・『太閤記』・
『フロイス』

*戦国期のものは、地域ごとの分担者が、史料の性格を判断し
てひろう。

近世一揆史年表作成の要綱（案）

I. 収録対象

収録すべき「一揆」の定義

＊『農民闘争を中心とした、被支配階級・諸身分の一揆的結合・闘争』

(1). 「近世編」の対象期間

慶長五(1600)年（関ヶ原の戦い）

↓

明治十(1877)年（地租改正と反対一揆がほぼ終了、西南戦争、
立志社の国会開設建白）

(2). 立項の基本原則

【基本原則】

- ①階級・階層間の矛盾・要求にもとづいて、　　〈要求・内容〉
- ②徒党・集団的な結集のもとになされる、　　〈集団性〉
- ③非合法的行動による闘争。　　〈非合法性〉

＊「非合法」とは？

幕藩制下の制度（訴訟方法など）・社会慣習（内済などの
解決方法）において、非合法な（と認識されている）手段。

【例外規定】

ただし、合法的行動・手段であっても、権力から政治的な処罰が行われたり、当該社会で一揆に類するものとして認識されているものについては、採用する。

*「政治的な処罰」とは？

手鎖・村預・御叱り・過料も含むものとする。

*村方騒動などでも、例外規定（合法的闘争でも権力による政治的処罰などが行われた場合）に該当するものは、採用するのか？ — 採用の基準は、あくまで基本原則（階級的要求・集団性・非合法性）が重視されるべきで、例外規定は、特殊なものに限定される。したがって、訴願・村方騒動・村間出入などは不採用とする。

(3). 具体的諸問題

① 訴願・愁訴

*原則として採用しない。 — 件数無限ゆえ調査不可能。紙数にも制約があるため。

*ただし、例外規定に該当するものは採用する。

*国訴・助郷・河川・市場など広域的な合法的訴願は、ここではとらない。

② 村方騒動・質地騒動・小作騒動

*原則として採用しない。

*ただし、基本原則、例外規定に該当するものは採用する。

*「小農自立闘争」、「主家への闘争」をどうするか？

③ 村間出入（山論・野論・水論etc.）

*原則として採用しない。実力行使（殺傷・打ちこわしなど）をとともなうものであっても採用しない。

*ただし、以下の場合は採用する。

イ. 対領主要求・不信をとめない、かつ非合法的訴訟・行

動に発展する場合。（基本原則に近い）

□.結果が内済などで終了せず、かつ例外規定に該当する場合。

④ 走り

* 本年表では採用しない。

* 「逃散」はもちろん採用される。集団性・越訴性ゆえ。

⑤ 武力反乱型一揆

* 初期土豪反乱は採用する。

* 大塩の乱・生田万の乱も採用する。

* 明治初期の士族反乱は採用しない。ただし、それにとまなう農民らの闘争は採用する。

* 長州の脱退騒動のような場合はどうするか？

⑥ 賤民の闘争

* 対領主闘争はもちろん採用する。

* 対平民闘争は、基本原則・例外規定にしたがって、採否を判断する。

⑦ 民族的闘争（アイヌ・琉球・唐人・オランダ人などの民族的闘争）

* これらについては《別表・民族的闘争年表》を特設する。

* 対馬の対ロシア闘争、琉球の対フランス闘争は要検討。

* アイヌ・琉球の内部闘争はどうするか？

* 海保嶺夫氏によれば、アイヌの闘争は幕藩体制下の闘争とはみなすべきでない、としていることに留意。

⑧ 「一揆的」なもの（不穏・未発・騒ぐ・騒動・張札・連判状・火札・集会・強借・徒党・集会etc.）

*原則として、基本原則・例外規定によって採否を判断する。

*たんなる徒党・集会・騒ぐ — 基本原則（例外規定）へと発展する可能性のあるものは採用する。なお、基本原則に合わない場合でも、世直し期などの場合には、状況的判断も考慮すること。

*強借・藩札などの取り付け騒ぎ — 政策的背景や要求があり、かつ集団性のあるものは採用する。

*ええじゃないか・祭礼・流行踊などでの騒乱的現象 — 広い意味では民衆運動だが、今回は見送る。

⑨一揆禁令（走り禁令も含む）

*これについては、採らない。

(4).項目の立て方（一件をどう数えるか）

— 長期間のもの・波及・再発・連鎖するものについて —

*一揆の部隊が数次にわたるもの、諸地域の部隊が後に合流するもの、主要部隊の解散後に諸地域に分散して闘われるものなどは一件にまとめる。

*異なった闘争形態で数回の闘争が行われる場合（再発）
時間的・地域的に近接する場合には一件にまとめる。
～どの程度の近接か？

*同一の要求で、同一の所領・対象だが、時間的・地域的に異なった闘争の場合（連鎖・波及） — これも時間的・地域的に近接する場合には、一件にまとめる。

*長期間にわたるもの — 六ヶ月程度のものは一件にまとめるか？

II. 原稿化・表記の方法

(1). 一揆ファイルの各項目

① 始期

* 西暦を入れる（但し表記は和暦を先にする）。

* 越訴の場合 — 越訴を執行した日とする。

* 強訴・打ちこわしの場合 — 城下強訴や打ちこわしに向かうという具体的行動の開始日をもって表記する。

* 強訴の前提としての訴願や廻状が廻された日、あるいは、一揆を決意しただけの集会の日からはとらない。それらは、経過の中で示される。

* 張札が出されたのみ、あるいは廻状が廻されたのみで、具体的行動にうつりえなかった場合 — その張札や廻状のまわった日とする。

* 一揆の始期は、一揆にとっても、コンピューター入力にとっても（始期の年月日をコードとして使用するの）重要であるが、その始期の決定には困難な事例も多い（蜂起に至らない一揆も多い）ので、一揆の始期をマニュアルのように「一揆の具体的行動の開始日」とするのではなく、「一揆を決意した時」（集会など一揆の意思の形成・成立時）とすべきではないか。 — 蜂起に至らない一揆は少数であり、これを一般化すると、通例の一揆でも「一揆を決意した時」を確定しなければならず、さらに困難な事態になるので、一揆の始期は、「一揆の具体的行動の開始日」とする。なお、蜂起に至らない一揆の場合では、張札・廻状・集会などの日時を、一揆の始期とするように決めている。

②終期

【原則】一揆集団が解散した日。要求の貫徹・拒否や処罰等ではとらない。（経過に示される）

*越訴の場合 — 訴願日（始期）がそのまま終期となるので記入しない。

*逃散の場合 — 集団が帰領する（帰領に出発する）日をとる。代表が残留し集団が帰領する場合は、集団の帰領日、帰領に出発した日とする。代表が残留し集団が帰領する場合は、集団の帰領日とする（代表の交渉は吟味に準ずるものとしてあつかう）。ただし帰領後、打ちこわしや二次的逃散・強訴が展開する場合は、強訴に準拠し、その二次的闘争の終期におく。

*逃散 — 基本的には、逃散を実行した日を取り、終期は問わないが、帰領日のみが判明する場合は終期のみを記入する。

*始期・終期が不詳の場合は、わかりうる範囲をとる。その場合、年・月・月の上中下旬・春夏秋冬暮を使用する。

③地域

【原則】一揆発生当時の歴史的呼称とする。郷帳などに記載されておらず、公的には村扱いされていない場合でも、一揆が村と認識している場合は、通常のカムラに扱う。

*現都道府県名を入れる。

*国名—数カ国にわたる場合も省略しない。

*陸奥・出羽—明治以前はすべて陸奥・出羽とする。ただし、明治後との一貫性をもたすため（ ）中に岩代等を記入す

る。

* 郡名—数郡にわたる場合も省略しない。

* 村名—20ヶ村程度までは列記する。それ以上の場合は以下何ヶ村とする。「約100ヶ村」等の記述はできるだけさける。また、数郡にわたる場合は郡別に記述する。省略する場合、発頭村や在郷町等の地域の中心地が判明するようにする。

* 領・筋などの通称はとりいれる。給地・蔵入地の別はとらない。

④ 所領

【原則】所領はすべて記入する。

* 藩名は原則として城下町名とする。代官所も陣屋所在地とする。

* 旗本領は旗本の実名を原則とする。

* 預地も幕領（○○藩）と記載する。村内部のみの寺社領は除外する。

⑤ 通称

* 研究史上あるいは地域での通称を記入する。

⑥ 参加者

* 「百姓」と「農民」の用語の使い分けはどうするか。 — 身分や生業を表現するためには、多様な書き方があってもよい。文献・史料にあるものは、そのままの方がよいだろう。しかし、同一項目内ではできるだけ不統一を避ける。なお、〈参加・指導〉欄に記入する参加者の身分・階層については、百姓についても忘れず記入すること。（例えば「田無村百姓[〃]李兵衛」など）

⑦ 指導者

* 頭取あるいは頭取と目された人物を記す。役職・生業・身分・氏名を記す。

⑧ 対象・形態

【原則】 訴の多様性に注目し、無理に一つの闘争形態にまとめない。しかし主副の関係が判明するように留意する。

* 訴の形態 — 強訴・越訴の区分以外に駈込訴・駕籠訴・門訴・直目安などを使用する。

* 訴願先 — 城下への強訴、給人宅への越訴、老中への駕籠訴などと記す。

* 打ちこわし — 軒数は判明するかぎり表記する。いかなる側面が打ちこわされたのかを記述する。

⑨ 要求

【原則】 史料を生かし具体的に記述する。主要な要求と副次的要求とを区別しうるようにする。

* 訴状が存在する場合はそれをまとめるが、訴状に記述されていなくとも、研究史上重要なものは列記する。

⑩ 経過

【原則】 時を追う形で論述し、以下の諸点に留意する。

* 一揆の前提行動 — 廻状・集会・オルグ・起請文・車連判等

* 参加人員 — 概数 — 史料により表現が異なる場合は併記する。

* 性格 — 村役人を含むか、漁民・女等。

* 一揆過程の特徴 — 意識・宗教・得物・鳴物等。

*領主の対応 — 鎮圧体制・使用武器・権力内部分裂等。

*佐倉惣五郎など、伝説性の強い一揆については、〈経過〉欄でその旨を説明することとし、不採用にはしない。

⑩結果

*結果 — 要求の貫徹度。

*処罰 — 死罪・追放刑などは種別・人数などを具体的に記述する。過料などの軽罪は総数とする。

⑩特記

*義民化（義民碑の所在地と建設年代）、歌謡・舞踏などでの伝承、遺物（文書以外の諸物—旗など）、絵、劇・映画化など。

*のちに作られた騒動記類などは、史料として扱うのか、伝承的なものとして〈特記〉欄に記入するのか。 — 江戸期～明治前期のものは、史料として扱う。明治後期の創作は、史料とせず、〈特記〉欄に記入する。

(2).全体を通して

①記述字数

*一次マニュアルでは大一揆2000字、中400～1000字、小400字を、記述字数のめやすとしている。（具体例では、特大3000字以上、大1000～3000字、中400～1000字、小400字以下、となりそう。） — 重要な大一揆については、特大があってもやむを得ないが、できるだけ簡潔に記述する必要がある。体言止めなども使用するなど文章の工夫が必要。

②文献・史料名の表記のしかた

＊統一する必要がある。例えば、史料集に収録されている場合に、原史料名とは別に編纂者が命名した史料名で収録されていることがままあるが、このような場合にどうするか。

— できるだけ原史料名で記入。文書所蔵者名は未刊のものは入れるが、活字になっているものは入れない。文献および刊本史料については、必ずページ数（始めと終わり）を記入することを再確認したい。なお、文献・史料名の表記の統一については、事務局で細部を詰める必要あり。

③史料・文献の膨大な一揆について

＊天明の江戸打ちこわしや、大塩の乱など、著名で大規模の一揆では、文献・史料が非常に多数になり、全部掲載するとそれだけでも相当のページ数になってしまうが、略してよいか。— 史料・文献は、あくまで悉皆掲載という原則を確認した上で、極めて多量の場合には、たとえば「○○騒動記ほか○点（武州一揆史料集）」のように、まとまった史料集名を出して、その細目の個々の史料名は、略してもよいことにする。ただし、「極めて多量の場合」に限定されること、「まとまった史料集名」として代替できる場合に限られることに、注意されたい。

④他県分の情報交換

＊他県分の文献・史料が目についた場合には、その担当者あるいは事務局に連絡すること。

一揆史年表の実例（案）

これまでに入力した近世のデータベースの中から、特大一揆・大一揆・中一揆・小一揆を検索し、データをワープロにリンクさせて、ワープロ上で「一揆史年表」の完成形態のイメージを編集してみた。

ここに実例として提示した6つの一揆はすべて茨城県の事例であるが、それぞれどの程度のボリュームになるかを概算すると、以下のごとくである。

通称	本文字数	文献史料字数	合計字数	記述規模
①生瀬乱	432	432	864	中
②照山修理	252	144	396	小
③松岡領不穩	72	72	144	小
④宝永一揆	2268	1724	3996	特大
⑤山外郷一揆	1476	360	1836	大
⑥助六一揆	972	216	1143	大

マニュアル（近世一揆史年表要綱）では、大1000字、中400～600字、小400字以下としているが、この実例では、それよりはやや大きくなった。

「一揆史年表」は、可能な限り多くの一揆情報をまとめた形で収載し、かつ簡便に利用できることが望まれる。そうした条件を考え、この実例（案）は、紙面のスペースをできるだけ有効に利用することに重点をおいて作成した。したがって、各項目は追込みで、できるだけ詰めて編集した。項目名はやや見にくくはなるが、【 】をつけて、目立たせるように工夫した。また、利用の簡便性を考慮して、史料・文献も一箇所にまとめた。ご検討いただきたい。

【近世一揆史年表の実例】

6020100100-13A

慶長7(1602)年10月10日 茨城県 常陸国・久慈郡・水戸藩領・生瀬郷

【通称】生瀬乱／生瀬騒動 【参加】生瀬郷百姓ら 【対象・形態】年貢徴収の水戸藩役人を偽者として殺害。(これに対し藩は報復として一村皆殺し)

【要求】領主交替による年貢の二重徴収に反対か 【経過】慶長7年秋、佐竹氏支配から水戸領に所領替えの際、二度目に年貢徴収に訪れた水戸藩役人を偽役人として殺害。10月10日(10月9日夕刻とも)、水戸藩の軍勢(伊奈備前の指令で芦沢伊賀守が指揮したとも)が、同村を包囲し、4つの口から侵入し、祭りの準備をしていた百姓ら1000余人を殺害したという。(慶長14年・元和4年・元和7年説もあり。また経過も数説あり)。 【特記】地名伝承(地獄沢・嘆願沢・刀ふき沢・経塚・首塚・耳塚・胴塚)／口碑伝承／茨城放送番組「密封された“血の祝日”」／朝日新聞日曜版「生瀬騒動」

【史料】大藤家由緒書(肥後和男「生瀬乱の事」)／「宝泉寺扉生瀬乱」大藤勝也家文書(益子公明「生瀬乱再考」)／『探旧考証』高倉逸斎(化政年間)／『楓軒叢記』小宮山楓軒／『常陸史略』P25小田野辰之助

【文献】「生瀬乱の由来」加藤寛斎(1855)(『北郡里程間数之記』)『大子町史料別冊』(1979)国立国会図書館／『水戸歴世譚』鈴木成章(1907)／『茨城の歴史』満井隆行・瀬谷義彦・豊崎卓(1957)山川出版社／『日本史の舞台』朝日新聞社／「水戸藩の農民騒動」山川菊栄『新歴史』1号／「常陸国慶長十四年水戸領一揆」木戸田四郎『日本歴史大辞典』／「百姓一揆論」北島正元『新日本史講座』／『水戸市史』中巻P25／「生瀬乱のこと」肥後和男『茨城県史研究』2号P42／「生瀬乱再考」益子公明(1980)『大子町史研究』8号／「生瀬騒動地獄沢を訪ねて」木村由美子『茨城の百姓一揆と義民伝承』(1985)

6410070260-13A

寛永18(1641)年7月26日 茨城県 常陸国・多賀郡・水戸藩領・金沢村

【指導】金沢村庄屋(照山)修理 【対象・形態】水戸藩検地役人にたいし村役人が執拗に愁訴 【要求】検地御免 【経過】同年実施された総検地に対し、庄屋修理が首謀者となり、役人の制止にもかかわらず、検地御免を重ねて嘆願。そのため、修理、弟主税、次男新次郎の3人が、村境塙山にて7月26日に処刑さる。

【特記】義民照山修理／墓碑(寛文3年銘、金沢町長福寺)、義民碑(明治28年9月建立、同所)／修理念仏(正月・五月・九月の命日)、念仏和讃(毎月長福寺にて)

【史料】「桃蹊雑話」石川桃蹊／「田制考証」高倉逸斎／照山堅彦家文書『日立市史』／「水戸紀年」石川慎斎／「伝記」2-6

【文献】『茨城の歴史』満井隆行・瀬谷義彦・豊崎卓(1957)山川出版社／『常陸多賀郡史』P71／『日立市史』／『水戸市史』中巻P100／『日立の文化財めぐり』P19／『日立郷土史』P54／

6410130000-13A

寛永18(1641)年 茨城県 常陸国・多賀郡・水戸藩領・松岡領

【参加】松岡領農民 【対象・形態】不明／不穏 【要求】検地にたいする不満か 【経過】水戸藩の寛永検地後、山林などに集合し騒ぐという。

【文献】『水戸市史』中巻P99／山本秋広「水戸徳川家と佐竹の旧臣」『てんおん』P644

7090010160-13A

宝永6(1709)年1月16日～27日 茨城県 常陸国・多賀／久慈／那珂(以上北領、松岡領)／下野国那須(武茂領)／茨城／鹿島／行方(以上南領)郡・水戸藩領・奥野谷／岡田／小沢／大中／秋山／伊師本郷／川尻／助川／ほか多数(以上北領)／上吉影／生井沢／世楽／佐才新田／紅葉古新田／ほか多数(以上南領)村

【通称】水戸藩宝永一揆／御改革訴訟 【参加】水戸藩領百姓(江戸出訴百姓300名以上) 【指導】奥野谷村弥次衛門、岡田村藤次衛門、小沢村岡部治衛門、大中村新右衛門、秋山村津衛門、伊師本郷村武兵衛、川尻村五郎衛門、助川村宇佐衛門(以上北領)上吉影村藤衛門、生井沢村市郎衛門、世楽村太郎兵衛、佐才新田治郎衛門、紅葉古新田徳衛門(以上南領) 【対象・形態】水戸藩水戸役所・江戸藩邸・藩主綱條、守山藩(支藩)江戸藩邸にたいし門訴、藩主の江戸城途上先へ駕籠訴 【要求】水戸藩奉行上座松並勘十郎ら改革派役人の罷免、宝永改革中止(総要求)、年貢の過重(不作引・種貸・各免・新開荒地免除の廃止、免相引上、先納化、口米増課)賦課反対旧例復帰・分付山の取上・秣草場の開発・御用金賦課・葉押売などに反対、郷代官制廃止、新川堀(運河)普請にかかわる諸賃銭支払い、城米輸送賃銭支払い、田彦村百姓又六の解放、など(個別要求)

【原因】水戸藩は元禄後期の深刻な財政難にたいし、幕府や京都商人からの借金、給人への償金・領民への御用金賦課、藩札の発行などをおこなったが、さらに宝永2年10月に清水仁衛門、宝永3年9月に松並勘十郎父子を登用し、藩財政の立て直しをはかった。松並は、郡奉行以下の役職を削減し、代わりに有力農民を郷代官に任命し、郷代官を通じて旧例を無視した年貢の増徴をおこなった。また農民負担の大幅な銭納化・藩有林の伐採・備蓄米の処分・荒地や入会地の開発・藩専売

品の紙の自由化など藩領内の経済活動の活発化をめざす諸政策を展開した。さらに宝永4年1月、水戸藩領・東北諸藩と江戸市場の運輸上のネックである涸沼北浦間に内陸水路（新川、勘十郎堀）をつくる計画を発表し、領内の百姓を徴発して7月から掘削が開始された。この普請は、11月に完成の報告がなされたが、実際には失敗で、延べ140万人にも及ぶ百姓の日傭錢をはじめ諸賃錢も一部しか支払われなかった。これらにより松並改革に対する不満は高まったが、改革を批判した藩士森、岡沢らは閉門、また田彦村又六も入牢になった。【経過】宝永5年11月、年貢収納が始まると領内の百姓は水戸城下へ詰めかけ、諸負担の軽減を愁訴したがり取り上げられなかった。清水仁右衛門宅では、抜刀した清水と百姓らが対立する事件もおこった。12月、村高百石に一人の割合で、翌正月12日迄に江戸に代表を出すことを求めた、袋廻文が廻された。1月になると北領百姓を中心に続々と江戸に登り、伝馬町馬喰町に集結した。16日、百姓300人が支藩の守山藩邸に出訴したが、取り上げられなかった。17日、百姓は白山の無円寺で寄合、北領頭取8名を中心に訴状を作成した。一方、水戸藩では、伝馬町馬喰町を搜索し、百姓36名を駒込屋敷に連行し取り調べた。そこで百姓らは訴状を提出し、藩から諸賃錢の支払い・年貢減免の約束をとりつけた。北領百姓の一部はこれにより帰国を始めたが、これといれちがい、南領百姓らが出府してきた。かれらは北領百姓・後続の南領百姓と合流し、23日、百姓らは家宣將軍宣下に登城する藩主に駕籠訴を決行すべく、水道橋で待機していたが、行列が道筋を変更したため、大声で叫びつつ行列を追いかけたが、追いつけなかった。24日、藤衛門・南野田村又衛門・吉沼村五衛門を代表に1500人が守山藩邸に再度出訴した。守山藩では代表3人を水戸藩邸に送り、水戸藩邸では奉行興津所左衛門・諸岡与左衛門が取調にあたった。藤衛門らは南北領の要求を取りまとめた訴状（統一訴状）を提出し、諸岡らの吟味に答えた。諸岡らは、さきの17日と同様の約束をあたえて3人を帰した。25日、百姓らは寄合で、あくまで改革中止・松並罷免を求めて闘争を継続することを確認し、28日に再度藩主に駕籠訴を決行することを決定した。26日、藩の呼び出しを受けて藤衛門が藩邸に赴いた。藩は藤衛門を吟味の結果、江戸出訴百姓の総数が3000人以上であること、28日の駕籠訴計画を知った。その夜、藩は改革中止、松並父子の罷免を決定。馬喰町の藤衛門にも通知したので百姓は帰国することになった。松並父子は永追放となったが、宝永6年5月23日捕らえられ水戸に連行、赤沼の牢に入獄させた。宝永7年6月27日仙衛門、9月18日勝衛門、11月19日に勘十郎が獄死した。また、改革を推進した藩士の処分もおこなわれた。一方、一揆の頭取は、処罰された形跡はなく、犠牲者を出さずに成功した一揆と言われるが、地元ではそれぞれ北領では「還らざる庄屋八人衆」の伝承が、また上吉影では「闇討ちにされた藤衛門」の伝承が残されている。【特記】勘十郎堀跡（

かんじんぼり) 口碑伝承/江戸出訴をうながす袋廻文/出訴に際して村方の神文(田崎村)/統一訴状(畳一畳大)に笠連判/破れ衣、蓑笠、棒をつく(いでたち)/伝承「首切地蔵」(常陸太田市岡部秀治家墓地)/藤衛門の追善供養(上吉影、宗五郎の村芝居にかこつけ秘かに行われた。藤衛門屋敷供養塚)

【史料】「乍恐以書付御訴訟申上候事(下玉里村訴状)」玉里村役場(『玉里村村史』)/「宝永御改革ニ付潮来御領惣百姓礫川御屋形江願書写(潮来領訴状)」牛堀町須田家文書(茨城県歴史館)/「(南北領訴状写)」筑波大学付属図書館/「乍恐以書付御訴訟申上候(北郡訴状)」勝田市清水義男家文書(『勝田市史』中世・近世編P547)/「(北郡訴状案)」上河内村鶴田家文書(瀬谷義彦『常総における百姓一揆』)/「松並勘十訴状写(見川村訴状)」(1789)茨城県立図書館/「御改革訴訟実録 水戸」/「松並事跡」/「宝永吾妻鑑」/「弁姦録」全3巻(1829)/「松波某伝」/「探旧考証」4下/「文献志料」6、13、16(1829)水戸彰考館/「御改革訴訟実録」/「弁姦録」(抄)『茨城県市誌編纂史料』2東京大学史料編纂所/「水府松並評」京都大学農学部図書館谷村文庫/「宝永太平記」『高萩市史』P461/「死刑除目議」(江川文展「水戸御領御改革訴」)/「勸農惑問」『日本経済叢書』20P85、P168/「監察書記集」11、12(江川文展「水戸御領御改革訴」)/「水戸藩古券」(江川文展「水戸御領御改革訴」)/「松波勘十郎伝」『水戸市史』中巻2P61/「水戸御領御改革訴」『水戸市史』中巻2P61/「宝永吾妻鑑」牛堀町須田家文書(国立史料館)/「宝永水府太平記」日立市大内隼男家文書(『民衆運動の思想』58)/「松並紀事」国立公文書館内閣文庫(166-483)/「水府松並記」(1849)常陸太田市岡部秀治家文書

【文献】「勘十郎運河の史的検討」高橋六郎(1939)『土木工学』/『茨城の歴史』満井隆行・瀬谷義彦・豊崎卓(1957)山川出版社/「水戸藩領宝永六年の全藩一揆」寺門守男(1974)『茨城百姓一揆』/「水戸藩政と宝永の改革について」岡村英(1980)『大子町史研究』8号/『越訴-水戸藩・宝永一揆の謎-』長須祥行(1986)三一書房/『水戸文籍考』P201/『物語藩史』2-P255/『日立市史』P286/「水戸御領御改革訴」江川文展『茨城県史研究』4P62/

7490100140-13A

寛延2(1749)年10月14日~10月21日 茨城県 常陸国・茨城郡・笠間藩領・山口/坂本/小塩/福崎/池亀/平沢/入野/中里/富谷/加茂部/小埜/稻/磯部/亀岡/今泉/木植/猿田/曾根/高幡/松田/友部/犬田/鎌田/富岡/小幡/上野新田/中泉村

【通称】山外郷一揆 【参加者】笠間藩領山外郷百姓約1000人 【指導・参加】磯部村名主磯部神社神主清太夫、亀岡村太郎左衛門(以上発頭人)、加茂部村百

姓代庄助・武左衛門、平沢村金之丞（以上替同人）、富谷村佐太郎（集会取まとめ） 【対象・形態】笠間藩城下にたいし強訴 【要求】年貢（畑方金）延納・未進分の年賦納 【経過】寛延2年は2年続きの不作であったが、2年前に入封した笠間藩主牧野氏は、入封翌年から採用した定免制を継続した。これに対し、磯部村名主清太夫と亀岡村太郎左衛門は、10月4日清太夫宅で密談し、9月13日に岩瀬村大岡原に結集し、畑年貢の延納を要求して、笠間城下への強訴を行う計画を立てた。太郎左衛門は加茂部村庄助・武左衛門、平沢村金之丞に協力を求め、名主・組頭は除外し、村々百姓代に宛て村継ぎで山外郷42か村への連絡を行った。13日、大岡原に集まった百姓らに対し、富谷村佐太郎がとりまとめ役となり、富士の森で百姓代寄合をもち、翌14日に年貢減免要求を掲げて笠間城下強訴を執行すること、取り上げられない場合はそのまま江戸越訴におもむくこと等を決定し、その後百姓達にたいし佐太郎、太郎左衛門、加茂部村八郎治・武右衛門らが「竹槍を持って城下へ押し寄せよ」等と呼びかけ氣勢を上げた。14日、加茂部村並松に参集した百姓は27か村約1000名。27か村の村役人はとどまるよう説得したが、百姓らは竹竿と稲穂を持ち大声を上げて笠間へ押しかけた。藩では笠間城下入口の溜沼川大橋に町組方を派遣し、百姓らをとどめて後からきた名主らから訴えを受取り、最終的に畑年貢延納要求を一応受諾した。百姓らはこれを聞き稲穂を投げて帰村した。21日、百姓らは鯨ヶ原で再度集会が行われ、年貢半納・畑年貢未進分の延納を要求としてとりまとめ、村役人を通じ藩に提出した。藩側ではこれに対し、幕府勘定奉行の神尾若狭守春央に一揆の処置について伺いを立て、百姓の要求の拒否・首謀者の厳科・定免年貢の収納を指示された。これを受けて藩では、10月7日、27村の村役人を呼び出し、一村づつ吟味し口書を作成した。こうして、頭取の割り出しを行い、7日に庄助・武右衛門・八郎治が手鎖、8日に太郎右衛門が入牢、金之丞が手鎖村預、10日に佐太郎が入牢となった。さらに太郎右衛門と佐太郎が厳しい吟味を受け、16日にいたりほぼ全貌を白状し、清太夫が逮捕された。これに対し、清太夫旦那寺月山寺をはじめ、富谷村能福寺・小山寺、友部村石守寺、犬田村法蔵院などが除名嘆願を行ったが却下された。清太夫と太郎左衛門は死罪獄門、清太夫の倅千吉と弟彦五郎、太郎左衛門の弟元七は所払、太郎左衛門父理兵衛は村払、清太夫倅喜六と太郎左衛門倅卯之助は15歳まで親類預、また佐太郎は死罪、庄助と武右衛門と金之丞は15日手鎖、そのほか24村百姓代が10日手鎖に処せられた。処刑は寛延3年2月2日に、牢屋で行われ、清太夫と太郎左衛門の首は加茂部村並松の枕石に3日間晒された。 【特記】供養仏「義民地蔵」（江戸時代）「延義民地蔵尊碑」（昭和9年）（小塩集落）、十六夜念仏（供養、毎年2/16）、念仏和替（領主国替とする）、伝承「小塩義民」／竹竿、不稔の稲穂持参／小塩村月山寺等による頭取赦免嘆願（却下）

【史料】「(判決文の写)」/「關所跡式再興願の訴状(上野寛永寺宛)」磯部祐親家文書(西茨城郡岩瀬町磯部)『茨城県史料』近世社会経済編1/「(一揆をうたいこんだ念仏和賛)」小林三郎家文書(笠間市下市毛)『茨城百姓一揆』/「寛延庚午三由来取調数条」萩原義一家文書(西茨城郡岩瀬町亀岡)/「常陸国茨城郡山外村々徒党願筋吟味一件并御仕置調書」高橋左助(牧野藩士、寺社町奉行)宝暦期?『聞訴礎石集』第6卷(写本、全14卷、内5卷欠本)『茨城県史料』近世社会経済編1 P429茨城県歴史館

【文献】『茨城の歴史』満井隆行・瀬谷義彦・豊崎卓(1957)山川出版社/「笠間藩における村落構成について—山外郷一揆を中心に—」小室昭(1957)『歴史教育』6-1/「笠間藩領寛延二年山外郷一揆」小室昭(1974)『茨城百姓一揆』/『笠間郷土史年表』

7780120280-13A

安永7(1778)年12月28日～安永8年1月17日 茨城県 常陸国・新治郡・旗本本堂領・上佐谷/下佐谷/中佐谷/稲吉/馬立/清水/角来/根当/土田/野寺/志筑/五反田/大峰/高倉/ほか村

【通称】助六一揆 【指導】下佐谷村百姓代与惣右衛門を中心に同村六郎兵衛、高倉村庄右衛門(頭取)百姓代八衛門、上佐谷村組頭(頭取逮捕後の指導)

【対象・形態】旗本本堂江戸藩邸に強訴 【要求】年貢・助郷負担減免

【経過】安永7年12月7日から11日まで旗本本堂領の25村の百姓らが、助郷過重反対と年貢過重反対を要求し、嶋木原(千代田村四万騎原)に結集した。そこで下佐谷村百姓代与惣左衛門・百姓六郎兵衛、高倉村庄右衛門らが頭取となり、陣屋へ訴願を行った。これに対し21日になされた領主の返答は要求を全く無視するものであった。百姓らは25、27日に再度集会し、28日に江戸の領主屋敷に強訴した。安永8年1月9日、村役人らが陣屋へ呼び出され、中幸村百姓代3人が入獄させられたため、百姓らは嶋木原・中幸村で集会し、赦免を要求して強訴を行った。これに対しさらに百姓代八衛門が手鎖、上佐谷村組頭が入獄、その他首謀者が逮捕された。8月に領内の僧侶が赦免嘆願を行ったが聞き入れられず、9月16日、下佐谷村与惣左衛門は獄門、上佐谷村六郎次・高倉村庄右衛門は領内惣郷中預け永押込、上土田村庄左衛門が手鎖となった。 【特記】義民助六(与惣左衛門)

【史料】『会所日記』(1779)本堂親戚家文書(東京)『千代田村史』P192/「御用留并証文類願書類」/「日用録」中島静夫家文書(千代田村中志筑)/

【文献】『義民助六伝』採蘭散人(条野採菊)(1894)『東京日々新聞』連載(『やまと新聞』に連載とも)『茨城の歴史』満井隆行・瀬谷義彦・豊崎卓(1957)山川出版社/「男上・志筑の百姓一揆」秋山高志・助川常治(1961)『歴史研究』32

V . 総 括

中 世

佐藤 和彦

I

「新・一揆史年表」についての抱負が、深谷克己氏によって表明されてから、はやくも三年近くの歳月が過ぎ去った。「一揆の歴史」を日本人だけで占有すべきでないこと、「一揆史」を自主的に世界に開いていくこと、このために、一揆史年表の仕事は避けて通れぬものとなっているという結びの言葉は、この作業に参加した者にとって、貴重な指針であった。

II

中・近世の共同研究と作業は、『一揆』全五巻（1975年作業開始、1981年刊行）において経験済みであったが、一揆史年表の作成という仕事は、そんな過去の経験だけでうまくいくはずはなく、手さぐりの状況から一步々進める必要があった。どのような種類の年表でも同様であろうが、年表作成という仕事は実に辛労く、個人プレーの許されないものである。作業に従事する全員の「膨大な史実のなかから、何を探り、何を捨て、何を掬いあげるのか」といった検討がまず保証されなければならない。不協和音は、どのような作業にもつきものだが、ねばり強い討論の積み重ねでこれを克服し、相互の理解を深めていかなければならない。「この企画が一体誰を対

象として、また何故に年表という形式を取らねばならないのか」といった根本的な討論から、中世史部会は作業を開始したのである。

III

中世史部会の第一年度（1985年4月～86年3月）は、十五世紀中葉における長禄一揆、文正一揆を素材として、史料から年表化への進め方についての学習と、諸一揆にかかわる風聞・雑説・巷説などのとりあつかい方、東寺領上久世庄・矢野庄における損免関係史料の検討を行なった。

第二年度（1986年4月～87年3月）は、前年にひきつづき、年表に何を、どのように採録するか、どのように表現するのかといった討論に終始した。1485（文明十七）年9月から12月にいたる諸一揆を具体例として試案が提示された（A案）。この間に生起した諸一揆を年月日の順にならべる案（A-I案）と、同時期の諸一揆を、庄家の一揆・土一揆・国一揆の三段にわけて表現する案（A-II案）である。

この間、研究会も平行して進められた。そこでは、未進や井料要求などのように、一揆としては明確な形をとらないものをどのようにカバーするのか、幕府権力による一揆の弾圧や、幕府によって鎮圧の祈禱を依頼された諸寺社の呪詛などをどのように年表の中に組みこむのか、東国・西国・畿内など地域にわけて記載する方法があるのかどうかなどが検討された。

第三年度（1987年4月～88年3月）は、A案を批判検討し、史料の読み方とそれのより有効な年表化の方法が追求された。1485（文明十七）年7月から12月にいたる期間における、諸一揆の年表化につい

でのB案とC案が提示され、つづいて、年表のスタイルと採録の期間・および採録の原則が確認された。年表のスタイルは、内容上関連のつくものは綱文をたて、関連項目を列記すること、一点の史料で一項目のたつものは綱文をたてないこと、主語・主体に「が」・「を」などを明記すること（文例：大和惣国一揆が法隆寺に徳政を要求する）が確認された。採録の期間は十世紀末から1600（慶長五）年まで、採録の原則は、史料から、被支配階層・一揆的結合・対権力闘争の三ヶ条を読みとりうるものはすべて採録すること、史料上、「悪党」・「海賊」・「郡中惣」・「国人一揆」と記されていても、条件をみたすものは採録すること、三条件の全ては満たしていなくとも、「列参強訴」・「堺争論」・「蝦夷反乱」は採録することなどが同意された。

IV

第三年度の後半期（1987年10月～88年3月）にはいるや、作業分担・作業内容にかかわるさまざまな疑問が事務局に対して提示された。作業が具体的に進行すれば、いずれの場合にも、当然に生まれてくる事態である。

中世における諸一揆に関する豊かな情報を、より正確に表現し、伝達しうる方法論をねばりづよく追求し、きたえていくこと、これが中世史部会の今後の課題である。

(A - I 案)

9/16	土民奈良に寄せ来る〈雑事記〉 (b) 楊本庄の検使下向につき、名主より皓文をとることを下知〈雑事記〉 (a)
9/18	馬借奈良に寄せ来る〈雑事記〉 (b)
9/19	越智代官岸田ら、土一揆張本の在所に進発する〈雑事記〉 (b)
9/26	楊本庄の検使ら下向〈雑事記〉 (a) 久世庄損免の事につき披露、10石給うべきよし治定〈供僧評定引付〉 (a)
9/30	楊本庄検使帰参〈雑事記〉 (a)
10/2	大乘院毛見の結果、楊本庄に116石の進納を命令〈雑事記〉 (a)
10/4	匂田庄農民、検使の下向を要求、興福寺拒否〈雑事記〉 (a)
10/21	新木庄52石余のうち、23石を損免とする〈雑事記〉 (a)
11/1	奈良地下人ら、筒井・十市等による山城出陣の人夫役を拒否して逐雷するもの多数〈雑事記〉 (c)
11/25	撰津垂水庄の年貢催促をひかえる〈東百〉 (a)
12/10	山城国一揆のため、西畠山退却するとの注進あり〈実隆公記〉 (c)
12/11	山城国人集会、一国中の土民も参集して、両畠山の退陣を要求〈雑事記〉 (c)
12/16	山城国人ら、両畠山と交渉〈雑事記〉 (c) 垂水庄の代官、早魃を理由に年貢200疋分の損免を要求するも東寺は拒否〈東百〉 (a)

庄家の一揆(a)、土一揆(b)、国一揆(c)

(A - II 案)

庄家の一揆	土 一 揆	国 一 揆
9/16 楊本庄の検使下向につき、名主より皓文をとることを下知く雑事記	9/16 土民奈良に寄せ来るく雑事記	11/1 奈良地下人ら、筒井・十市等による山城出陣の人夫役を拒否して逐雷するもの多数く雑事記
9/26 楊本庄の検使ら下向く雑事記○久世庄損免の事につき披露、10石給うべきよし治定く供僧評定引付	9/18 馬借奈良に寄せ来るく雑事記	12/10 山城国一揆のため両島山退却するとの注進ありく実隆公記
9/30 楊本庄検使帰参く雑事記	9/19 越智代官岸田ら、土一揆張本の在所に進発するく雑事記	12/11 山城国人集会、一国中の土民も参集して、両島山の退陣を要求く雑事記
10/2 大乘院毛見の結果、楊本庄に116石の進納を命令く雑事記		12/16 山城国人ら、両島山と交渉く雑事記
10/4 匂田庄農民、検使の下向を要求、興福寺拒否く雑事記		12/17 山城国一揆の要求により、古市ら大和勢、山城を退く。国一揆、両島山軍の山城への入部を禁じ、寺社本所領をもとのごとく安堵し、新関を一切立てないと決定するく雑事記
10/21 新木庄52石余のうち、23石を損免とするく雑事記		

(B 案)

文明17年7月29日～12月30日 一揆年表(案)

- 7月29日 土一揆蜂起の風聞につき、幕府山城・近江の所々に警護の下知を下すことを決定する(内閣記録課所蔵文書)。
大和国惣百姓等、炎干のため興福寺・法隆寺等に徳政を要求する(法隆寺文書)。
- 8月1日 所々に土一揆制禁の幕府下知が下される(内閣記録課所蔵文書)。
- 8月2日 幕府所司代多賀高忠、東寺領農民等の土一揆参加を禁ずる(東寺百合文書)。
甲乙人、大和国布留郷道・法華道の諸道を塞ぎ、馬借をとおさず(大乘院寺社雑事記)。
- 8月3日 西脇・秋篠の馬借が出たため、興福寺より譴責れる(雑事記)。
- 8月4日 幕府、徳政につき沙汰あり(後法興院政家記)。夜、一揆、時の声をあげ方々徘徊す(十輪院内府記・親長卿記)。東寺、土一揆の蜂起に備えて堀を掘ることを衆議する(百合文書)。
- 8月5日 保安寺宮、徳政のため宮中に避難する(御湯殿上日記)。建仁寺・相国寺が一揆の陳(陣)となることを恐れて、寺家の警護を義政に請う(蔭涼軒日録)。東寺、一揆が寺に籠ることを避けんとして立願する(百合文書)。
土一揆、山名犬場に放火し、夜に入り、時の声をあげる(十輪院内府記)。
- 8月6日 去夜、土一揆と異なる京都大名被官諸侍悪党等が、徳政と号して、一条辺において濫妨した由の風聞あり(政家記)。相国寺・建仁寺を警護する人なし。義政、一揆停止を伊勢貞宗に命ずる(蔭涼軒日録)。土一揆、中御門宣胤を招き、一献料を受けとったと伝う(内府記)。
- 8月7日 土一揆、方々に乱入する(親長卿記)。蔭涼軒主、使者を建仁寺に遣わし、義政が一揆停止を伊勢貞宗に命じたことを伝える(日録)。
- 8月8日 義政、土一揆蜂起により、嵯峨勝智院における母日野重子の正忌に参列できず(親長日記)。
- 8月9日 細川政之被官三好某、徳政一揆の帳本として所司代等の追討をうけ、政之の邸に籠る。三好、逐電し、三好宅は破却される(政家記・内府記・日録・御湯殿上日記)。

- 8月10日 三善（吉）、昼洛中を徘徊し、三善、広沢某と口論する（内府記）。一揆、東寺に乱入する（百合文書）。大和・河内・山城等の馬借、一揆して蜂起する。堤栄綱、法隆寺に警戒を命ずるとともに、徳政発布を進言する（法隆寺文書）。
- 8月11日 土一揆蜂起し、徘徊する（親長卿記・日録・政家記）。興福寺において徳政についての評定あり（雑事記）。東寺、一揆乱入につき、寺家無事の立願に切り替える。（百合文書）
- 8月12日 徳政一揆世間騒擾、下京火事（御湯殿上日記・政家記）。蔭涼軒主、印・印籠を調阿方に返却する。夜、土一揆、相国寺西門前において強訴3番におよぶ（日録）。一揆、奈良口に放火する。堤栄綱、法隆寺に徳政札を掲げることを進言する（法隆寺文書）。馬借、東寺に閉籠し、京諸口をとめる。帳本は三吉・物部との風聞（雑事記）。
- 8月13日 悪党、洛中に充満し、大小の家々から兵糧を取る。町々警護を置く（政家記・内府記・親長卿記）。土一揆、相国寺東門前に集まる。門前衆これを追い、寺家また鐘をつき、寺家衆を集めて警護する（日録）。奈良の路次止まる。夜、馬借、三条口辺で時の声をあげる（雑事記）。奈良辺の馬借成敗のため、梶井奈良に赴く。矢銭賦課につき大和の国人等異議を申す（法隆寺文書）。
- 8月14日 白昼、土一揆群れをなして徘徊す。その数一千五百人とも二・三千人ともいい、土倉に向いて質物を取りだす（庶軒日録・親長卿記・政家記・内府記・実隆公記）。午後、細川政元、屋形前において一揆を点検する。点検後、花御所跡において、千人ばかり時の声をあげる（日録）。奈良馬借、刈田をおこない、南口で時の声をあげる（雑事記）。
- 8月15日 土一揆、東寺に入るにより、放生会延引（東寺執行日記）。奈良馬借、夜時の声をあげる（雑事記）。
- 8月16日 京都の土倉、土一揆と戦う（政家記）。奈良田舎道止まる。夜、馬借、三条口に寄せくる（雑事記）。堤栄綱、法隆寺の徳政札を見、なお馬借の緩急がつづかば、その成敗を約束す（法隆寺文書）。京都一揆、東寺より退く（東寺執行日記）。
- 8月17日 実隆邸近くで火ありとの風聞（実隆公記）。因幡堂に陣する土一揆、夜退く（東寺百合文書）。土一揆、路次をふさぐため、月次会に西園寺実園、葉室教忠以外の丞相参加できず（内府記）。奈良馬借、夜井上南大門辺に乱入す（雑事記）。

- 8月18日 夜、四ヶ郷土一揆、京を退く（蔭涼軒日録）。古市・西・昌懐・宗芸等、興福寺倉方より千貫文出さば、奈良馬借の来襲をとめんと申す等の種々の風聞が流れる。夜、馬借、寄せ来たりて、三条辺で合戦におよぶ（雑事記）。
- 8月19日 京土一揆退く（親長卿記・雑事記・日記目録）。東寺、徳政一揆につき、西院番を止め、北釘貫・西木戸・新在家等に番衆を置き、夜廻りを増員す（百合文書）。
- 8月21日 辺土に徳政一揆起こる（親長卿記）。蔭涼軒集証、土一揆蜂起するも、寺家無事なることを義政に告げる（蔭涼軒日録）。夜、北馬借奈良に寄せ来るも、ことなることもなく退く。興福寺の申請により、古市の手のものを市中に配置し、倉方より、銭千貫文を古市に渡す。また山城馬借、奈良に向かうとの風聞あり（雑事記）。
- 8月22日 大和薪木庄、給主米数年未納す。興福寺5年分の収納を命ず（雑事記）。
- 8月23日 大和大市庄、大炎干により検使の派遣を求め、損免を要求する（雑事記）。西岡土一揆蜂起との沙汰あり、京中騒動し、要害を構う（吉田家日次記）。
- 8月24日 夜、土一揆再度蜂起す。土一揆大将等、東寺に陣す（百合文書）。奈良馬借、北市辺に放火す。また土民等、東西南北の路を止め、蜂起せんとす。

(C 案)

文明17年(7月29日以後) 一揆年表(案)

7月30日 大和惣国百姓等、徳政を要求する(年不詳、大日史により当年に比定)

7・30大和惣国百姓等、炎干のため興福寺・法隆寺等に徳政を要求し、返事を高安の茶屋まで届けるよう求める(法隆寺文書)。

8月4日 山城・大和に土一揆が起きる

7・29土一揆蜂起の風聞につき、幕府・山城・近江の所々に警護の下知を下すことを決定する(内閣記録課所蔵文書)。8・1所々に土一揆制禁の幕府の下知が下される(同前)。8・2幕府所司代多賀高忠、東寺領農民等の土一揆参加を禁じる(百合文書)。(以下略)

8月10日 大和・河内・山城の馬借、一揆して蜂起する(年不詳、大日史により当年に比定)

8・10大和一国の馬借等、河内・山城の馬借とともに蜂起して興福寺に向い徳政を要求する。堤栄綱、法隆寺に警戒を命ずるとともに徳政発布を進言する(法隆寺文書)。8・12堤栄綱、かさねて法隆寺に徳政札を掲げることを進言する(同前)。8・13奈良辺の馬借成敗のため、梶井奈良に赴く。(以下略)

8月23日 大和大市庄、損免を要求する

8・23名主普賢堂、大炎干により検使の派遣を求め、損免を要求する(雑事記)。9・14普賢堂、文明3年の例をもって検使の派遣を重ねて要求する(同前)。

9月6日 大和楊元庄、損免を要求する

9・6損免を要求する(雑事記)。9・14沙汰人、16日に毛見使下向を要求する。大乘院、16日はかなわずとして退け、名主等に皓文を求める(同前)。9・16(略)。9・26(略)。9・30(略)。10・2(略)。11・9(略)。

12月11日 山城国一揆成立する

12・10山城国一揆のため、両畠山退却すとの注進あり(実隆公記)。

12・1160歳から15、6歳までの山城国人集會す、また山城一國中の土民も参集す。両畠山の退陣を促すためという(雑事記)。12・13山城国人等、北方(十市遠清か)と撤退について交渉する(同前)。12・16(以下略)。

近 世

深谷 克己

1、 『一揆』編集からの出発

本総合研究の出発点は、1970年代半ばから数年間かかって編集し、東京大学出版会の協力を得て1981年から刊行した『一揆』全五巻である。そこから年表作成の総合研究へ移ってきた事情を、近世史グループの立場から確かめておきたい。

『一揆』に参加した近世史研究者は、当時の学会の動向から言えば、中堅と若手の研究者であった。すでに先学として、林基氏、庄司吉之助氏、津田秀夫氏、布川清司氏、安丸良夫氏、佐々木潤之介氏ほかの研究者が、それぞれの視角から一揆について多くの蓄積を重ねてきていた。各地でも、地域の一揆の史料を発掘し、研究を深めた成果も多大になってきていた。

二十代の大学院生も含む『一揆』企画参加者は、それらの成果を整理し、一揆史そのものと、国家・社会・思想・信仰等の分野に関する戦後の近世史研究の蓄積を総合させること、一揆史を百姓一揆だけに限定せず、都市の民衆運動も加えて農村史と都市史の総合をはかることを意図した。また、戦後歴史学の困難な問題の一つだった中世史と近世史の研究上の分断状態を、新しい世代のエネルギーで、一揆史を軸に総合することも意図した。中世史の側にも同様に発想する新しい世代が育ってきていた。

こうして共同研究が始まり、日本中近世ほぼ九百年間を一揆史で

総合するという性格を持つ五巻の目次構成ができあがった。ほかにも諸外国の民衆運動と比較する巻などを構想したが、時期尚早と判断して見送った。中世と近世の研究史の違いもあって、十分に両時代を同じ視角で通しきれていないところもあるが、研究の最前線を冒険気味に示す成果になったと評価している。さいわい読者の反応も活発で、その後いくどかの増刷を重ねることができた。

2、一揆総合年表作成へ

『一揆』五巻刊行の勢いは、かえってたくさんの課題の発見になった。中世史研究者と近世史研究者が共通の場で討論することの意義は十分確かめられていたので、双方が共同してあたれる次の目標が求められた。

研究課題は、多くの方向に延びることが期待されたが、共同で作業に当たれる目標として、最も基礎的な一揆史年表を作成することが合意された。中世史は、これまで荘園史の熟練した専門家が一揆史の事実と史料を知っているという段階であり、近世史は、青木虹二氏が1971年に完成させた『百姓一揆総合年表』（三一書房）を持っていた。しかし、この年表の限界は『一揆』編集の中で痛感されてきていた。そのことは、青木虹二氏が着手し、青木氏没後、保坂智氏によって継承された『編年百姓一揆史料集成』（三一書房）の進行のなかでいよいよ明らかになってきていた。史実そのもの、それを年表化するさいの項目分類法、表記法など、すべてにわたって作り直しが必要であることが話あわれた。青木年表は、歴史教科書や通史でも、一揆概観の一覧表の基礎になってきたが、研究史の進

展はこの年表以上の質をもつ基礎年表を求めるに至ったのである。

こうして、それぞれの事情のなかから、中世・近世の研究者が協力して、両時代にまたがる一揆年表作成に向かうことが目標とされた。

3、総合研究としての年表作成

以上の前史を踏まえて、科学研究費申請を行い、三年間の総合研究に着手した。その全体的な経過は冒頭に整理したとおりであり、共同研究者個々の成果および問題点は、II章で述べたとおりであるが、あらためて近世史の立場から成果と課題をまとめてみたい。

第一に、協力者も含めた規模の大きい調査と、担当者の個人的調査を重ねたことで、基礎史料の所在の確認、撮影・コピーをふくむ史料収集が顕著に進んだ。この作業が行なわれないと、各地の研究者がそれぞれの関心に沿って記述した論文や地方史誌類に、一揆の基礎事実を依拠することになる。だが、これらのなかには間々、史料の誤読、解釈の誤りがあり、史料の部分的利用が普通であるので、原史料の所在を確かめつつ正確な一揆事実の復元を行い、共通に立てた分類項目を充当させなくては、良質の年表が完成しないのである。ただし、なお多大な史料調査が必要とされている段階であり、今後も一貫した調査活動を行なってゆきたい。

年表の分類項目は、実例でも示したが、近世に関するかぎり、現段階で望みうる、もっとも活用しやすい、かつ多様な角度からの大量分析に耐えられるものに工夫できたと判断している。データベースでありながら、青木年表よりも文章記述部分を多くしているのは、

多様な角度からの切込みを保証しようとしたからであるが、ひとつには、現在のデータベースソフトが文字数の多いデータを処理する性能を備えるようになったからでもある。

もとより本研究で採用した分類が最善だとは考えておらず、実際、討論のなかで判断に迷ったところも少なくない。しかし、そこで難問とわかった諸点は、一揆史研究をすすめる鍵になる諸点でもある。三年間の研究でただちに年表刊行を行なうことは難しいが、これを土台にして、共同研究体制を崩さず、完成した年表を社会に還元するつもりである。

付録 「一揆史年表会報」

<h1>一揆史年表 会報</h1>	第1号 1985.9.25	総合研究A「日本中・ 近世一揆史総合年表の 作成」 事務局
-------------------	------------------	-------------------------------------

新・一揆史年表が待たれる

総括責任者

深谷克己

科研費パスの朗報は、カナダのトロントで知った。最初は妻とのやりとりでだったと思う。しばらくして、事務局からということで、斎藤善之氏から滞在中のアパートに電話が電話が入った。ちょうど、二十四本入りビール一箱を買いこんできたところで、ドアを開けたら電話が鳴り続けており、切れるかなと走りよって取り上げ、改めて詳しい報告に接したという次第であった。

不合格の一年をしのいで二年目の合格ということで、これ以上ない朗報には違いないのだが、同時に、胃の腑のあたりに圧迫されたようなものを感じるというのもいつわらぬ気持ちである。これはおそらく参加された方々に共通の気持ちであろうと察するが、この「圧迫されたような」感覚も臍を固めるほうに転化させ続ければ、むしろあった方がよい要素かもしれない。

カナダ、アメリカ両方の北米の日本史研究の流れを、旅人に等しかったぼくが的確に見抜くことはむづかしいが、大きな印象は、ここでも制度(インスティテュション)の視点から、運動(ムーブメント)への視点の移行ないしは変化がここ二、三十年のあいだに進んだ、というものである。かりにある歴史事象を「構造」として取り出す場合にも、視

角はそのような重心移動をみせてきている、とぼくは理解する。

カナダ西部のブリティッシュ・コロンビア大学とアメリカ東部のプリンストン大学で、「レクチャ」を求められ、結局、百姓一揆のことをテーマにすることになったが、それはぼくが、百姓一揆のことを調べているというだけでなく、聞き手の側の関心がそのように表明されて決まったのもあって、もしそうでなければ、いちばん最近に、ぼく自身が発表した稿によって（東京大学出版会『講座日本歴史』近世二）、天皇か将軍、あるいは幕藩制国家がテーマになるということも十分にありえたのである。

アメリカ南部のノースカロライナ大学では、ジェームス・ホワイト氏が近年続けている研究をめぐって、彼と議論することになったが、このほうは、もっと端的にわれわれの今度の一揆史年表の構想にかかわっている。ジェームス氏は、『青木虹二・百姓一揆総合年表』のコンピュータによる分析を試みているのである。だが、ジェームス氏も、青木年表が用いているそもそもの分類概念や正確さについては、検討すべき諸点を感じぬわけでもないのもあって、そのことについてぼくの意見を求めたのである。今われわれで新しいのを作りはじめた、というのがぼくのなしうる回答であったが、これが完成しないかぎりジェームス氏も細心の注意を払いつつ青木年表を分析するしかないわけであり、われわれがあれこれとこの年表の限界を言ってみても遠吠えの感をぬぐいがたい。

アメリカ西部のユタ大学のアン・ウォルソール氏の関心は、一揆の処罰、なかんずく処罰についての百姓の側の意識の仕方というものであり、一揆史における禁令、処罰実態、記録のされかた（意識のされかた）の関係について意見を求められたのであるが、このようなテーマは、従来一揆史研究の正面にはすわってこなかったということもあって、ぼくの回答ははなはだこころもとないものとなり、あらためて大量観察の便宜を与えるべき年表をくってみると、これに該当する記事が一貫性あるものとは言えないことにたちまち気づかされるのである。

青木虹二氏終生の学問的奮闘はもとより多とするものであるが、もはや次の段階の年表の必要性もまた疑いないものというべきであろう。そして、一揆の歴史をもはや日本人だけで占有すべきでないこともまた明らかになりつつあるのであって、一揆史を、自主的に世界に開いていくうえでも、この仕事は避けられぬもののように思われるのである。

(1986.9.26)

「一揆史年表」、科研費にパス！

— 「一揆史年表」第一回全体会の記 —

事務局

期待の科研費（文部省科学研究費）が、二度目の申請でパスし、支給されることが決まりました。この朗報は、六月中に、早稲田大学の事務所から正式に伝えられました。この報に接し、「一揆史年表」の共同メンバー及び協力メンバーによる「全体会」が、去る七月十三、十四日の両日、東京大学において開催されました。この会議は、科研費支給の実現を報告するとともに、今後三年にわたる研究において、中世と近世の活動スケジュールの調整をはかるために開かれたものです。

初日（十三日）は、午後六時から九時まで全体会が開かれ、以下の議題で話し合いがもたれました。

- （１）、科研費申請から支給にいたる経過報告
- （２）、中世、近世それぞれの、「一揆史年表」作成に向けての活動スケジュールの確認と、両者の活動の調整
- （３）、科研費の使用上の注意
- （４）、年表作成における一揆データのコンピュータ処理について
- （５）、その他

ここで、合意に達したことは、次の点です。

※科研費支給の終る1988年3月に、再度、全体会をもち、三年間の活動の総括を行ない、報告書を採択する。

※その後、二年間の活動をへて、1990年春には、中世・近世ともに「一揆史年表」を作成する。

※連絡事務、および活動の円滑化をはかるため、事務局を設け、早

稲田大学深谷研究室におく。事務局員は、深谷克己・佐藤和彦・外園豊基・保坂智・斎藤純(協力メンバー)・斎藤善之(協力メンバー)。
※事務局は、逐次「会報」を発行し、メンバー間の情報交換、相互理解をはかる。また、「会報」には、事務局ニュースの他に、新発見史料の紹介、メンバーらによる論稿なども掲載してゆく。
※この総合研究の目標は、「一揆史年表」の作成にあるが、個々のメンバーによる活動の成果は、「一揆史年表」にまとめきれないものとなることが予想される。こうしたものは、個別論文にまとめてゆくことで、「一揆史年表」にとどまらない「成果」をあげてゆきたい。

二日目(十四日)は、午前九時半から十二時半まで、中世史部会、近世史部会に分かれて、話し合いがもたれ、以下の点を合意しました。

【中世史部会】

※各自分担したテーマを追求し、さらに新発見史料の発見につとめる。
※1985年12月に、京都において最初の研究会をもつ。

【近世史部会】

※1985年10月、12月、1986年3月に、研究会をもつ。
※10月の研究会では、東北・関東諸県についての報告会をもち、作業の進行状況を報告し、問題点を出しあう。
※それと平行して、事務局を中心にして、夏休みに、東京の歴史史料保存機関(国立史料館など)の収集目録から、一揆関係史料・文献の検索、カード化をおこない、共同研究者に配布する。
※その他、順次、調査を必要とする機関として、東京大学図書館・同法制資料室・同農経資料室、法務省法務図書館、三井文庫などがある。

【編集後記】

事務局では、現在、備品（パソコン、マイクロリーダープリンタ、書籍など）の購入手務に追われています。機器類はおおむね、十月中には深谷研究室に納入される予定です。一式百七十万円もの機械（パソコン）を前に、大きな期待とともに、一抹のプレッシャーも感じている事務局子です。

<p>一揆史年表 会報</p>	<p>第2号 1985.10.30</p>	<p>総合研究A「日本中・ 近世一揆史総合年表の 作成」 事務局</p>
-----------------	---------------------------	--

成功裡に終わった水戸調査

— 第1回研究会の記 —

近 世 史 部 会

近世史部会では、去る10月24日から29日にかけて、茨城県水戸市において史料調査を行い、あわせて、参加者全員が顔を揃えた26、27両日に、研究会を開催した。

参加者は、研究代表者の深谷克己をはじめ佐藤誠朗、山田忠雄、青木美智男、三浦俊明、松田之利、保坂智、落合延孝の八氏、および協力メンバー数名であった。

I. 史料調査について

今回の調査旅行の目的は、百姓一揆に多大な関心を寄せた徳川斉昭の収集史料等によって全国的な一揆史料が残されている彰考館での一揆史料の撮影と、茨城県内の地方史料を収蔵している茨城県歴史館において、水戸藩領旧庄屋家などに保存されている茨城県の百姓一揆史料の所在調査をすることにあつた。後者の、茨城県関係の史料については、後に同県担当者から報告があるであろうから、ここでは彰考館での調査について報告しておく。

彰考館では、まず目録カードのすべてに目を通して、一揆史料お

よび一揆関係史料と思われるものを検索し、それらの史料を閲覧して、史料カードにその内容を詳細に記録した。彰考館の目録カードは、史料の内容について詳細に記されておらず、「一揆関係史料と思われるもの」も閲覧する必要がある、閲覧しなければならない史料は100点をこえたが、内容の検討により、直接に百姓一揆の史料は55点となった。目録カードの不備からくる検索の難しさという点で、最も端的な例を挙げると、加茂一揆の場合には、三河諸大名から幕府への届諸を集めた記録が「御城書並諸家書簡」という題名で残されており、近年紹介されて注目されている一揆鎮圧の図5枚は、それぞれ「惣場所」、「惣場所陣立図」、「足助陣立図」、「奥殿桑原図」、「信州道平沢村八幡森図」と題されているだけである。題名のみしか記されていない目録カードだけで、これが一揆史料だと見つけだすことは非常に難しい。広く一揆に精通している研究者が、地名や史料の成立年代等から一種のカンで見つけだすしかないのである。その意味では、今回の調査はまだ十分なものとはいえないが、同時に一揆研究者の目（とカン）で、55点の一揆史料を検索したことの成果も大きいといえるだろう。

彰考館所蔵の一揆史料55点のうち的主なものについては、紙幅の許す範囲で末尾に一覧しておくが、気づいたことをいくつか記しておく。

第一には、天草・島原の乱関係が、22点の多くを数えること、ついで、天保期の一揆史料が多く、さらに、当然のことだが、松波勘十郎で有名な、宝永年間の水戸藩全藩一揆の史料も目についた。

第二には、史料の中には、徳川齊昭自身の朱筆が入れているものがあることで、彼の一揆への関心とそのあり方がうかがえて興味深い。

第三には、史料のうちいくつかは、明治14年頃に明治政府の修史局の手で筆写され、現在内閣文庫に伝えられているものもあることで、当時においても、彰考館所蔵の一揆史料が貴重なものとして、注目されていたとみられる。

II. 研究会について

研究会は、メンバー各自の調査・研究・年表作成の進展状況と、今後の課題・方針を検討することとし、今回は、東北・関東地方の各県毎について、報告と討論をおこなった。欠席者には別に各レジュメと討論要旨を郵送することになっているので、個別報告の詳細な内容はそちらを参照してもらうことにして、ここでは、概要を述べるにとどめる。

まず、東北6県のうち、青森・宮城は、ほとんど手つかずの状態であること、秋田は、担当者は欠席したがレジュメが提出されたこと、また関東1都6県では、神奈川・千葉は、現在比較的作業が進行していること、また、全体として市町村史が刊行されているところが多いので、それらを積極的に利用することが必要であること、などが、明らかにされた。さらに、茨城担当者からは、水戸宝永一揆の史料群の比較検討が詳しく報告され、活発な一揆史料論が論議された。

なお次回（第2回研究会）は、12月21日を中心とした日程で、伊豆の江川文庫を中心に調査をおこない、また今回と同様にその機会を利用して、中部・近畿地方の研究会をもつことが確認された。

III. 彰考館所蔵史料の主なもの

(1). 天草・島原の乱関係

耶蘇征伐記（3種類）、天草征伐記、切利支丹一揆、天草軍記秘録、原城仕寄寛永古図、耶蘇天誅記、島原一揆松倉記、島原記（4種類）、島原物語、島原凶徒略記并古戦目録、鎮西民賊志、天草玉露、島原書簡、切利支丹宗門来朝実記、山田右衛門作物語

(2).天保期関係

大塩平八郎徒党一件書、甲参越州騒動記事（甲州騒動聞書・三州騒動、越後騒動〈生田万の乱〉記事の合冊）、於岡崎御近領百姓徒党為取締御人数差出取計向之次第、三州徒党百姓取鎮記、三州加茂郡北山中下山辺村々百姓徒党取鎮一条、御城書写並諸家書簡（前述）、（加茂一揆関係絵図5枚 — 前述）、庄内風聞、仙石仙台肥後長崎騒動聞書（仙石家騒動聞書・仙台騒動聞書・肥後騒動聞書・長崎騒動聞書の合冊）

(3).水戸宝永一揆関係

御改革訴訟実録、松並某伝、松並記事、藤松夢物語、松並事跡

(4).その他

浅川騒動（寛永10年浅川騒動）、大森乱民記事（福島県の諸一揆 — 享保15年大森領・磐城平元文一揆・浅川騒動・享保2年川又領一揆の記録）、宗吾拔書、和賀一揆、九戸記、北山一揆物語（紀伊）、抜参夢物語、ほか。

中世史部会研究会の日程の

お知らせ

中 世 史 部 会

下記の要領で、第1回研究会を開催します。万障おくりあわせの上、ご参加ください。

12月 7日(土) (講演終了後、各自夕食を終え、9時までに宿舎に戻る。)

午後 9:00~11:00 打ち合せ会(今後の日程など)

12月 8日(日)

10:00a.m.~12:00a.m. (朝食終了後、午後のシンポジウムまで、宿舎(会議室)で研究会)

- ・「長祿一揆の総括」
- ・「文正一揆の問題提起」

いずれも史料は、前回配布のもの
黒川、佐藤、山陰、榎原

7:00p.m.~10:00p.m. (シンポジウム終了後、宿舎にて昼食、その後研究会)

- ・「風聞・雑説・巷説等の比較検討」酒井
- ・「今後の研究会の持ち方について(1)」

12月 9日(月)

9:00a.m.~ 1:00p.m. (朝食後、宿舎で研究会、昼食後解散)

- ・「損免関係史料の検討」(上久世)久留島
(矢野)馬田

- ・「今後の研究会の持ち方について（２）」

【編集後記】

事務局（深谷研究室）にパソコンが入りました。最初の仕事は、この会報の作成でした。今後は、「一揆史年表データベース」の構築に本格的に取り組めます。

一揆史年表 会報

第3号
1985.12.23

総合研究A「日本中・
近世一揆史総合年表の
作成」 事務局

一揆史年表中世史部会研究会の記

— 1985.12.7~9 —

中 世 史 部 会

12月 7日(土)

1:00p.m.~5:00p.m.

「山城国一揆 500年記念講演会」に参加
於宇治文化センター

講演・中津川敬朗氏「山城国一揆と私」

- ・永原慶二氏 「日本史における地域の自律と連帯」
- ・井上ひさし氏 「地域共和国の発想から」

9:00p.m.~11:00p.m.

中世部会会議

- (1).中世部会事務局体制についての確認
- (2).研究史の整理、今後の研究会のあり方について……

12月 8日(日)

8:30a.m.~9:40a.m.

研究会報告「損免関係史料についての検討」講師馬田綾子氏
東寺領播磨国矢野荘において、貞治四年、学衆方評定引付と
同年分学衆方年貢等算用状とを比較し、次のような点につい

て検討した。

- ・文書にあらわれる様々な損免をどのように解釈し、表現するか。
- ・在地内部における矛盾を、どの程度まで表現できるか。
- ・要求手続きの復元が、不可欠であること。
- ・時期によって、闘争のあり方に相違があり、したがって、一揆の視点からの時期区分と、各時期の収載基準の十分な検討が必要であること。

10:00a.m.～5:00p.m.

「山城国一揆500年記念シンポジウム」に参加
於京都教育文化センター

報告：黒川直則氏、脇田晴子氏、赤沢計真氏、峰岸純夫氏

7:00p.m.～11:00p.m.

研究会報告「一揆と風聞」レポーター酒井紀美氏

記録や文書にみえる様々な情報伝達の表現、その具体的な方法について検討し、その差異を年表に表現できるか否か、について考えた。

12月 9日(月)

9:00a.m.～3:00p.m.

研究会報告「損免関係史料の検討」（前日の続き）

同 「長祿・文正の土一揆についての検討」

レポーター 榎原雅治氏、黒川直則氏、佐藤和彦氏

両一揆を素材に、具体的なリライト作業の中からあげられる問題点について、提起した。

- ・主語をどこにおくか。
- ・記録者の主観は省く。
- ・史料中の用語（中世語）をどこまで生かすか。
- ・日付、時間の記述について。
- ・複数の一揆を、どのように区別して表現するか。

- ・ 庄家の一揆との関係が表現できるか。
- ・ 政治情勢との関係を表現できるか。
- ・ 地図の挿入を考える。

【お知らせ】

中世史部会の木村茂光氏の住所が変わりました。新住所は、下記の通りです。

〒189 東京都東村山市富士見町 1-2-39 村山第一住宅 6-206

☎ 0423-96-2915

近江の調査実施される

近 世 史 部 会

去る12月16日から18日まで、深谷克己、保坂智の両名により、近江の調査が実施された。調査対象は、滋賀県立図書館、野洲町史編さん室、水口町歴史資料館の3ヶ所であった。採集（撮影）した史料の中心は、天保十三年の近江の検地反対一揆のものであった。同一揆は、土川平兵衛を中心とする義民を生み出したが、これについても現地調査を実施した。

翌19日は、深谷克己により、京都大学農学部農林経済司書室に所蔵される一揆史料の調査・撮影がおこなわれた。同室の一揆史料は、かつて黒正巖氏のいた農史研究室によってあつめられたもので、岡山大学の付属図書館に収められている黒正文庫にはない史料郡であると思われる。

同室所蔵の一揆関係史料の細目を下に記す。

【京都大学農学部農林経済学科司書室所蔵 一揆史料目録】

1985.12.19調査

I. 大塩の乱関係

(1). 「大坂大塩乱鉦」	原本	天保九年六月作成	1冊
(2). 「天保太平記」	写本	不明	1冊
(3). 「天保乱妨記」	原本	不明	1冊
(4). 「塩平盛衰記 全」	原本	明治六年作成	1冊
(5). 「塩之満智日 上中下」	原本	不明	3冊
(6). 「大塩一代近世浪花露 上下」	原本	不明	2冊
(7). 「浪花乃はなし 乾坤」	原本	不明	2冊

II. その他

- (8). 「校訂播姫太平記 全」 謄写 昭和五年作成 1冊
(寛延二年 姫路藩一揆)
- (9). 「農民惑乱実記」 筆写 文化十二年作成 5冊
(文化十年 富山藩一揆)
- (10). 「毛利藩百姓騒動始末」 筆写 不明 5冊
(享保七年～天保四年 長門国)
- (11). 「飛驒国混雑之儀ニ付聞合覚」 原本 已十二月作成 1冊
(安永二年 飛驒国)
- (12). 「明和旭俚談涌井藤四郎義拳始末 完」 原本 明治三十一年
(明和五年 越後国) 1冊
- (13). 「作州津山御領分百姓騒動由来」 原本 安政六年作成 1冊
(享保十一年 山中一揆)
- (14). 「出羽国庄内百姓一統愁訴之写」 原本 天保十三年作成
(天保十一年 庄内藩) 1冊
- (15). 「雜記」(「後車の戒」と関係?) 原本 不明 1冊
(天保二年 長門国、天保四年 播磨国)
- (16). 「乍恐以書付奉願上候」 原本 天保十三年作成 1冊
(天保十三年 上野国緑野郡村方騒動)
- (17). 「大洲御領百姓騒動之覚書」 原本 不明 1冊
(午年 打ちこわし)
- (18). 「明和土寇録 上」 原本 慶応二年作成 1冊
(武州伝馬騒動)
- (19). 「浅川騒動之次第并村々家数写」 原本 不明 1冊
(寛政十年 浅川騒動)
- (20). 「勢州津領御領分百姓騒動」 原本 不明 1冊
(寛政八年 津藩)
- (21). 「毛利の雫 金森騒動記 大全」 コピー 不明 1冊
(宝曆 郡上一揆)

- (22). 「鳴門の夢」 筆写 不明 2冊
 (阿波国 藍専売反対一揆) ……部分撮影
- (23). 「天保度飢饉之前後ニ関スル天候經濟等聞書」 原本
 (大阪府の古老の聞書) 明治十八年 1冊

【編集後記】

前回の近世部会に続いて、中世部会でも1回目の研究会が開かれ、また、近世では史料調査がおこなわれて、いよいよ活動が軌道にのってきました。これからがいよいよ正念場と、「臍を固めている」事務局子です。

一揆史年表 会報	第4号 1986.7.23	総合研究A「日本中・ 近世一揆史総合年表の 作成」 事務局
----------	------------------	-------------------------------------

発見された一枚の高札

—土平治騒動と米穀買占め・酒造隠し造り禁止令—

川 鍋 定 男

この度、風雪にさらされ、墨書された文字の部分がかすかに浮き上がっているが、判読できない一枚の高札が、土平治騒動の主導者の子孫のお宅から発見された。それは、かすかに浮き出ている墨書の文字から、幕府が天明八(1788)年正月に発令した米穀買占め・酒造隠し造り禁止令を高札にしたものであることが知れる。そして、その高札の裏には、「天明元年組頭佐藤茂兵衛」の名が記されている。佐藤茂兵衛なる人物は、後に述べる土平治の父である。

この高札は今迄発見されていなかったが、そこに記されている法令については、既に土平治騒動によって幕府に出さしめたものと理解し、それによって土平治騒動が与えた政治的影響を評価してきた(拙稿「天明期の百姓一揆の特質と構造」『関東近世史研究』第8号)。しかしながら、この度のこの高札の発見は、そうした評価をより確かなものとすると同時に、土平治騒動で闘った人々の政治的意識の高さを示す証でもあり、数少ない一揆の物的資料となるので紹介したい。

まずその前に、土平治騒動を簡単に紹介しておこう。

天明七(1787)年十二月二十二日の夜、相州津久井県久保沢宿(上川尻村)の打ちこわしから、翌年正月六日の夜の愛甲郡田代村・半原村の打ちこわし迄、四度にわたって酒造屋の打ちこわしが起こったが、この打ちこわしは、指導者土平治の名前をとって「土平治騒動」と呼ばれている。この土平治という珍しい名前は、日常生活のなかでの私的な文書のなかで、その名が使用されていた。土平治の正式な名前は専蔵といったが、土平治という名前は、「民を平に治める」という意味で、打ちこわし以前の天明元(1781)年頃から使用されていた。この天明元年という年は、土平治が生活する牧野村で、土平治の父茂兵衛が中心となって村方騒動が起こっていた年でもあった。したがって、土平治もまた、父とともにその村方騒動で活躍したと考えられ、その頃から、この奇妙な土平治という名前を使ったものと思われる。天明七年の十二月二十二日から始まる一連の打ちこわしで、実際に土平治が指導したのは、十二月二十八日夜の日連村勝瀬の酒造屋惣兵衛打ちこわしからであった。この打ちこわしは、牧野村篠原の土平治が「落文」をし、上郷の人々を結集して決行したという。そして、翌正月四日には、一夜にして三か村(青山村・中野村川和・鳥屋村)五軒の酒造屋が打ちこわされ、続く正月六日の田代村・半原村の酒造屋打ちこわしをもってこの騒動は終息する。

この騒動の終息の後、代官江川太郎左衛門・関東郡代伊那半左衛門などの探索によって、凡そ八、九十人が捕えられたが、吟味の過程で村預けを申渡された者もいた。そのため、実際に処罰されたのは、土平治・重郎兵衛(青野原村)、利左衛門(同村)の三人が「死罪」、そして、参加した村々二十八か村にも「過料銭」が申渡された。また同時に、打ちこわされた酒造屋のなかで、日連村惣兵衛・半原村伝重郎の二人は、酒造制限令違反の罪で「江戸払い」・「諸道具取上」の処罰をうけ、また、それら酒造人の監視不行届きという罪で、それらの村の名主・組頭も、「過料銭」・「急度御叱り」の処罰をうけた。

土平治騒動は、こうした処罰で決着したが、天明八(1788)年正月六日の打ちこわしの後、日にちはわからないが、正月の日付けで幕府は米穀買占め・酒造隠し造り禁止令を出した。この禁止令は、土平治騒動に対応して出されたものであると考えられる。こうしたことから、土平治騒動は、寛政改革期の物価政策に影響を与えたと評価されてきた。

しかし、幕府に米穀買占め・酒造隠し造り禁止令を出させたことを、この騒動に参加した人々がどのように考えていたのかは、今迄知ることはできなかった。しかしながら、この度発見された高札から、打ちこわしに立上った人々は、その法令は自分達が勝ちとったものと意識し、高札にしたことが知れる。その高札にした法令は、高札にして掲げるように幕府が指導したものではなかったことから、そのことは知れよう。

いわば一揆の勝利宣言ともいうべきその高札は、風雨にさらされ、墨書された文字は判読できない状態となっており、長い間掲げられて、人々に土平治騒動のことと、その成果を伝えてきたことを物語っている。

(1986.5)

さまざまな抗議形態のありかた

— 民衆の抵抗をめぐって —

山田忠雄

I

近世の一揆史研究者の一人として、「社会史」に触発されて再認識？した一揆史上の若干の諸事実を提示して、表記のテーマについて考えてみたい。

「徳政の鐘」のような明確な目的をもった行為ほどではないが、近世の寺々の鐘も一揆の際に登場することは知られている。前近代においては、「時」（時間→暦）とともに、「音」（空間）も権力者の支配するところだったことはいうまでもない。（現代でも、われわれは「時」と「音」について完全な自由を持っているわけではないだろう。たとえば「元号法」にみられるような「時」の管理、特定者のみに許されるサイレンの「音」の管理、これらはいずれも依然として国家権力の管理下におかれている。）

たとえば、一揆蜂起の合図となる鐘の早撞きに寺々の鐘が利用されるが、一揆後きまって藩庁にたいして寺院側から詫び状なり、始末書が提出されるか、または藩庁が強制的に取り立てる。江戸の「時の鐘」にみるまでもなく、本来的には鐘の役割りは「時」を告げることにあっただろう。（もちろんそれは一義的であって、当然ながら楽の音・法要の鐘の音などもある。）

したがって、火事・津波などの非常事態を告げるとき以外は、早鐘を撞つことは固く禁じられていた。だから一揆の早鐘にたいして（一揆百姓によほど理解ある住職のばあいには）、寺院の暗黙の了解を得られたところもあっただろう。多くのばあい、住職なり納所坊主などが留めたのにもかかわらず、突きとばされて不本意のうちに撞かれてしまった、と弁明している。そのなかには、後日のため

の申し開きもあろう。だが、実際にその文言どおりだったケースも多かっただろう。鐘管理の不十分さを問われれば、寺院側としては言いわけが成り立ち難かった。（半鐘のような、消防・自警のための町・村の鐘もあったが、これらも利用された。）

つまり、封建権力者の強力な管理下におかれ、「空間」支配のシンボルであった「音」を、むざむざと一揆百姓に奪われて、しかも一揆蜂起の合図とされては、封建権力側として事態を放置しておくわけにはいかなかったのである。

今日各種の騒音という「音の暴力」に悩まされ、またある意味では「音」にたいして感覚を麻痺させられている現代人には、近世の夜の静寂さは、とうてい理解しがたい状況となった。幕末からさほど隔たっていない時機の当時の東京が、いかに静かなものだったのか、それはつぎの記述からも理解できよう。

「突如一発の砲声が聞こえた！ 続いて二発目－三発目……砲声がむやみに多くなったので、ようやく、今日は十一月三日で、天皇誕生日にあたることに気がついた。大砲は湾内の要塞や外国の軍艦から、祝砲として発射されたのである。遠雷のような砲声は、横浜からここまで風に伝わってきたのだ。」（『ベルツの日記』1876（明治九）年11月3日の記事）

「権力者の音」にたいして、蜂起の合図となった寺々の早撞きの鐘声は、まさに「民衆の音」といってもよいだろう。しかもそれは鐘だけにとどまるものではない。ほら貝や太鼓なども含まれるし、一揆百姓のおらび声やかちどきであっても、事情はおなじだろう。

一揆の合図に、鐘だけでなく、いろいろな手段を講じて蜂起を知らせた。

事態は都市打毀しにおいても同様だった。

1866（慶応二）年5月の江戸打毀しの発端となった品川宿の打毀しは、

何者共不相知面部を手拭ニ而包候男一人、南品川字御嶽町稲荷社ニ有之太鼓貸呉候様申参り、相断り候へ共押而持出し、……打鳴らし候処、（後略）（「藤岡屋日記」）

とあるように、お稲荷さんの太鼓を強引に持出して乱打し、多数の人々を集めて押出し、宿内の打毀しにかかったのである。これを皮切りに、江戸の打毀しへと局面は展開した。

II

ところで、打毀しのような激しい行動にいたらなくても、近世の都市民の日常生活のなかに、思いがけないパンチのきいた反権力的な行動が噴出することがある。しかもそれがなまじいな一揆のかたちをとらず、ごく日常的な慣習あるいは習俗に根ざした行為であるかのような、きわめて柔軟な行動様式をとっている。そのために権力側としては、一揆のように明らかな弾圧もできない。しかしそれが明らかに反権力的な抵抗運動であることには、まちがいない。そうした事例の若干を紹介したい。

1782（天明二）年11月のことである。当時京都町奉行だった赤井越前守忠栢は、江戸へ帰府することになった。かねて内意が示されていたので、もちろん本人は勘定奉行への昇進であることを承知していた。しかしかねがねこの町奉行の貪欲さにへきえきし、彼を嫌悪していた京都の町民たちは、赤井の退役＝失脚だろう、あな嬉し、と話しあっていた。そうした洛中の雰囲気の中を、赤井は江戸での出世に喜び勇んで京を旅立った。

越前守大津マテ至ルノ処、洛中出火ノ様子ニシテ火ノ手盛也、越州カ曰、火元見ヲ遣ハスベシトテ即馬役ヲ急カシメ、其身モ引返サントスルニ、家来ト、メテ曰、オカマヒナク御旅行アルベシト也、越州カ曰、イマタ程隔タラヌ、然レハ引返スヘキニアラスヤト云ヘハ、家来、イヤ出火ニテハアルマシ、子細アリト云、越州

ハ合点ユカス見合ス内、火元見帰り来テ云、出火ニアラスト、越州驚キ、何ノ火ナリヤト問フニ、叟カ曰、君二度返ラハ洛中洛外難儀タリ、因テ送り火ヲタク也ト、越州憤フラレシトナリ、(「京兆府尹記事」人巻、卷之十七)

赤井が前途に胸をふくらませて京都を発つやいなや、京都の町々では一斉に「送り火」を焼いて、赤井一行を送り出したのである。この「送り火」というまでもなく、疫病神や稲虫のような邪悪な霊を送り出すとか、葬式の出棺にさいしても送り火がたかれるのと、同じ行為になぞられたのである。つまり、赤井は洛中・洛外の人々から「病み神」同然に扱われたわけである。しかも、知らぬは赤井本人ばかりと、赤恥まで搔いている始末。京都町奉行の権威もどこへやらの、体たらくであった。なんともはや、痛烈な記事である。

似たような話は、江戸にもあった。

この一件から間もない、1784(天明四)年4月のことである。同年三月二十四日、江戸城中で若年寄田沼山城守意知が新番士佐野善左衛門政言によって深傷をおわせられたという、刃傷事件があった。この傷がもとで意知は死去し、葬られることになった。その葬列が駒込勝林寺に向う途中で、珍事が起きた。いま三田村鷹魚の著作から、すこし長いが引用してみよう。

四月七日に山城守意知の葬儀を執行した時に、沿道の見物は非常なものであったが、中には悪口するものもあるし、飛礫も沢山棺槨に当る、神田橋邸を出て本郷辺を通る頃には、飛礫も悪口も甚だしくなってきた、棺の上に掛けてある絹さえ散々に破られた。葬送の家来どもも辛抱が出来なくなったから、暴行者を取り押えて町奉行曲淵甲斐守へ引き渡した。町奉行が吟味をすると、この節町方では疫病が殊のほか流行するから、私どもは疫病神送りを致しおるに、折悪しく山城守様御葬列にまいり合せ、それとも存ぜず、声をあげ、疫病神送りに熱中したので、何にか御葬列を囁

したように聞えたのは、恐れ入った次第である、と申し立てた。曲淵甲斐守も考えるところがあったか、この真実らしくもない陳述を採用して、さようならば別段罪もない、と言って放免してしまった。（「有職鎌倉山」『三田村鳶魚全集』第十八巻）

もう、あえて説明をくわえる必要はないだろう。この田沼意知の葬儀では、「疫病神送り」にかこつけて、葬送の行列にツブテを投げつけたのにもかかわらず、町奉行の取り鎮めをうまく回避しているのである。

江戸や京都のような大都市の民衆だけではない。

たとえば、鯨井千佐登氏によって紹介された事例に、興味深いものがある。

出羽国村山郡では、1795（寛政七）年が不作だったので、近郷の諸代官所や大名領まで検見引きが行なわれているのに、幕府の代官鈴木喜左衛門の支配する長瀬代官所だけは免引きをしない。そこで「下郷村々御代官送りとして、送りもの人形等こしらへ賑々しく御座候、」と、年貢減免をしない代官への抗議として、代官の人形をつくり、これを村境へ放逐する行事が行われた。現代の世界でも、独裁者への抗議として、モデルの人形を作って、デモの場で此を焼き払うことが報道されるが、その前近代的先駆ともいえよう。

また、近世後期の陸奥仙台藩の農村社会での習俗として、同藩士によって、

在々郡村の習俗に、御代官等取り扱い苛剋（酷）、あるいは収取の筋候て、不服仕り候えば、流行り疫病神に託して、送り神と申し仕り候えば、その人の扱いをのかれ候と申すならばし御座候、折々か様の儀御座候、

と記録されている。つまり、仙台領内の村々では、代官などを流行り疫病神になぞらえ、送り神する習俗があったというのである。

その仙台藩領において1797（寛政九）年に大一揆が起きたが、その前年に領内の北部一帯に「小松送り」が流行した。それは、小松枝にその節通用角銭三文相付け、団子を以て送り神と申して、子供大勢取り騒ぎ、村境より隣村境迄送り出し候、とあるように、これも送り神にかこつけた代官送り＝抵抗の表現形態であったことは、さきの記録者が一揆後になって、つぎのように述べていることから、首肯できる。

その節奥郡（北部諸郡）扱いの御郡奉行小松左衛門様儀、何か取り扱いに苛烈の儀候哉にて、同人を送り出し、奥郡扱い申さざる様にとの事に承り申し候、

この「小松送り」は、小松の枝に小銭を結びつけて「やせ馬」とよぶ、村々の正月の習俗にかこつけて、藩の郡奉行小松左衛門の交代を要求したものである（鯨井千佐登「仙台藩の百姓一揆－寛政九年一揆の世界－」『宮城の研究』四）。さらに小松の枝に当時仙台藩鑄造の角銭（仙台領内のみ通用）を結びつけている。これは当時東北地方でひろくみられた習俗（やせ馬）だったが、この仙台銭には仙台領民が苦しめられていたことを、同領内を旅行した高山彦九郎が「北行日記」のなかに記録している。「小松送り」に使われた角銭には、そうした領民の藩への不満が表意されている、とみてもよいだろう。

一揆にはいたらなかった、あるいは一揆化のような具体的な様相はとらなかつたとはいえ、一揆以前の民衆の抵抗・抗議のありかたとして、柔軟ではあるが、このようなしたたかなものがあったことが知られるのである。ここに示したのは、ほんの一端にすぎない。

今後、この種の諸事実の発掘を期待したい。（1986.7）

【編集後記】

本研究が始まって、一年余が経過しました。振り返ってみると、戸惑うこともありました。研究会や調査旅行を活発に行ない、充実した一年でありました。今回の会報では、その成果があらわれ、近世から二本の論文をいただきました。ともに、力作です。今後も引続きメンバーの論文・報告を掲載していきます。

中世一揆年表作成についての 一試案

中 世 史 部 会

中世における一揆年表を作成するために、数次にわたり研究会を続けてきた。そこでは、年表に何を、どのように採録するのか、どのように表現するのか、といった点について、討論をおこなってきた。その結果、そろそろ具体的な検討をおこなうべき段階にたちいたったものと思われるので、文明十七(1485)年後期を例にとって、試案イ、ロを提示してみよう。

研究会では、一揆としては明確な形をとらないもの(未進や、井料要求など)をどのようにカバーするのか、および戦国期の詫言闘争の表記方法が検討されつつある。また、幕府権力による一揆の弾圧や、幕府によって鎮圧の祈禱を依頼された諸寺社の呪詛などをどのようにして一揆年表のなかにくみこんでいくのか。さらに東国・西国・畿内など、地域にわけて記載するにはどのような方法が最も効果があるのか。等々、蒐集史料から文章表現にいたるまで、課題が山積しているというのが中世部会事務局の感想である。積極的な討論と作業へのとりくみをお願いしたく思う。

(文責・佐藤和彦)

【 試案イ 】

文明十七年九月～十二月にわたって生起した諸一揆を、年月日順にべたに並べる案。

(そのさい、庄家の一揆(a)、土一揆(b)、国一揆(c)を、記号で分類する)。

9/16	土民奈良に寄せ来る〈雑事記〉 (b) 楊本庄の検使下向につき、名主より皓文をとることを下知〈雑事記〉 (a)
9/18	馬借奈良に寄せ来る〈雑事記〉 (b)
9/19	越智代官岸田ら、土一揆張本の在所に進発する〈雑事記〉 (b)
9/26	楊本庄の検使ら下向〈雑事記〉 (a) 久世庄損免の事につき披露、10石給うべきよし治定〈供僧評定引付〉 (a)
9/30	楊本庄検使帰参〈雑事記〉 (a)
10/2	大乘院毛見の結果、楊本庄に116石の進納を命令〈雑事記〉 (a)
10/4	匂田庄農民、検使の下向を要求、興福寺拒否〈雑事記〉 (a)
10/21	新木庄52石余のうち、23石を損免とする〈雑事記〉 (a)
11/1	奈良地下人ら、筒井・十市等による山城出陣の人夫役を拒否して逐電するもの多数〈雑事記〉 (c)
11/25	摂津垂水庄の年貢催促をひかえる〈東百〉 (a)
12/10	山城国一揆のため、西畠山退却するとの注進あり〈実隆公記〉 (c)
12/11	山城国人集会、一国中の土民も参集して、両畠山の退陣を要求〈雑事記〉 (c)
12/16	山城国人ら、両畠山と交渉〈雑事記〉 (c) 垂水庄の代官、早魃を理由に年貢200疋分の損免を要求するも東寺は拒否〈東百〉 (a)

【 試案ロ 】

同時期の諸一揆を、庄家の一揆、土一揆、国一揆の三段にわけて表記する案。

庄家の一揆	土 一 揆	国 一 揆
<p>9/16 楊本庄の検使下向につき、名主より皓文をとることを下知く雑事記</p>	<p>9/16 土民奈良に寄せ来る<雑事記></p> <p>9/18 馬借奈良に寄せ来る<雑事記></p>	<p>11/1 奈良地下人ら、筒井・十市等による山城出陣の人夫役を拒否して逐電するもの多数<雑事記></p>
<p>9/26 楊本庄の検使ら下向<雑事記>○久世庄損免の事につき披露、10石給うべきよし治定<供僧評定引付></p>	<p>9/19 越智代官岸田ら、土一揆張本の在所に進発する<雑事記></p>	<p>12/10 山城国一揆のため両畠山退却するとの注進あり<実隆公記></p>
<p>9/30 楊本庄検使帰参<雑事記></p>		<p>12/11 山城国人集会、一国中の土民も参集して、両畠山の退陣を要求<雑事記></p>
<p>10/2 大乘院毛見の結果、楊本庄に116石の進納を命令<雑事記></p>		<p>12/16 山城国人ら、両畠山と交渉<雑事記></p>
<p>10/4 匂田庄農民、検使の下向を要求、興福</p>		<p>12/17 山城国一揆の要求により、古市ら大和勢、山城を退く。国一揆、両</p>

<p>寺拒否〈雑事記〉</p> <p>10/21 新木庄52石余のうち、23石を損免とする〈雑事記〉</p> <p>11/25 撰津垂水庄の年貢催促をひかえる〈東百〉</p> <p>12/16 垂水庄の代官、早魃を理由に年貢200疋分の損免を要求するも東寺は拒否〈東百〉</p>		<p>畠山軍の山城への入部を禁じ、寺社本所領をもとのごとく安堵し、新関を一切立てないと決定する〈雑事記〉</p>
---	--	--

幕末・維新时期石見国における

民衆の動向

— 松島益軒「松氏春秋」の紹介 —

三宅紹宣

「松氏春秋」は、石見国邑智郡の医師松島益軒が、文久三(1863)年から明治三(1870)年まで書綴った日記体の記録である。内容は全国的な政局の情報から、自身が居住した村内の細々とした動きまで多岐にわたり、そのリアリティに豊んだ記述は、石見地方の民衆にとって、明治維新とは何であったかを克明に語ってくれる。本書は島根県関係の諸書に引用されていて、この地方ではよく知られているものようであるが、今回(1986年夏)の一揆史年表山陰合同調査において、筆者等は、初めてその実物に接することができた。所蔵されているのは、邑智郡大和村宮内の松島家である。松島家は村内を一望のもとに見渡せる高台に位置し、炎天下でも涼風の吹き抜ける風格のある御宅の中で、われわれは御当主の懇切なもてなしを受けつつ、マイクロ撮影等の調査を行った。以下、本書の内容について気付いたことのいくつかを述べて、紹介にかえたい。

まず第一に、本書は石見地方の諸動向をきわめて精緻に記録しているため、百姓一揆について、青木年表未収録のものを含めて、豊富な内容を伝えてくれる。しかも一揆蜂起に到るまでの村内の微妙な動きが、日々の記述の中にかがえる点があることも興味深い。一揆に関する記述としては、まず元治元(1864)年九月浜田藩領で、長州戦争のための軍夫動員に反対して農民が結集する動きが伝えられている。その状況は、「民人、上の軍令を聞かず、強いてとあれば一揆を起さん」というものであり、強制的な動員が行われたならば、「是非大砲の煙となることなれば、怨ある大守の煙を受けて死

したき」と、徹底して抵抗する構えをみせている。そして十一月には、邑智三ヶ村や出羽辺では、惣寄合をして、浜田藩に抵抗している。これらの農民層のうち、庄屋は当初は先頭に立って頭取となつて行くと言っておきながら、結局は動員からはずれることになったため、一般農民が激昂し、市木・矢上村においては更に庄屋を追求する動きに発展した。特に矢上村においては、翌慶応元(1865)年一月、庄屋の二十五悪をあげて、上訴しようとして計画している。

第一次長州戦争は、実際の戦闘に到らなかったため、これ以上の矛盾の爆発はおこらなかつた様であるが、慶応二(1866)年六月からの第二次長州戦争の石見口の戦闘においては、征長軍は完敗し、政治権力のアナーキーな状況が現出した。即ち、七月十八日浜田藩主は城を自焼して逃亡し、七月二十日、大森銀山領では代官鍋田三郎右衛門以下代官所役人が逃亡した。その中で石東の各地域で一せいに一揆の火の手があがった。まず、七月十八日には、浜田城下で商家の打ちこわしがあり、ついで七月二十四日安濃郡鳥井村で蜂起した一揆は、またたくまに安濃郡・邑智郡へ波及して、各地の豪農を打ちこわした。その様相を「松氏春秋」は、「先ず螺を吹き太鼓を打ち、竹鑓に鍬・鑓にて、凡そ四・五千人を四手に分かれ、平日非道の家々を打破らんと、御領内一統を打廻りの由、先触廻状を出し、その村にて何某の家を何軒打破り申すべく候間、村内一統竹槍にて相待ち申すべき旨、先触を廻し候由、言語道断、全く軍兵に類す」と記している。一揆の要因については、「当夏米一斗につき銀六匁宛致申し候処、その米実に不自由にて、大将家へ難民買ひに参り候ても一向分け遣はさざるより起こり候」と、豪農層による米穀の買占によると記しており、事実それらの豪農層がのきなみ打ちこわされている。

次に八月六日、矢上村の八幡宮へ小前百姓が結集して一揆へと展開している。この矢上村一揆は、益軒がこの時期に居住していた村であり、一揆の描写も詳細で精彩に富んでいる。一揆勢に対して、当初は豪農層による酒食の振舞が行われて事なきを得ていたが、午

後二時、斧あるいは挺子を用いて打こわしが開始され、翌七日も打こわしが行われた。これに対し、長州藩民政方国広勝馬がただ一人馳付け、六百人の一揆勢に恫喝を加えて鎮静させている。もちろん国広の背後には、長州藩諸隊の動きがオーバーラップされていたであろうが、一人で一揆を鎮静させたことは、まさに農民一揆を鎮圧するに有能な主体の形成＝維新政権の官僚の端緒を見る思いがする。

以後も石見地方各地域で一揆が続発しているが、たとえば、十一月の石見銀山領三原田久保の小民が、酒造家を焼討している事例に典型的に示されているように、豪農層による米穀買占が対抗の主たる焦点になっている。石見地方に侵略した長州藩は、慶応二(1866)年以後占領政策を敷き、その支配のもとで石見の民衆は維新を迎えた。しかし明治になっても一揆状況は続き、明治元(1868)年には通貨が不足して経済混乱となり、「逃散致さずは、この苦逃るることあるべからず」と民衆は困窮している。よって占領政策を敷く長州藩に対しても、「長州様を憎まぬ者なし」という、長州藩支配の本質をかぎつけ、その支配に反発している。一揆は、明治二(1869)年二月、および六月と散発し、明治三(1870)年一月には、浜田において、脱隊兵も加わった一揆へと展開しており、「松氏春秋」はそれをたんねんに記録している。

以上のような一揆の共通の原因として、益軒は、物価騰貴による小前層の困窮をあげている。その物価騰貴は、「物価逐々高値に相成り、万民上の交易を怨む」(元治元(1864)年三月)と、外国貿易を行っているためにおこったと認識されている。したがって、「天下の民、諸色高価を患ふるを救ふ者、只長州父子と、六十四州皆長州侯に帰服す」(元治元(1864)年八月)と、攘夷を標榜している長州藩を民衆が支持する動きがあるとしている。この長州藩支持の動きは、「雲州辺も日外か長州の御代となるかと相待つ」と、雲石地方のみならず、京都においても、長州藩になぞらえた「お萩」が爆発的に売れ、買う時にわざと値段をまけてくれと言い、「いや負けぬ」と言わせるのを楽しむ(「長州は負けぬ」という意が含まれて

いる)ことが流行している(拙稿「長州戦争期における長州藩村落の動向」『史学研究』168、参照)。従って、長州戦争においては、「中国・西国は近国の事故勿論なれども、承はる風聞にも、関摂和(江戸・大坂・京)三都の国民、三歳の稚児までも、長州侯御利戦あるべしと祈念する程に申す趣なり」と、全国的に長州支持の動きがあったことを益軒は書留めている。この動向は、慶応元(1865)年の段階になっても、「日本の大半は、長州寄依の民俗多き由、何れの国民も嘯す」と継続し、第二次長州戦争開戦の直前の慶応二(1866)年六月においても、「何とぞ長侯御勝ち遊ばされたま旨、実に神に祈る程に人々口を揃へて云ふ」と、長州藩支持の動きが伝えられている。しかし、救世主の如く見えた長州藩も、占領政策によって実際に支配するようになると、直にその虚像が打破られてしまう。すなわち、慶応三(1867)年三月には、早くも、「関東の御仁政今日に至り、僥ばしく思ふ由なり」と、長州藩支配に対して、反発を示している。そして、明治に入ると民衆の長州藩に対する反発はますますエスカレートしていく。「長州様当時風説格別面白からず」(明治元(1868)年四月)のような記述がしばしばみられるようになり、明治三(1870)年一月には、維新政権に対しても、「諸人朝政を飽き果て候風情なり」と、民衆の批判意識が存在していたことを伝えている。益軒は、この明治三(1870)年で筆を断っているため、以後の民衆の動きは判明しない。また益軒自身の思想も窺い知る由もないが、大正期まで生存した益軒が、早々と明治三(1870)年で筆を断っていること自体、政治に対する彼の態度を暗示しているとも受取れよう。ともあれ、「松氏春秋」は、ドラスチックに展開をとげた石見地方の民衆にとって、維新とは何であったのかを如実に物語ってくれる、興味のつきない史料であろう。

以上の外、目にとまった記事としては、長州藩占領下で展開された民衆教化政策である忠孝講談について、講談を聞いた側の立場に立って教化政策の内実を暴露した記事がある。忠孝談は長州藩の史料では絶大の効果をあげたとして褒賞されているにもかかわらず、

「如何様自国の自慢を交ぜ、忠孝談御上手の由なれども、大酒に耽り、御泊りの宿々三夜二日の御逗留にて、金三拾位入用かかり候由、忠孝談も口中談なりと諸人悪説する由」と、徹底的に皮肉られている。この教化政策については、長州側の史料と、「松氏春秋」の記述とをつきあわせることによって、更なるその実態の解明が期待される。

また、長州戦争期における広島城下の動向についても、益軒は医者という立場上、かなり手広い情報ルートを持っていた関係から詳細な記述がみられる。あるいは諸藩の政治的立場が、幕末期に微妙に変動していている点について、益軒はその風聞をいち早く入手して記述しており、在村の立場で、政局がどのように受け止められていたかを知る上でも貴重な史料となっている。以上、「松氏春秋」の豊富な内容に比して、紹介し尽し得ない点が多いが、本書が、百姓一揆・明治維新史研究にきわめて有益な論点を提供してくれるものであることのみ指摘して、貧しい紹介を終えたい。（1986.9）

【編集後記】

二年目も中盤を迎え、一揆年表も具体化する時期にいたりました。
各自ご研鑽をお願いいたします。

一揆史年表 会報

第6号
1987.2.10

総合研究A「日本中・
近世一揆史総合年表の
作成」 事務局

一揆史年表マニュアル近世編

近 世 史 部 会

前号の会報で、中世部会から「年表に何を、どのように採録するのか、どのように表現するのか」といった点についての、具体的な「試案」が提示された。そこで本号では、近世部会から、一年度目の討議、検討の結果をふまえてできあがった近世の「マニュアル」（年表作成の要項）を報告することとした。この「マニュアル」は、あくまでも、現時点におけるものであり、今後の具体的作業の中で実際にためされ、修正を加えられることにより、この科研費の最終年度(1988)に、その成果としての改訂版「マニュアル」が出されることになろう。

ここで提示する暫定版「マニュアル」については、近世の会員間では既に共通理解が得られたものであるが、中世のメンバー諸氏にたいしては、これまでお知らせする機会がなかったので、あらためて、ここに掲載し、検討していただくことにした。

I. 収録対象

収録すべき「一揆」の定義

『農民闘争を中心とした、被支配階級・諸身分の一揆的結合・闘争』

(1). 「近世編」の期間

1600（慶長五）年 ～ 1877（明治十）年
・ 関ヶ原の戦い
・ 地租改正と反対一揆がほぼ終了、西南戦争、立志社の国会開設建白

(2). 立項の基本原則

【基本原則】

- ①階級・階層間の矛盾・要求にもとづいて <要求・内容>
- ②徒党・集団的な結集のもとになされる <集団性>
- ③非合法的行動による闘争 <非合法性>

* 「非合法」とは？

幕藩制下の制度（訴訟方法など）・社会慣習（内済などの解決方法）において、非合法的（と認識されている）手段。

【例外規定】

ただし、合法的行動・手段であっても、権力から政治的な処罰が行われたり、当該社会で一揆に類するものとして認識されているものについては、採用する。

* 「政治的な処罰」とは？

手鎖・村預・御叱り・過料も含むものとする。

(3). 具体的諸問題

① 訴願・愁訴

- ・ 原則として採用しない。——件数無限ゆえ調査不可能。紙数にも制約がある。
- ・ ただし、例外規定に該当するものは採用する。
- ・ 国訴・助郷・河川・市場など広域的な合法的訴願は、《別表1－広域訴願年表》を特設。

* どの程度を「広域」とみなすか？

②村方騒動・質地騒動・小作騒動

- ・原則として採用しない。
- ・ただし、基本原則、例外規定に該当するものは採用する。
*「小農自立闘争」、「主家への闘争」をどうするか？

③村間出入（山論・野論・水論etc.）

- ・原則として採用しない。実力行使（殺傷・打ちこわしなど）をとこなうものであっても採用しない。
- ・ただし、以下の場合は採用する。
 - Ⅰ.対領主要求・不信をとめない、かつ非合法的訴訟・行動に発展する場合。（基本原則に近い）
 - Ⅱ.結果が内済などで終了せず、かつ例外規定に該当する場合。

④走り——逃散とは区別されるものとしての。

- *「逃散」はもちろん採用される。集団性・越訴性ゆえ。
- ・本年表では採用しない。
- ・ただし、初期の走りについては、《別表2—初期の走り年表》を特設する。

〈理由〉近世初期には厳しい領主的対応があるゆえ、初期の「走り」は非合法性という点でも、一揆に準じたものとみなすことができるから。しかし、立項するとなると、中後期以降に無数に存在した「欠落」を採用しないことと不整合をきたすため。

⑤武力反乱型一揆

- ・初期土豪反乱は採用する。
- ・大塩の乱・生田万の乱も採用する。
- ・明治初期の士族反乱は採用しない。ただし、それにとこなう農民らの闘争は採用する。
*長州の脱退騒動のような場合はどうするか？

⑥賤民の闘争

- ・対領主闘争はもちろん採用する。

- ・対平民闘争は、基本原則・例外規定にしたがって、採否を判断する。

⑦民族的闘争（アイヌ・琉球・唐人・オランダ人などの民族的闘争）

- ・これらについては《別表3－民族的闘争年表》を特設する。
- ＊対馬の対ロシア闘争、琉球の対フランス闘争は要検討。
- ＊アイヌ・琉球の内部闘争はどうするか？
- ＊海保嶺夫氏によれば、アイヌの闘争は幕藩体制下の闘争とはみなすべきでない、としていることに留意。

⑧「一揆的」なもの――不穏・未発・騒ぐ・騒動・張札・連判状
・火札・集会・強借・徒党・集会etc.

- ・原則として、基本原則・例外規定によって採否を判断する。
- ・たんなる徒党・集会・騒ぐ――基本原則・例外規定へと発展する可能性のあるものは採用する。なお、基本原則に合わない場合でも、世直し期などの場合には、状況的判断も考慮すること。
- ・強借・藩札などの取り付け騒ぎ――政策的背景や要求があり、かつ集団性のあるものは採用する。
- ・ええじゃないか・祭礼・流行踊などでの騒乱的現象――広い意味では民衆運動だが、今回は見送る。

⑨一揆禁令（走り禁令も含む）

- ・これについては、《別表4――一揆禁令年表》を特設する。
- ＊徒党禁令はとるが、五人組前書は採らない。

(4).項目の立て方（1件をどう数えるか）――長期間のもの・波及

- ・再発・連鎖するものについて
- ・一揆の部隊が数次にわたるもの、諸地域の部隊が後に合流するもの、主要部隊の解散後に諸地域に分散して闘われるものなどは1件にまとめる。
- ・異なった闘争形態で数回の闘争が行われる場合（再発）――

一時的・地域的に近接する場合には1件にまとめる。

＊どの程度の近接か？

- ・同一の要求で、同一の所領・対象だが、時間的・地域的に異なった闘争の場合（連鎖・波及）——これも時間的・地域的に近接する場合には、1件にまとめる。
- ・長期間にわたるもの——6ヶ月程度のものは1件にまとめるか？

II 原稿化の方法

(1) 「一揆データカード」（原稿カード）の作成にあたって

① 始期

- ・越訴の場合——越訴を執行した日とする。
- ・強訴・打ちこわしの場合——城下強訴や打ちこわしに向かうという具体的行動の開始日をもって表記する。

＊強訴の前提としての訴願や廻状が廻された日、あるいは一揆を決意しただけの集会の日からはとらない。それらは、経過の中で示される。

- ・張札が出されたのみ、あるいは廻状が廻されたのみで、具体的行動にうつりえなかった場合——その張札や廻状のまわった日とする。

② 終期

【原則】一揆集団が解散した日。要求の貫徹・拒否や処罰等ではとらない。（経過に示される）

- ・越訴の場合——訴願日（始期）がそのまま終期となるので記入しない。
- ・逃散の場合——集団が帰領する（帰領に出発する）日とする。代表が残留し集団が帰領する場合は、集団の帰領日、帰領に出発した日とする。代表が残留し集団が帰領する場合は、集団

の帰領日とする。（代表の交渉は吟味に準ずるものとしてあつかう）ただし帰領後打ちこわしや2次的逃散・強訴が展開する場合は、強訴に準拠し、その2次的闘争の終期におく。

- ・走り————（別表として作成）原則として走った日を取り、終期はとわないが、帰領日のみが判明する場合は終期のみを記入する。

＊始期・終期が不詳の場合は、わかりうる範囲をとる。その場合、年・月・月の上中下旬・春夏秋冬暮を使用する。

③地域

【原則】一揆発生当時の歴史的呼称とする。郷帳などに記載されておらず、公的には村扱いされていない場合でも、一揆が村と認識している場合は、通常の村同様に扱う。

- ・国名—数カ国にわたる場合も省略しない。
陸奥・出羽—明治以前はすべて陸奥・出羽とする。
ただし明治後との一貫性をもたすため（ ）中に岩代等を記入する。
- ・郡名—数郡にわたる場合も省略しない。
- ・村名—20カ村程度までは列記する。それ以上の場合は以下何カ村とする。約100カ村等の記述はできるだけさける。数郡にわたる場合は郡別に記述する。
省略する場合、発頭村や在郷町等の地域の中心地が判明するようにする。
領・筋などの通称は取り入れる。給地・蔵入地の別はとらない。

④所領

【原則】所領はすべて記入する。

＊藩名は原則として城下町名とする。代官所も陣屋

所在地とする。旗本領は旗本の実名を原則とする。預地も幕領（〇〇藩）と記載する。村内部のみの寺社領は除外する。

⑤ 要求

【原則】史料を生かし具体的に記述する。主要な要求と副次的要求とを区別しうるようにする。

* 訴状が存在する場合はそれをまとめるが、訴状に記述されていなくとも、研究史上重要なものは列記する。

⑥ 対象・形態

【原則】訴の多様性に注目し、無理に1つの闘争形態にまとめない。しかし主副の関係が判明するように留意する。

- ・ 訴の形態——強訴・越訴の区分以外に駈込訴・駕籠訴・門訴・直目安などを使用する。
- ・ 訴願先——城下への強訴、給人宅への越訴、老中への駕籠訴などと記す。
- ・ 打ちこわし——軒数は判明するかぎり表記する。いかなる側面が打ちこわされたのかを記述する。

⑦ 指導者

- ・ 頭取あるいは頭取ともくされた人物を記す。役職・生業・身分・氏名を記す。

⑧ 経過

【原則】時を追う形で論述し、以下の諸点に留意する。

- ・ 一揆の前提行動——廻状・集会・オルグ・起請文・車連判等
- ・ 参加人員——概数——史料により表現が異なる場合は併記する。
性格——村役人を含むか、漁民・女等
- ・ 一揆過程の特徴——意識・宗教・得物・鳴物等
- ・ 領主の対応——鎮圧体制・使用武器・権力内部分裂等
- ・ 結果——要求の貫徹度

- ・ 処罰—————死罪・追放刑などは種別・人数などを具体的に記述する。過料などの軽罪は総数
- ・ 波及

⑨ 通称

- ・ 研究史上あるいは地域での通称を記入する。

⑩ 特記

- ・ 義民化（義民碑の所在地と建設年代）、歌謡・舞踏などでの伝承、遺物（文書以外の諸物－旗など）、絵、劇・映画化など

【編集後期】

本号は、近世の「マニュアル」を掲載しました。具体的な作業の深化にともなって、この「マニュアル」の問題点が明らかになってくることと思われませんが、メンバーのみなさんは、どのような問題点を発見されましたか？

一揆史年表 会報

第7号

1987.2.25

総合研究A「日本中・
近世一揆史総合年表の
作成」 事務局

コンピュータによる 『一揆史年表』（近世編）の データ処理について

近 世 史 部 会

前回の会報で、近世の年表において、一揆の採用基準をどうするか、についての「一揆史年表・近世マニュアル」（年表作成の要項）を掲載したので、本号ではつづけて、コンピュータを具体的にどのように使用するのか、を示す「一揆史年表・コンピュータ・マニュアル」を掲載することにした。

本計画が発足した2年前には、「パソコン」や「ワープロ」はともかく、「データベース」とか「アプリケーション」などのコンピュータ関係の用語は、我々の間では、まだまったくなじみがなかった。しかしここ数年のコンピュータの急速な発達（かつ低価格化）にともない、歴史学研究者においても、パソコンを研究に利用しようとする試みが、積極的に行われるようになりつつある。われわれの「一揆史年表」もまた、その試みのひとつといえる。

このような状況の中で、「一揆史年表」では、コンピュータをどのように利用するのか、という質問を、最近よく受けるようになった。それだけパソコンに関する関心も高まっているように思われる。そこで、そうした関心の高まりに応える意味で、まだ試行錯誤の途中ではあるが、この場をかりて「一揆史年表（近世編）コンピュー

タ・マニュアル」を掲載することにした次第である。

I. 基本概念

(1). 処理データの量と特質

一揆史年表の作成（近世編）にあたって処理すべき情報は、一揆についてふれている「史料」・「文献」についてのデータと、それら「史料」・「文献」をもとにして抽出された、一件ごとの一揆のデータ（一揆史年表の記述の基礎となるもの）からなる。近世部会では、これらの情報をそれぞれ、文献カード、史料カード、原稿（一揆）カードに区分し、収録をすすめている。それぞれのカードの様式は、左のようなものである。

文献カードは、一揆に関する「論文」・「文献」についてのデータを収録するもので、このカードは、最終的には20,000枚くらいになるものと考えている。

また史料カードは、一揆に関する「史料」についてのデータを収録するもので、このカードは、最終的には30,000枚くらいになると考えている。

さらに原稿（一揆）カードは、『一揆年表』の内容をなす原稿となるもので、大きな一揆でカード2枚、中小の一揆でカード1枚程度の記述をおこなうとして、合計で5,000枚くらい（一揆件数じたいは、最終的には3,000件くらい）になるものとみている。

こうした量の情報を、コンピュータで運用・処理しようとする、単純な計算で、文献カードが20,000枚として約20メガバイト、史料カードが30,000枚として約30メガバイト、原稿カードが5,000枚として、約35メガバイト（「バイト」はコンピュータによる記憶容量の基礎単位。8ビット×1バイトで約1メガバイトである。）、合計で80～90メガバイトもの記憶量を処理する必要があることになる。

【文献カード】

一揆文献目録カード

執筆者	
論文名	
掲載誌名 (書名)	
発行所	
発表年月	
再録	

【史料カード】

年	
国	

一揆年表史料カード

--	--	--	--	--	--

史料	名称					
	数量	冊	通	作成年	年	
	作成者					
料	所在	県	市郡	町村		
	収録 文獻					
内	年月日	年				
	地域	国	郡	所領	藩代	
	件名					
容	抄録 注記					
	史料	<input type="checkbox"/> 原史料	<input type="checkbox"/> 写真・コピー	<input type="checkbox"/> 筆写原稿	<input type="checkbox"/> 収録文献	<input type="checkbox"/> / 所蔵 ()
テ ク ス ス	目録	<input type="checkbox"/>				
	文献	<input type="checkbox"/>				
備 考						
				記入者		
				記入日	年 月 日	

【原稿（一揆）カード】

（表）（西暦 年）

（担当： ）

(期間)	年 月 日 (年 月 日)	(備考)
	年 月 日 (年 月 日)	
(地域)	国 郡 町	
(所領)	幕領 代官	
(要求)		
(対象・形態)		
(指導者)		
(経過)		
(通称)		

（裏）

（近世一揆史年表）

(史料)	
(文献)	
(特記)	

(2).ハードウェアの構成

以上のような量の情報を余裕をもって操作するためには、オフィスコンピュータ（オフ・コン）クラスのハードウェアが必要であるが、予算の制約もあり、パーソナルコンピュータ（パソコン）を、最大限に拡張して使用することとした。ただし、パソコンは、市販ソフト（アプリケーション・ソフト）の種類も多く、かつ、事務局などの科研のメンバーが、将来個人で同機種を購入することも比較的容易であるなどの点で利点もあった（これはすでに現実化している）。そのような意味では、今後の汎用性・拡張性が期待できること、および、80メガバイトという記憶量は、パソコンが扱う情報量としては、かなり苦しいものではあるが、ハードディスク等の外部記憶装置をフルに設置することにより、必ずしも操作できない情報量ではないと判断し、パソコンの導入にふみきった。

この研究に使用する具体的な機種は、上述の使用可能な市販ソフトの多さ等の条件から、以下のものに決定した。

[ハードウェア]

本体	NEC	PC9801 VM0	（本体メモリ640キロバイト）
ディスプレイ	NEC	PCKD851	（高解像度・14インチ）
外部記憶装置	NEC	8インチ・フロッピーディスクドライブ	
	緑電子	ハードディスク	（メモリ20メガバイト）
プリンタ	NEC	PCPR201H	（24ドット）

[ソフトウェア]

ワープロソフト	システム	「一太郎」
データベースソフト	システム	「RBASE4000」

なお将来、「一揆史年表」完成時においては、一揆史年表に掲載したデータを生のまま、データベースとしてフロッピーディスクで供給しうる可能性が考えられるので、メンバーでコンピュータ（パソコン）の購入を考えておられる方は、参考にされたい。

Ⅱ「一揆史年表作成システム」(データベース「NEPIYOU」)の作成

(1).データベースの構築

一揆史年表の作成に使用するデータベースとは、データをカードないしファイルのような形で管理(記録・訂正・条件検索・並べ替え・印刷など)するソフトで、「RBASE 4000」の場合、一件あたりのデータは、最大1500字(漢字 750字)まで記録できる。この条件の中で、必要な項目とその項目ごとの字数を定義してやれば、目的にあった自己のデータベースができるわけである。

一揆史年表では、史料・文献データと一揆データを結合するために「一揆コード」とよぶ、一揆ごとの管理番号を設定した。この「一揆コード」は、一揆の発生日を番号化したもので、最終的には、この番号を昇順に並べ替え(ソート)すれば、そのまま年表の配列順番になるというものである。例えば、慶長14年10月10日は、コード番号 6090100100-13A となる。コード番号の作成原則は、以下のとおりである。

6090100100(慶長14年10月10日)の場合

- 609 (最初の 3桁) = 1609年(西暦 1609年の 4桁部分(千の単位)を除いたもの)。601~ 877 で表示される。千の単位は、近世の場合は共通なので必要ない。
- 0 (次の 1桁) = 年号の不確定表現(年頃、年間、年不詳など)を処理するための判断桁。確定される場合 0。
- 10 (次の 2桁) = 10月。01~12で表示。
- 0 (次の 1桁) = 月の未確定表現(月頃、春夏秋冬など)および閏月を処理する判断桁。確定されれば 0。
- 10 (次の 2桁) = 10日。01~30で表示。
- 0 (次の 1桁) = 日の未確定表現(日頃、上旬など)を処理する判断桁。確定される場合 0。

つぎに、実際にパソコンに入力・出力する場合、どのようなイメージになるかを掲げよう。以下はいずれも、茨城の事例で、実際に入力・出力したものである。入力は一定の入力形式（入力画面）を作っておき、一件ごとにその画面に入力していく。その例を右にあげてみた。入力様式（画面）は4種類あり、一揆ファイル、経過ファイル、要求ファイル、文献ファイルと呼んでいる。例示したものでは一揆ファイルのうち、特記の項目が一枚で書ききれなかったので、一揆ファイルは二枚にわたっている。また、文献ファイルは、一枚につき一点の文献史料を記録するので、同じコードの文献ファイルが複数できる。

次に、出力例を示す。ただし、ここでは、一つの例として、一揆ファイルからいくつかの項目を任意に選んで、一揆コード順（すなわち編年）に並べ換え（ソート）したものと、一揆コード順にソートし、なおかつ支配が水戸領であるものを検索し、それぞれ一画面のみ出力してみたものである。

以上、パソコンを事務局がどのように運営しているかの一端を、例示してみた。

【入力形式例：原稿ファイル】

①

C(データ変更),A(追加),R(変更前にリセット),S(スキップ),E(編集),D(削除),Q(終了):
[一揆データの入力・訂正・削除]

一揆コード :7490100140-13A

時期/開始:寛延2 年10 月14日 /終了:寛延2 年10 月21日

地域/ 県:茨城
/ 国:常陸
/ 郡:茨城

/ 領:笠間藩

/ 村:山口/坂本/小塩/福崎/池亀/平沢/入野/中里/富谷/加茂部/小埜/
稲/磯部/亀岡/今泉/木植/猿田/曾根/高幡/松田/友部/犬田/織田/富岡/小幡/
/上野新田/中泉

指導/参加者:磯部村名主磯部神社神主清太夫、龜岡村太郎左衛門(以上発頭人)、加茂部
村百姓代庄助・武左衛門、平沢村金之丞、(以上賛同人)、富谷村佐太郎(集会取まとめ
通称 :山外郷一揆

特記 :供養仏「義民地蔵」(江戸時代)「延義民地蔵尊碑」(昭和9年)(小塩集落)
、十六夜念仏(供養、毎年2/16)、念仏和賛(領主国替とする)、伝承「小塩義民」/
要求コード :年貢減免 形態コード :城下強訴
カード番号 : 管理番号:
f・1 f・2 f・3 f・4 f・5 f・6 f・7 f・8 f・9 f・10

②

C(データ変更),A(追加),R(変更前にリセット),S(スキップ),E(編集),D(削除),Q(終了):
[一揆データの入力・訂正・削除]

一揆コード :7490100140-13A

時期/開始: 年 月 日 /終了: 年 月 日

地域/ 県:
/ 国:
/ 郡:

/ 領:

/ 村:

指導/参加者:)

通称 :

特記 :竹竿、不稔の稲穂持参/小埜村月山寺、富谷村能福寺・小山寺、友部村石守
寺、犬田村法蔵院が頭取赦免嘆願(却下)/
要求コード : 形態コード :
カード番号 : 管理番号:
f・1 f・2 f・3 f・4 f・5 f・6 f・7 f・8 f・9 f・10

【出力例：水戸藩の一揆】

CODE	FROM	KOKU	GUN	RYOU	MURA	SUBNAME	ADD			
6020100100-13A	慶長 7	常陸	久慈	水戸藩	生瀬郷	生瀬乱／	地名伝承（地獄沢・嘆願沢・経塚・首塚・胴塚）／			
6110080120-13A	慶長 16	常陸	茨城	水戸藩	石塚／藤井	？	？			
6240130000-13A	寛永 1	常陸	久慈	水戸藩	松平	-0-	-0-			
6410070260-13A	寛永 18	常陸	多賀	水戸藩	金沢	-0-	義民照山修理／義民碑（修理ら3人の墓碑）／修理念仏（正月五月九月の命日）			
6410130000-13A	寛永 18	常陸	多賀	水戸藩	松岡領	-0-	-0-			
6410130000-13B	寛永 18	常陸	茨城	水戸藩	大足・杉崎・飯島	-0-	-0-			
7090010160-13A	宝永	常陸	多賀	水戸藩	奥野谷／	水戸藩宝永一	勘十郎堀跡（データの表示を打ち切るなら[ESC] 続けるなら他のキーを押して下さい			
	f.1	f.2	f.3	f.4	f.5	f.6	f.7	f.8	f.9	f.10

【編集後記】

本号は、パソコン特集号となりました。これまで、コンピュータのような機器と縁遠かった、われわれですが、なんとかここまでパソコンを使えるようになりました。

一揆史年表 会報	第8号	総合研究A「日本中・ 近世一揆史総合年表の 作成」
	1987.6.23	事務局

執筆に向けてラストスパート

— 1987年度第1回中世編集会議行わる —

於：東京 1987.4.25～26

中世部会

4月におこなわれた、中世編集会議の結果まとまった、「一揆史年表マニュアル中世編」を以下に掲載します。

I. スタイル

*内容上関連のつくものには綱文をたて、関連項目を列記する。

- ・一連の事項のどこまでを一件とするか、異なる地域で同時発生した一揆を〈関連〉すると判断するか別件とするか、に担当者の評価の仕方が表現されることに留意。

- ・一点の史料で一項目たつものは、綱文なしでそのままとする。

*綱文－主語、主体に“が”“を”etc.明記すること（並列に読み間違えられないように）。

【文例】大和惣国百姓が法隆寺に徳政令を要求する

- ・史料の現代語訳ではない（史料に忠実にすべき場合も当然あるが）ことに留意。
- ・出典は、当面略さず明記する（但し、平安・鎌倉遺文は、平1125号スタイルとする）。

*書式は、別紙参照。

II. 採録マニュアル

*採録期間 10世紀末百姓等解文～慶長5(1600)まで採録

*採・不採の原則

- ・基準軸 被支配層 ←→ 支配階層
一揆的結合 ←→ 個別的闘争
対権力闘争 ←→ 水平的争論
- ・被支配階層・一揆的結合・対権力闘争の3条件を満たすものはすべて採録する。
史料上、“悪党”“海賊”／“郡中惣”／“国人一揆”であっても、条件をみたすものは採録
- ・3条件のすべてはみたしていなくても、次のものは採録（もしくは後で討論）する。

列参強訴／堺争論／エゾ反乱は採録する

個別の欠落などの闘争も日時etc.わかる場合は、あとで討論することとして pick up しておく
あとで削除することは可能だが、補足することは困難であることを考慮して、基準にてらしてあいまいなものは広めに pick up しておいて、あと

で討論する

* 軍記物・文学作品を史料としてどう扱うか

・全国的なものは、以下のものにほぼ限定できよう。

「平家」・「源平」／「太平記」・「梅松論」／
「応仁記」／「明德記」・「嘉吉記」／「信長公
記」・「太閤記」・「フロイス」

・戦国期のものは、地域ごとの分担者が、史料の性格を判断してひろう。

Ⅲ. スケジュール

* 87年夏 東京在住者を中心に、数日間、日を決めて、史料編纂所の影写本を調査する

* 87年末 できた分（原稿・史料カード）および、作業過程で生じた問題点・要検討文を提出

* 88年3月末 検討会議

IV. 書式例（文例ではない）

（1）原稿用紙に書く場合

	1		20
		1485年（文明17） 8月10日	1
[改行]		大和・河内・山城の馬借が、一揆して蜂起する。	
[改行]		（年不詳、大日本史料により当年に比定）	
[一行アキ]			
	8・10	大和一国の馬借等が、河内・山城の馬借とともに蜂起して、興福寺に徳政を要求する。堤栄綱は、法隆寺に警戒を命ずるとともに徳政発布を進言する（法隆寺文書）。	10
	8・12	堤栄綱、かさねて法隆寺に徳政令を掲げることを進言する（同前）。	
	8・13	奈良辺の馬借成敗のため、畠井が奈良に赴く。	

(2) ワープロでうちだす場合

西暦	和暦	月	日	記	事
1	2	1	3	1	1
				1	1
				27	

1485	文明17	8	10	大和・河内・山城の馬借が一揆して蜂起する（年不詳、大日本史料により当年に比定） 8・10 大和一国の馬借等が、河内・山城の馬借とともに蜂起して、興福寺に徳政を要求する。堤栄綱は、法隆寺に警戒を命ずるとともに、徳政発布を進言する（法隆寺文書）。 8・12 堤栄綱、かさねて法隆寺に徳政令を掲げることを進言する（同前）。 8・13 奈良辺の馬借成敗のため、畠井が奈良に赴く
------	------	---	----	---

*ワープロ使用の場合は、A4タテ、1行40字（ケイ線も1字分）で、統一して下さい。

*原則として1項目1枚で打ち出して下さい。（紙を大量に消費しますが、整理の都合上ご協力下さい。）

*関連項目は、網文より1字下げて、日付ごとに改行して下さい。

【編集後記】

いよいよ3年目の夏になりました。今年の夏は、調査・研究会など
年表作成に向けての作業がつまっています。みなさんの一層のとり
くみを期待しています。

一揆史年表 会報	第9号	総合研究A「日本中・ 近世一揆史総合年表の 作成」	事務局
	1987.9.5		

9月末を第一次締切として 年表作成へいよいよ大詰め！

— 7月4～5日の近世研究会の報 —

近 世 史 部 会

去る7月4・5日の両日にわたって、東京大学において、近世グループの研究会が開かれた。今回の研究会の目的は、

- (1).年表の作成を実際に進めていくために、すでにくらかまどめつつある県の一揆年表の具体例にもとづいて、年表作成上の諸問題 — 項目採用基準をはじめ文例・表記など細かなことまで — を具体的な事例に即して討論し、これまで議論が続いていた懸案事項について、最終的に決着をつけること（この結果、マニュアルは修正された）。
- (2).年表刊行に向けて、スケジュールを意思統一すること。
にあった。

報告は、深谷克己氏が、三重県の例を提出したのをはじめ、茨城県、福井県、岩手県についても、それぞれ年表形式にした事例が出され、その作成過程における諸問題点が指摘された。以下、報告も含めて主な討論点と結論をメモしておく。

- ①一揆史年表を日本人だけのものにせず、世界史的・国際的なものにするためには、西暦年月日・現行都道府県の表示が必要ではな

いか。

また、西暦年月日を和年号の先に出すか。

【結論】西暦年月日は、すでに当初から原稿に記入することになっている。

現行都道府県の表示は、新設する。

西暦年が先ではなじみにくいので、和年号を先に出す。

②将来、英訳本刊行も考えるべきか。

原稿項目に、＜意識・思想＞、＜得物＞、＜出立＞を新設したらどうか。

【結論】後述。⑮参照。

③枚数（頁数）が多くなりすぎるか — マニュアルでは大（規模）1000字、中400～1000字、小400字を、記述字数のめやすとしているが、茨城県の場合では、特大3000字以上、大1000～3000字、中400～1000字、小400字以下、となりそう。

【結論】刊行ページ数を考えると、茨城の場合は少々長すぎる。重要な大一揆については、特大があってもやむを得ないが、できるだけ簡潔に記述する必要がある。体言止めなども使用するなど、文章の工夫が必要。

④原稿項目に、＜背景＞、＜結果・影響＞、＜いでたち・得物など＞、＜伝承・顕彰・義民＞、＜遺跡・遺物＞を新設したらどうか。これらをすべて＜経過＞に記入すると、＜経過＞の記事が長すぎてしまうので……。

【結論】後述。⑮参照。

⑤一揆の始期は、一揆にとっても、コンピューター入力にとっても（始期の年月日をコードとして使用するの）重要であるが、その始期の決定には困難な事例も多い（蜂起に至らない一揆も多い）

ので、一揆の始期をマニュアルのように「一揆の具体的行動の開始日」とするのではなく、「一揆を決意した時」（集会など一揆の意思の形成・成立時）とすべきではないか。

【結論】蜂起に至らない一揆は少数であり、これを一般化すると、通例の一揆でも「一揆を決意した時」を確定しなければならず、さらに困難な事態になるので、一揆の始期は、マニュアル通りに「一揆の具体的行動の開始日」とする。なお、マニュアルでは、蜂起に至らない一揆を想定して、このような場合には、張札・廻状・集会などの日時を、一揆の始期とするように決めている。

⑥村方騒動などでも、基本原則B（合法的闘争でも権力による政治的処罰などが行われた場合）に該当するものは、採用するのか。

【結論】採用の基準は、あくまで基本原則A（階級的要求・集団性・非合法性）が重視されるべきで、基本原則Bは、そのうえでの例外的規定である。したがって、訴願・村方騒動・村間出入などは不採用との原則を再確認する。

⑦広域訴願（国訴など）は、〔別表〕として収録するということが、その採用基準は、依然として明確ではない。

【結論】〔別表〕は、＜民族闘争＞（主にアイヌの闘争）のみとする。別表＜一揆禁令＞、＜走り＞、＜おかげ参り・ええじゃないか＞、＜広域訴願＞は廃止。

したがって、これらの点はマニュアルから削除することとする。

⑧文献・史料名の表記の仕方を、統一する必要がある。例えば、史料集に収録されている場合に、原史料名とは別に編纂者が命名した史料名で収録されていることがままあるが、このような場合にどうするか。

【結論】できるだけ原史料名で記入。文書所蔵者名は、未刊のものは入れるが、活字になっているものは入れない。文献および刊

本史料については、必ずページ数（始めと終わり）を記入することを再確認した。なお、文献・史料名の表記の統一については、事務局で細部を詰める必要あり。

- ⑨天明の江戸打ちこわしや、大塩の乱など、著名で大規模の一揆では、文献・史料が非常に多数になり、全部掲載するとそれだけでも相当のページ数になってしまうが、略してもよいか。

【結論】史料・文献は、あくまで悉皆掲載という原則を確認した上で、極めて多量の場合には、たとえば「〇〇騒動記ほか〇点（武州一揆史料集）」のように、まとまった史料集名を出して、その細目の個々の史料名は、略してもよいことにする。ただし、「極めて多量の場合」に限定されること、「まとまった史料集名」として代替できる場合に限られることに、注意されたい。

- ⑩他県分の情報交換が必要。

【結論】他県分の文献・史料が目についた場合には、その担当者あるいは事務局に連絡すること。

- ⑪佐倉惣五郎など、伝説性の強い一揆についてはどうするか。

【結論】＜経過＞欄でその旨を説明することとし、不採用にはしない。

- ⑫のちに作られた騒動記類などは、史料として扱うのか、伝承的なものとして＜特記＞欄に記入するのか。

【結論】江戸期～明治前期のものは、史料として扱う。明治後期の創作は、史料とせず、＜特記＞欄に記入する。

- ⑬「百姓」と「農民」の用語の使い分けはどうするか。

【結論】身分や生業を表現するためには、多様な書き方があってよい。文献・史料にあるものは、そのままの方がよいだろう。

しかし、同一項目内ではできるだけ不統一を避ける。

なお、＜参加・指導＞欄に記入する参加者の身分・階層については、百姓についても忘れず記入すること。（例「落合村百姓権兵衛」）

⑭今後のスケジュールについては、以下のように決定！

87年9月末 ———— 第1次締切！

87年12月末 ———— 第2次締切！

88年2月末 ———— 第3次締切！

⑮原稿の記載項目・記載順については、以下の（新）のように改訂

（旧）	（新）
＜期間＞和暦（西暦）	＜期間＞和暦（西暦）
～和暦（西暦）	～和暦（西暦）
＜地域＞国・郡・村	＜地域＞国・郡・村
＜所領＞	※＜現都道府県＞
＜要求＞	＜所領＞
＜対象・形態＞	＜通称＞
＜参加・指導者＞	＜参加者＞
＜経過＞	＜指導＞
＜通称＞	＜対象・形態＞
＜史料＞	※＜要求（原因）＞
＜文献＞	＜経過＞
＜特記＞	※＜結果＞
	＜特記＞
	※＜伝承・遺跡＞
	＜史料＞
	＜文献＞

※印が新設されたもの

*この変更の結果、原稿のイメージは次ページのようになります。

なお、各項目の記事内容の詳細については、後日送付する新マニュアルを参照 されたい。

【編集後記】

近世の最終マニュアルが、ついに完成しました。マニュアル作りは、一揆とは何かを、理論的に再検討することであり、その過程で、これまで十分に明らかになっていなかった問題があることも、あらためて認識させられることとなりました。

<p>一揆史年表 会報</p>	<p>第10号 1987.11.4</p>	<p>総合研究A「日本中・ 近世一揆史総合年表の 作成」 事務局</p>
-----------------	---------------------------	--

百姓の記録と領主の記録

— 明和五年末大和郡山藩領百姓一揆 —

谷 山 正 道

明和六(1769)年早々(一月中旬頃)、幕府は、有名な飛道具=鉄砲使用許可令を発した。「上方筋百姓共強訴等いたし相集候趣相聞候間、可成丈取鎮」という書き出しで始まり、「難取鎮様子ニ茂候ハ、飛道具等用候而茂不苦候」という一文で終るこの法令は、大石慎三郎氏によって初めて注目され、「農民取締り法令として画期的ともいえる」法令として評価されるに至ったことは、よく知られた事実である。その後、この法令は全国令ではなく局地令であったという点が、(本研究メンバーの御一人)山田忠雄さんによって指摘されるに至ったが、そうした法令発布の引き金になった「上方筋」の百姓一揆の展開そのものに関しては、まだまだ研究が不足しているというのが実情であろう。たとえば、山田さんは、この法令発布の背景について言及され、「明和五(1768)年十二月-翌年正月に、河内古市で綿不作で小作料減免を要求する強訴・打毀しがおき、また摂津平野郷でも不作で綿年貢の減免を求めて強訴まがいがおき、同時期に備中松山藩下倉・八田部でも年貢・運上等軽減の強訴・打毀しがあった。(中略)この一揆は隣接する庭瀬藩、足守藩の領内にも波及し、一揆がおきた。さらに同六(1769)年正月には讃岐塩飽

島で大工が徒党し、打毀しがおきている。こうした事情が、鉄砲使用許可となった背景にあったといえる」と述べておられるが（『一揆打毀しの運動構造』72頁）、大和のみを取りあげてみても、これと同じ時期に、興福寺領・旗本神保氏領・旗本平野氏領・多武峯社領・旗本多賀氏領・郡山藩領・幕領（芝村藩預所宇陀・吉野郡）・芝村藩領・柳本藩領で、打毀しを伴う激しい一揆が波及的に発生→展開していることが知られるのである。本小稿では、右のうち郡山藩領の事例について、関係史料を紹介しつつ、若干言及してみることにはしたい。

昨年（明和）の夏、大和郡山市西矢田町で当屋記録を拝見する機会に恵まれた。この記録は、各年の当屋によって書き継がれた年代記風の記録であるが、読み進んでいくうちに、明和五年の欄に次のような記載があることを発見した。

同（明和五年）極月十三日より十八日迄昼夜わかたず大相働（騒動）、御領分（郡山）南郷百姓数万人多段々郡山辺馬司・池沢村迄押寄、其上赤部村江押寄候処、三四人も御公儀江被召取候而牢者（舎）被仰付候、尤御公儀御役人赤松銀右衛門殿寄合場所江御出被成、御しつめ被遊候御事、右牢者（舎）人段々御吟味二候、年越相濟不申候程之大相働（騒動）二而御座候御事

郡山藩領では、柳沢氏の入部当初の享保十（1725）年に大規模な強訴（五～六千人参加）が発生しており、これについては従来よく知られているが、明和五（1768）年十二月に、これを凌ぐ規模（「数万人多」参加）の「大相働（騒動）」が発生したとは、聞いたこともない。そうした記載に出くわして、胸の高なりをおぼえ、何やらワッと叫び出したくなる心境であった。しかし、それほどの「大相働（騒動）」であったとすれば、何故、明和五（1768）年の大和の百姓一揆について言及した他の諸記録にはこの事件について記載されることがなかったのだろうか、そうした不安な気持ちも同時につきま

とっていた。（また、右の記載のみでは、この「大相働（騒動）」の発生原因や指導層・主体等については一切明らかにならない）。

それより一年近くたった今年の夏休み前、この「大相働（騒動）」について言及した第二の記録がようやく見つかった。高市郡曾我村の堀内長玄が書き留めた記録（天理図書館近世文書）がそれである。長玄は、この事件につき次のように記していた。

郡山御下右極月十七八日頃ニ至り、御知行所村々大庄屋へ詰かけ、是も右池尻之御下之通り成り（ル）百性願筋之由、段々に人数集り、所々方々の森の内又ハ宮森等に寄り、村々へ寄せかけ、不得心之村にてハ、大勢いの人々やしない被立て候様と申かけ候て、得心之人無之候へハ、大せいの人あばれくいたして難儀為致、夫る段々人数式三万人も集り、たいこ・かね・ほら等ふきたて候由にて、扱々大そうとう、郡山御門前迄詰かけ候由にて、段々御役人罷出御挨拶有之候由候所、人々口々に申て事済不申、夫る右之頭取人数御吟味有之由にて、相済不申候由なり

ここには、郡山藩領における当「大そうとう（騒動）」展開の様相が、西矢田の当屋記録の場合よりもやや詳しく記されており、参加強制を伴いながら一揆勢がふくれあがっていく動きの一端や、結集した一揆勢が「たいこ・かね・ほら等」を「ふきたて」ながら郡山城をめざして押し寄せようとする動きの一端を垣間見ることができる。また、「百性願筋」が「池尻之御下」＝旗本神保氏領の場合と同じく、年貢減免にあったことも指摘されており、注目される。

この記録で、長玄は、「極月十七八日頃」（この点西矢田の当屋記録の記載とは若干異なる）にこの「大そうとう」が起り、「式三万人」がこれに参加したとしている。これによって、さきの西矢田の当屋記録の「数万人多」という記載とあわせ、こうした畿内では珍しい大規模な一揆がやはり実際におこっていたのだという確信めいたものを、ようやく得ることができるに至ったのである。

ところで、右之記録に接して後、そうした「大そうとう」が領内で発生したのであれば、当然藩の記録の中に書き留められているにちがいない、との思いを強く抱くようになり、夏休みに入るのを待って、早速大和郡山市の柳沢文庫に出かけてみた。藩の公用日記「幽蘭台年録」をくっていくと、案の定、この「そうとう」に関する記載に出くわした。明和六(1769)年正月八日の条には、次のように記されていた。やや長くなるが、以下引用しておく。

一御用番の老中松平右近将監武元か亭へ留守居役のものを遣して、左の届書を出す

當月十三日比る私領分和州廣瀬郡・武下郡・葛下郡何れ之村々共不相知、願筋有之由にて、箸尾領之内枯木堤・吐田堤・板屋河岸边并他領大福寺領堤へ百姓共二三百人程宛も致会合、城下迄も願に罷越候趣、右願筋之儀に付、何日何所へ寄合候間右場所へ罷出候様、願筋相談之上ニ而城下へ罷出、直役所へ相願可申、若会合不罷出村方ハ直ニ打潰シ候段、村々へ致張紙候に付、自然と打潰され候儀を恐致会合候由、或は大庄屋村役人共方へ大勢罷越、村毎願筋致一味候様相勸メ候段、村方る代官共迄注進有之ニ付、郷同心等内々差出為致見分候處、相違無之に付、召仕之役人共右会合之場所江差越候處、其節者場所を退キ壺人も居合不申候、右ニ付小柳村役人方江役人共罷越、向寄十二ヶ村役人共呼寄、願筋等有之候者村々役人共江申達、代官所迄願出可申、所々へ会合騒立候儀以之外之致し方ニ候間、早々致退散候様ニ得と申渡、此上如何様勸メ候共、村方る壺人も致会合申間敷旨村役人共る受書取之、罷歸候、他領ニ而も所々同様之風聞有之候、然ル所未会合不相止趣致注進候ニ付、当十八日先手組町郷同心共差出、申付方及異儀候者有之ハ召捕罷歸候様ニ申付差出候所、翌十九日迄ニ百姓十三人召捕罷歸候、右ニ付追々遂吟味候様ニ申付候、右百姓召捕候已後ハ、所々会合も相止申候、勿論大相之義ニ者無御座候得共、右外る及御聞も被成候

而者如何ニ奉存候ニ付、此段御届申上候、以上
十二月廿三日

松平美濃守（〔柳沢信鴻〕）

右之趣京都の所司代へも京都におゐて届遣、南都奉行へも郡山より申遣す

これは、明和五(1768)年十二月二十三日付で、郡山藩主から幕府の老中松平武元へ提出した「届書」の控であり、領主としての立場から、この一揆の発生→展開→鎮静過程について、さきの堀内長玄の記録よりも、より詳しく記している。さきの二つの百姓の記録と比較して、特に注目されるのは、一揆参加者数に関する記載であり、一揆発生時に関して、ここでは、「箸尾領之内枯木堤・吐田堤・板屋河岸辺并他領大福寺領堤へ百姓共二三百人宛も致会合」云々と述べているにすぎない。ピーク時と想定される十八日頃の人数については全く記載することなく、「大相之義二者無御座候」云々と記しているのである。その文章の背後に、幕府への対面を考えての作為の存在を見いだすことは、そう困難なことではないだろう。

当然のことではあるが、それぞれの記録がどのような立場に基づいて書かれたのかを考慮しながら、複数の記録をつきあわせ、真実を明らかにしていく作業の大切さを、右の事例を通じて、あらためて思い知らされた次第である。明和五(1768)年末の大和郡山藩領の百姓一揆についても、より多くの関連史料を発掘し、その実像に迫っていきたいものだと考えている。以上、冗長な史料紹介に終始したが、御寛恕願いたい。

最後に一言 — それにしても、「数万人多」あるいは「武三万人」という数字自体当時実際どのようにしてはじき出されたのだろうか？

【編集後記】

本号の論文は、広島の谷山正道氏からいただきました。各地で仕事を進めている諸氏から、こうした成果が送られてくることは、事務局としてもうれしいかぎりです。

<p>一揆史年表 会報</p>	<p>第11号 1988.1.26</p>	<p>総合研究A「日本中・ 近世一揆史総合年表の 作成」 事務局</p>
-----------------	---------------------------	--

史料紹介

『尊経閣文庫所蔵文書』所収の 播磨国鶴庄関係史料

榎原 雅治
高橋 敏子

1987年8月24～28日、『一揆史年表』中世史部会は、東京大学史料編纂所において、東京所在の影写本より一揆関係の史料を検索する作業を行なった。その結果は、後日『一揆史年表』を作成するなかで活用されることになろうが、ここでは、その中より、『尊経閣文庫所蔵文書二』所収の播磨国鶴庄関係史料を紹介する。

この史料は、文永八(1271)年百姓清重・友連と本所代官定舜の間に起きた相論の際の相方の申状(計六通)を、本所法隆寺において書き留めたもので、「鶴庄相論引付」とでも呼ぶべきものである。直接、百姓の一揆を示す史料ではないが、『鎌倉遺文』に未収であり、かつ鎌倉期荘園村落のあり様を物語る興味深い内容であるため、次に全文を掲げるものである。

なお、この史料は東京大学史料編纂所写真帳『尊経閣古文書 二三(伊の坤)』にも収められている。

依為余本 自西園院 請申早

安置法隆寺阿彌陀院

諸進定舜謹言上、

欲被召誠清重弥三郎・友連藤太郎兩人講堂浮免所當未進并條々狼籍事、

副進

二通 彼等請文案

一通 未進注文

件浮免者、講堂安居供之料田也、堂家規模之供米、寺家泰平之祈禱、尤可被重者也、而所當每年牢籠而有名無實之間、定北分之年貢〔

〕課役、永代不可令增減之由、令出嚴重之請文了、爰百姓等、或玆弁濟色代致高募、或申懸損亡之訴訟、致數多之未進、已以違背請文之條勿論也、其外不法非一之間、改作人申付別人之處、企種々惡行、終自遂耕作之條、狼籍至超于常篇、早且任請文之旨、隨注進之員數、令究弁兩年之未進、於其身者、欲被召誠之狀訴之段、粗言上如件、

已上初度訴狀案文引之間、捨集散々草案、大旨注之、定於文章者相替款、然而於旨趣者不可有相違款、

文永七年九月廿二日到来

鶴御庄東保條百姓清重・友連謹陳申

為定□(舜)友連料田所當米對捍由、被許申無其謂子細間事、

副進

年々御返抄案五通清重分

件子細者、清重分浮免田、元者三斗代也、雖然定舜時、始乎被上于四斗代之間、年々仁令究濟事、見于所進之返抄案、而何有文永五年未進由、可被訴申哉、極無實也、於去年者為大損亡之間、云自余浮免、□(云)御庄之損亡、裁許無其隱者也、然間以作毛之分濟、致其弁了、且損亡年者、隨毛可有御裁許之由御約束有之、何可為對捍儀

哉、可有御邊迹者也、次友連同以無未進者也、於返抄者、預置仁他
行之間、彼歸來之時可令注進也、友連分之浮免田四段、元者四斗代
也、然ヲ定舜之時始被上四斗五升代早、雖然致文永五年者全以無未
進者也、於文永六年者、為大損亡間、以作毛之分際、致其弁了、清
重之申狀以同篇款、全以對捍義者哉、仍為被停止彼濫訴、謹披陳言
上如件、

同九月

諸進定舜重申

欲早停止彼等自由謀陳、任請文旨可遂未進弁濟由、被下御教書、
於其身者、可企參洛由□(被)下呵法召符子細事、

一、兩年未進事、

彼文永五年者、以播州目別~~一斗~~(錢直□□)之准令運上代錢之間、
當國之和市~~為一目別八升~~(直法□□)之間、致數多之未進、此條
兼察彼此錢直之相違之故、以法隆寺定可致弁之由、令出精文了、
何掠取國定返抄備于龜鏡乎、同六年者以無損亡之訴訟、以定得田
可令弁濟之由、請文狀分明也、全非依損亡可致對捍、然者為□如
此之百姓之奸心、令及條々之請文之處、不隔幾年序、猶以致矯飭
之沙汰之條、對余方々所行彼察□□□、縱雖非堂家之訴訟、為傍
輩、尤可有御罪科者也、

一、狼籍事、

如先段申、去年去々年兩年及數多未進之上、清重兩度出請文之內
先度請文之時、雜紙一連可弁之由、雖載之、自文成之年至文永之
年五ヶ年、全無其沙汰、後段請文之時、厚紙一帖計乍請申之
却無一紙之弁、如此之不法已意重疊之上、且任請文、去春被改作
人、充行于他人之處、或臨作期入田中、致種々狼籍、或□□門迴
無盡之秘計、而終妨新作人、自押而遂耕作之條、凶惡甚何事如之
哉、殆御庄內之居住有無者歟、友連既捧同心之□訴狀了、諸
事為百姓之身領主忽緒之企、誠而有余者也、者早[]年未進
者、任先度注進之員數、致其弁、於其身者、速可企參洛之由、欲

被下呵法之召符矣、依堂家評定、諸進定舜重言上如件、

文永八年

正月十四日到來

桑原清重并友連重弁申

法隆寺講堂浮免文永五六年所當事

諸進定舜重訴狀云、文永五年者以播州錢直之准、令運上代錢之處、當國和市直法口大之間、致數多未進早云々、此條、以返抄備龜鏡者結解之定法也、而如清重所進文永五年返抄者、口鶴庄安居米事、合二石四斗云々、返抄分明之上者、何可及子細〔 〕、以同訴狀云、同六年者、以定得田可弁濟之由、請文分明也、全依損亡不可被對捍云々、此條、入請文事者文永六年也、且件田者、元三斗代也、口尊心沙汰之間、不可有相違候也、依令契約可弁濟四斗代之由、載請口之間、逐年無懈怠致其弁之處、文永五年之所當、任請文旨作口楫東太郎與備中房於相論狼籍事者、清重不可被懸其沙汰者也、何可及訴訟哉、次同狀云、押遂勸農云々、此條新作人備中房與本作人楫東太郎、依令相論、荒彼田之間、清重遂勸農可全御年貢之由、自下司御方被押懸之間、遂其節之條、有忠無咎、若相貽御不審者、可有御尋者欵、欲蒙御成敗儀事、領作田時者口無懈怠、殊其沙汰了、此外雖多子細、為 無所不能陳答、仍重言上如件、

二月十九日進之

諸進定舜重申

欲早今月中可企參洛由、被下嚴密召符、及遁避者、速被行所當罪科、鶴庄東南條講堂夏供料田作人等自由狼籍子細事、件子細、度々彼等請文狀并狼籍之次第、以前具令言上了、而每度捧奸濫之陳狀、掠申無盡之虛誕之條、不被召寄者、尤難明、然者、就今度陳狀條々、雖有可糺申之不實等、早可被召上之門者、不能委細言上、併期彼等參上之時者、早清重・友連兩人今月(二月)中可企參洛、而明申之由、被下嚴密御召符、尚以被遁避者、速欲被行所當罪

科矣、

四月十六日到来

桑原清重并友連等畏言上候、

抑依講堂浮免沙汰預御召文候之条、恐入候、彼浮免事、去文永二年、始宛賜于清重等候之時、於無所当未進者、不可改作人職之由、乍令契約候、無一立未進候之處、背彼契状、去文永五年、彼改作人候之条、雖無、無術次第候、乍歎罷過候之日、友未進之由被申候之条、存外次第候歟、文永六年者、楫東太郎作之、仍於彼年者、非可相綺清重候、去年文永七年者、備中房与楫東太郎、依相論、彼田令不作候之間、自下司御方彼不作之条、已公平闕如基也、縱雖令違作期、速遂耕作、可相待内檢之由、彼押懸候之間、依難背彼仰候、愍雖立苗候、一向損毛之間、可被損裁由、度々雖令訴申候、無其計候之間、彼作稻於田中、令朽失無代候了、而年々未進在之云々、此条存外之申状候、且々契口返抄案文進覽之、無未進候之条、明白候也、雖令參上候、此外者、不可口別子細候歟、以此状等、於理非者、可仰高察候、此上尚貽御不審御(マ)候者、馳過農節候之後、早速企參洛、而可令明申上候、以此趣可然之様、可有洩御披露候、清重等恐惶謹言、

文永八

卯月六日

桑原清重等

追申上候

所下給候法隆寺訴状三通并返抄・契状案、進上之訴状者、出对之時、彼隨身候事、雖沙汰之法度、隨御尋進上之、重恐々謹言

【編集後記】

本号は、中世の榎原・高橋両氏から、史料紹介をいただきました。会報も11号をかぞえ、本研究も大詰めを迎えました。皆さんからも、総括に向けての報告が続々と届いています。

あ　と　が　き

本研究は、I. 研究の概要で述べた、研究代表者と研究分担者が中心になったことは勿論であるが、全国にまたがる対象でもあるので、それ以外の多くの方々の協力なしには進めることができなかった。それらの方々からの協力なしには、本研究は遂行できなかったといっても過言ではない。以下に氏名を列記して感謝にかえたい。

中世史関係では、伊藤喜良（山梨県立女子短期大学）、榎原雅治（東大史料編纂所）、川崎千鶴（日出学園高校）、川島茂裕（麻布大学講師）、久留島典子（東大史料編纂所）、黒川直則（京都府立総合資料館）、酒井紀美の諸氏。

近世史関係では、浅見隆（角川地名辞典編集室）、川鍋定男（都留市史編さん室）、菊池勇夫（宮城学院女子大学）、斎藤純（専修大学講師）、斎藤善之（早稲田大学助手）、谷山正道（広島大学講師）、堤洋子、宮崎克則（九州大学大学院）、吉田優（市立市川歴史博物館）、吉武佳一郎（市川学園高校）の諸氏である。

一揆史研究も、『一揆』五巻からこの総合研究を進めてきた十年間ほどのあいだに、新しい論著と研究者があらわれ、これまでにならぬ研究関心が提起されてきている。協力者の方々もふくめ、それらの多様な学問上のニーズに応えられる一揆史年表の完成に向けて励みたい。

深谷 克己